

東京都男女平等参画推進総合計画(素案)

東京都

令和8年6月

第1編 計画の基本方針

第1章 計画の基本的枠組み

1. 計画策定の趣旨

- (1) 東京都男女平等参画推進総合計画とは
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画期間
- (4) 都及び国等の主な動き

2. 都の男女平等参画の現状と課題

- (1) 男女平等参画を取り巻く社会的背景
- (2) 前計画における主な取組
- (3) 都民意識の変化

3. 計画改定にあたっての考え方

- (1) 総合計画策定にあたっての基本的な考え方
- (2) 個別事項における視点
 - ・東京ウィメンズプラザの機能強化
 - ・配偶者暴力対策を進めるにあたっての視点
 - ・女性活躍の輪～Women in Action～

第2章 計画の基本理念とビジョン・体系

1. 基本理念と4つのビジョン

2. 計画の体系

第2編 計画の具体的な展開

第1章 ビジョンの実現に向けた施策

ビジョン1. 男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現

- 柱1) ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 柱2) 家庭・地域での活動支援

ビジョン2. 雇用・就業分野における女性活躍の推進

- 柱3) 女性の選択肢の拡大
- 柱4) 企業の持続的な成長

ビジョン3. 男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備

- 柱5) 男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動
- 柱6) 安心して暮らせる環境づくり

ビジョン4. 配偶者暴力対策

- 柱7) 切れ目のない支援体制の整備
- 柱8) 関係機関の連携・人材育成

第2章 計画の着実な推進

1. 計画の推進体制

2. 計画の着実な推進と改善

3. 計画を一層推進するための広報・啓発

4. 配偶者暴力対策の推進

■ 第1編 計画の基本方針

この計画の位置づけや男女平等参画を取り巻く社会的背景、都の基本的な考え方など計画の基本方針について記載しています。また、その実現に向けた計画の基本理念と4つのビジョン、8つの柱について記載しています。

■ 第2編 計画の具体的な展開

計画の基本理念を実現するための具体的な施策について記載しています。

PICK UP事業 : 8つの柱ごとに特に重点的な事業について掲載

本紙掲載事業 : 各局で展開する主要な事業について掲載

別紙掲載事業 : 上記の事業を含め関連する都の事業と、都民・事業者の取組を掲載

本総合計画では、条例等の略称を以下のように表記しています。

略 称	正 式 名 称
総合計画	東京都男女平等参画推進総合計画
基本条例	東京都男女平等参画基本条例
女性活躍推進条例	東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
配偶者暴力防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律

第1編

計画の基本方針

第1章

計画の基本的枠組み

1. 計画策定の趣旨
2. 都の男女平等参画の現状と課題
3. 計画改定にあたっての考え方

01

計画策定の趣旨

- (1) 東京都男女平等参画推進総合計画とは
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画期間
- (4) 都及び国等の主な動き

(1) 東京都男女平等参画推進総合計画とは

■ 計画の趣旨

- 都は、平成12年(2000年)3月に東京都男女平等参画基本条例(以下、「基本条例」という。)を制定し、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、平成14年(2002年)1月には、都の施策及び都民・事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定し、以降5年ごとに計画改定を行い、様々な取組を推進してきました。
また、家庭内等における配偶者等暴力や、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止等についても基本条例制定時に「性別による権利侵害の禁止」として定め、以降その対策に取り組んできました。

■ 基本条例の基本理念

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- (3) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

- 国においては、平成11年(1999年)に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画が策定されるとともに、平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、令和7年(2025年)の改正では、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大が定められました。
- 配偶者等暴力の防止に関しては、平成13年(2001年)4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者暴力の防止や被害者保護に係る国や地方公共団体の責務が初めて明示されました。平成16年(2004年)の改正では、都道府県による基本計画の策定が定められ、都道府県基本計画の指針となる「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための指針に関する基本的な方針」が定められ、都はこれを受けて、平成18年(2006年)3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、取組を進めてきました。
- これらの取組により、男女平等参画は着実に前進し、女性の活躍推進に対する社会の気運も高まってきました。しかし、今なお、家庭や地域社会等のあらゆる場面で固定的性別役割分担意識は根強く残っており、雇用・就業分野における男女間格差も依然として存在しています。配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力や様々な形態の性犯罪・性暴力の防止に向けた対策についても着実に実施してきましたが、引き続き積極的に取り組むべき課題です。
- 基本条例に掲げる基本理念の実現に向け、男女平等参画、女性活躍推進、配偶者暴力対策の施策を総合的かつ計画的に推進していく観点から、都は、法定計画である「都道府県男女共同参画基本計画」、「都道府県女性活躍推進計画」、「都道府県配偶者暴力対策基本計画」を一つの計画として、平成29年(2017年)に「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。
- さらに、誰もが生き生きと暮らす社会の実現に向け、雇用・就業分野において、女性はその個性や能力を発揮できる環境の整備を一層推進するため「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を令和7年(2025年)12月に制定しました。
- 令和7年(2025年)4月、都は「東京都男女平等参画審議会」に対して総合計画の改定に当たっての「基本的考え方」を諮問し、令和8年(2026年)4月に答申を受けました。この答申を踏まえ総合計画を改定し、都の男女平等参画施策を一層力強く推進していきます。

(2) 計画の位置づけ

(基本的な考え方)

- 男女平等参画の促進に関する都の施策及び都民・事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(法令上の位置づけ)

- 男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県男女共同参画計画及び基本条例第8条に基づく行動計画です。
- 女性活躍推進法第6条に基づく都道府県推進計画としての「東京都女性活躍推進計画」及び配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画としての「東京都配偶者暴力対策基本計画」を一体的に策定するものです。

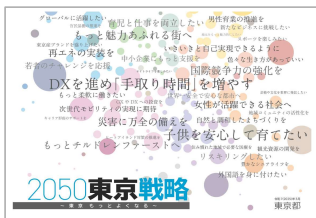
(他の法令・計画等との関係)

- 都の基本計画である「2050東京戦略」を推進する計画であるとともに、他の法令や計画等との整合を図りながら策定します。
- 令和7年(2025年)12月に制定した「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」の趣旨を反映します。

(3) 計画期間

- 令和8年(2026年)度から令和12年(2030年)度までの5年間

2050東京戦略



2050東京戦略で掲げるビジョン
実現に向けた取組の推進

東京都男女平等参画基本条例

具体的な行動計画

東京都男女平等参画推進総合計画

東京都女性活躍推進計画

東京都配偶者暴力対策基本計画

条例の趣旨の反映

女性活躍推進条例

法に基づく計画

男女共同参画社会基本法

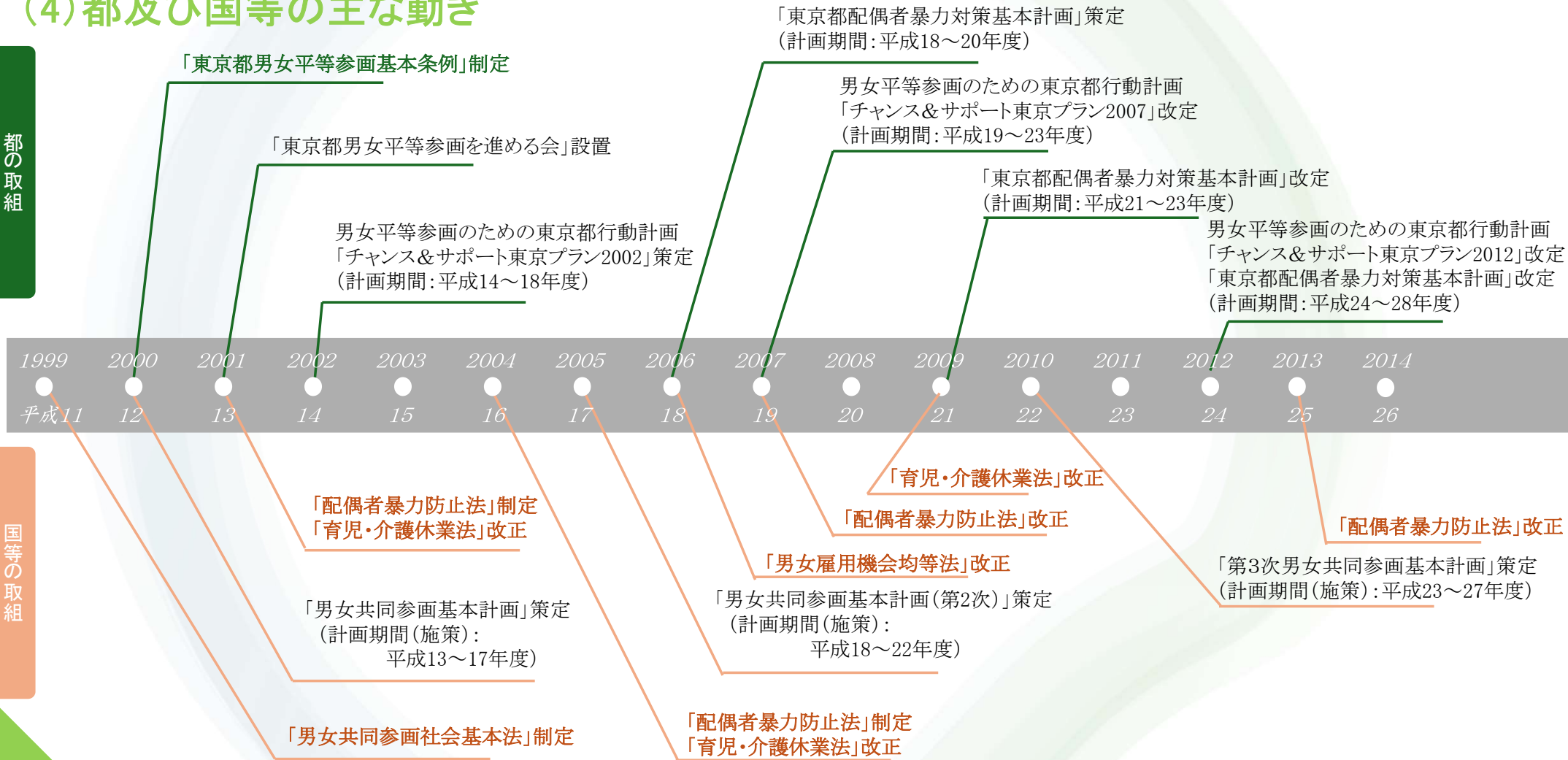
女性活躍推進法

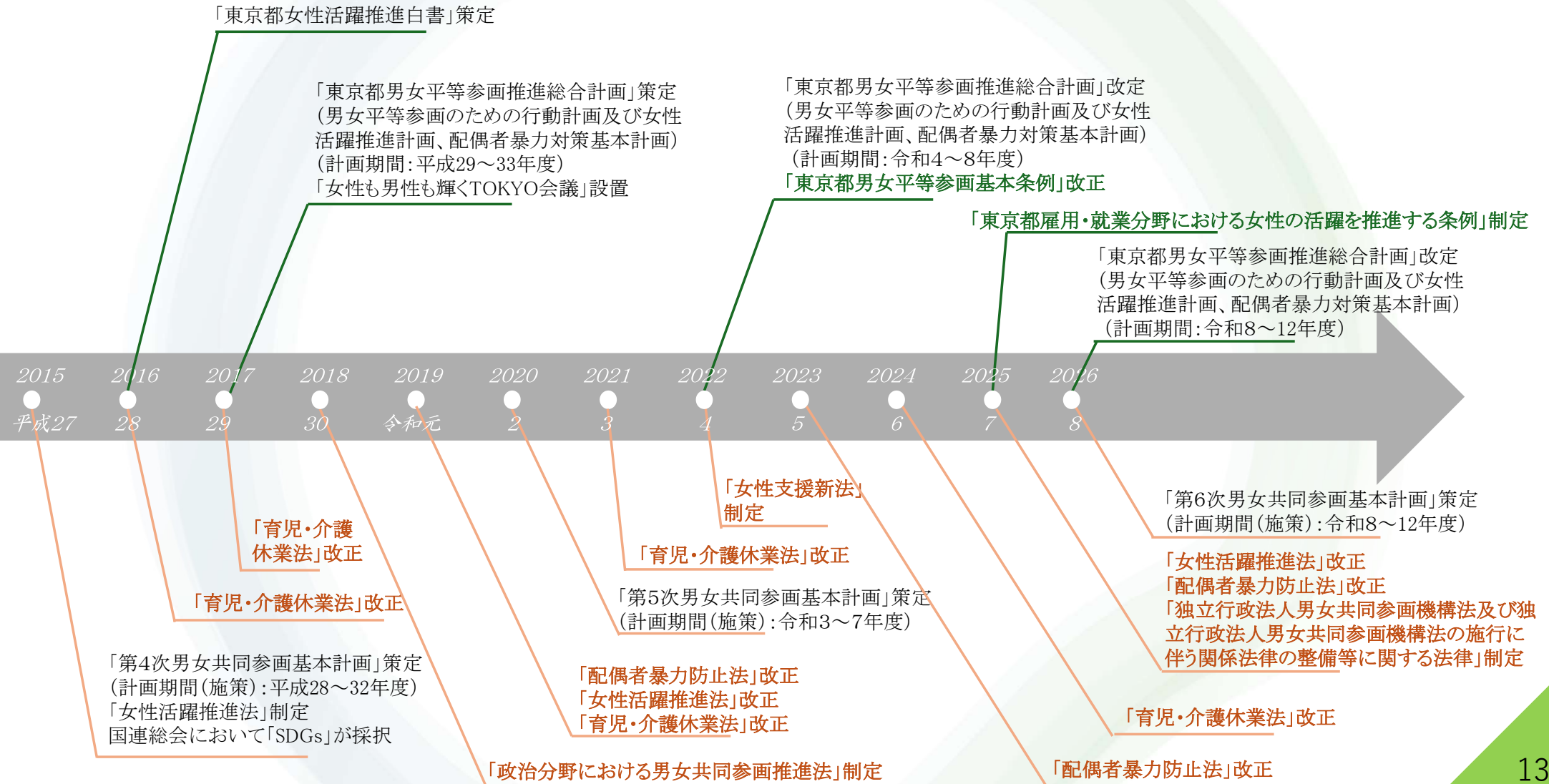
配偶者暴力防止法

(4) 都及び国等の主な動き

都の取組

国等の取組





02

都の男女平等参画の 現状と課題

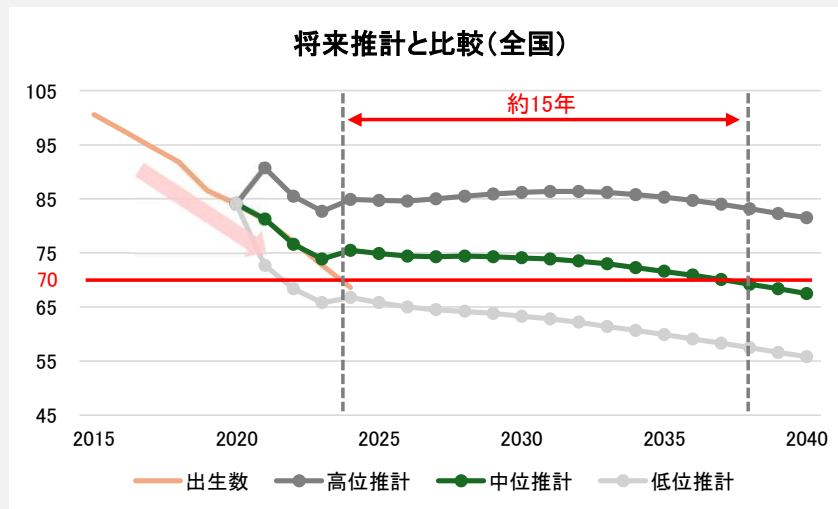
- (1) 男女平等参画を取り巻く社会的背景
- (2) 前計画における主な取組
- (3) 都民意識の変化

(1) 男女平等参画を取り巻く社会的背景

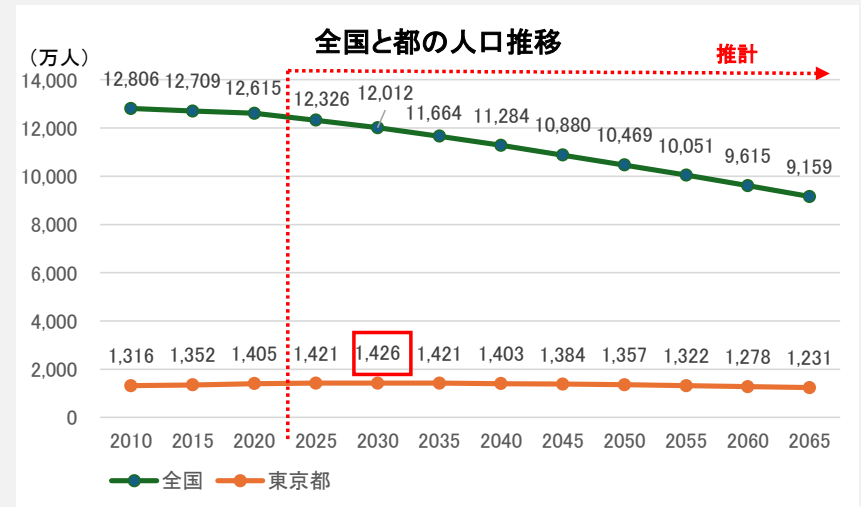
人口減少・少子高齢化

1

- 日本の出生数は減少の一途を辿り、予想を超える速度で人口減少が加速しています。出生数は令和6年(2024年)には70万人を下回り、国の将来推計(中位推計)よりも約15年早く少子化が加速しているのが現状です。
- 都については、総人口は1,400万人を超え、今後も人口の増加が続くものの、2030年をピークに減少に転じる見込みです。

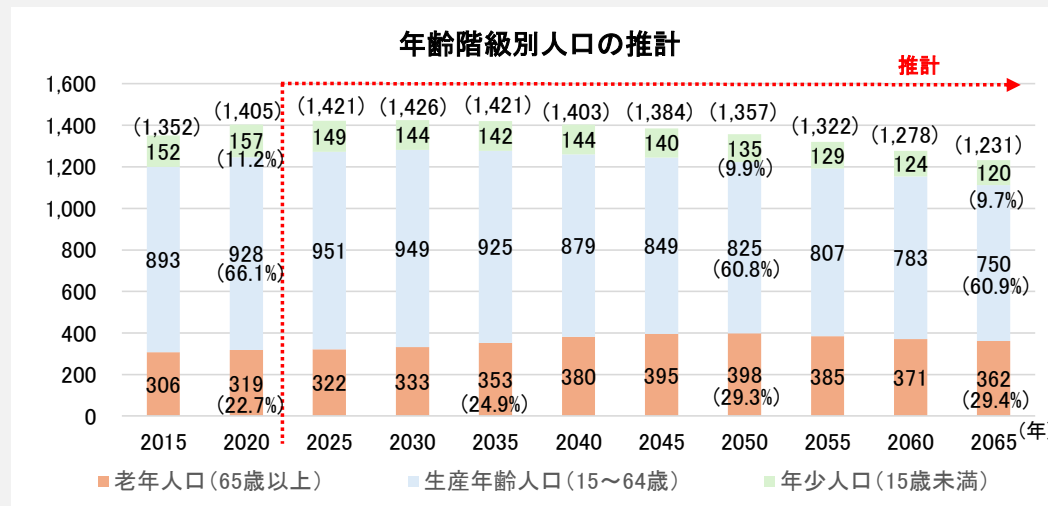


【出典】厚生労働省「人口動態総覧調査」および
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」より作成



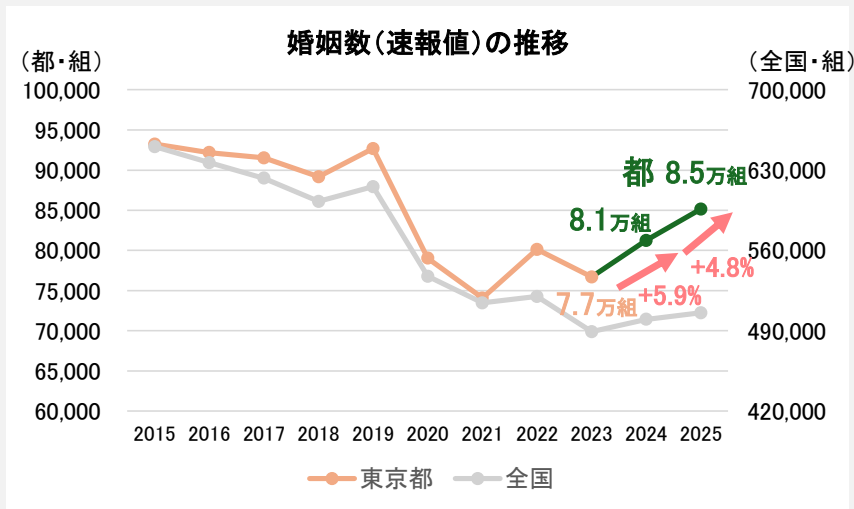
【出典】総務省「国勢調査」および
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」等より作成
(備考)2025年以降の東京都の人口は東京都政策企画局による推計

- 東京の将来人口を年齢階級別に見ると、2065年には2020年に比べ、年少人口（15歳未満）は23.8%、生産年齢人口は19.2%減少する見込みです。
- また、高齢化率は、2035年には24.9%（約4人に1人が高齢者（65歳以上））となり、2050年以降は29%以上で推移する見込みです。

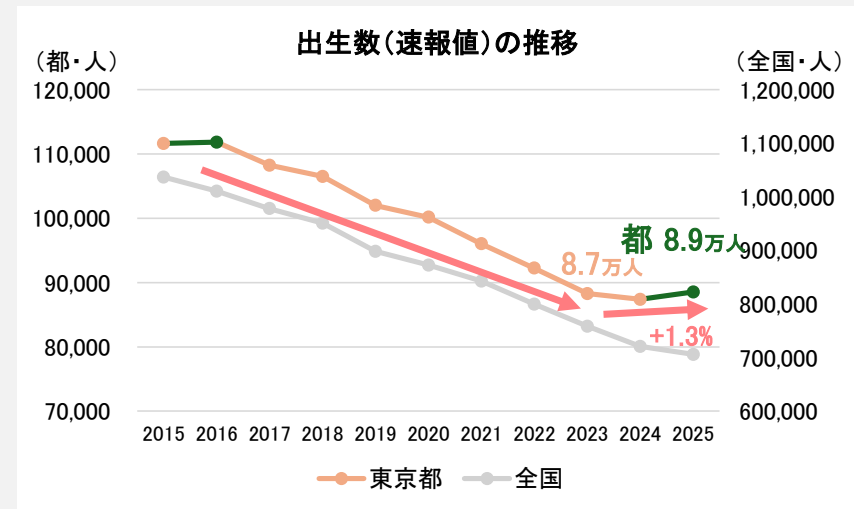


【出典】総務省「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」より作成
 ※2025年以降は東京都政策企画局による推計
 ※グラフ上部の()内の数字は、総人口。内訳の()内の数字は、人口に占める割合
 ※四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

- こうした状況下でも、都では、令和6年(2024年)は出生数の先行指標と言われる婚姻数が増加に転じ、令和7(2025)年も4.8%増と、2年連続で大幅に増加しました。
- さらに、減少してきた都内出生数も、令和7年(2025年)は9年ぶりに増加し、1.3%増となりました。



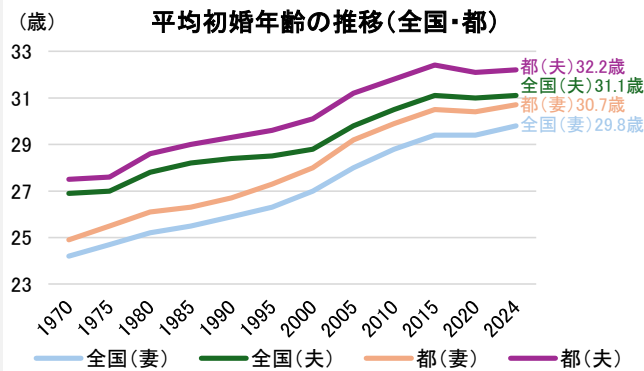
【出典】厚生労働省「人口動態統計」より作成



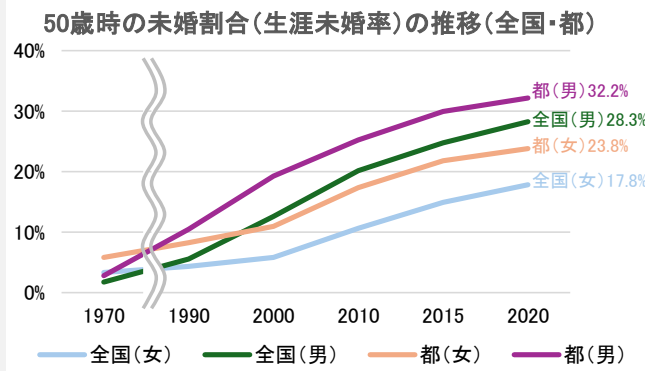
【出典】厚生労働省「人口動態統計」より作成

社会経済環境の変化 2

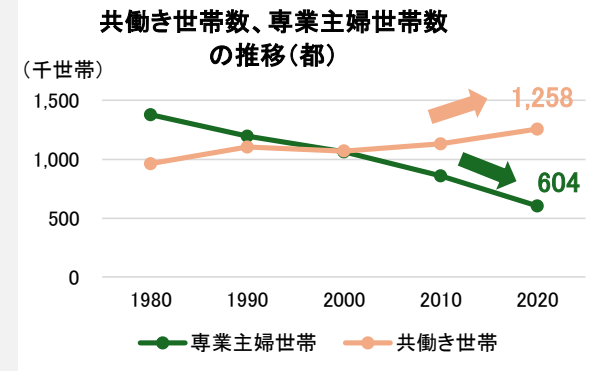
- 戦後の復興期、高度経済成長期を通じて、戦後日本の社会経済制度が構築され、人々の働き方や生活のあり方も、この社会経済制度と整合性をとる形で形成されてきました。
- 高度経済成長期を通じて核家族化が進行し、女性が家事・育児を担い、男性が給与所得者として働くという固定的な性別役割分業の形態が進み、税制、社会保障制度等の枠組も片働き世帯を標準として設計・構築されていました。
- バブル経済崩壊後の「失われた30年」とも言われる低成長時代においては、晩婚化・未婚化の進行、共働き世帯の増加、高齢単身世帯の増加、急速に進行した経済のグローバル化による国際競争の激化などにより、社会環境は大きな変化を遂げています。



【出典】厚生労働省「人口動態調査」より作成



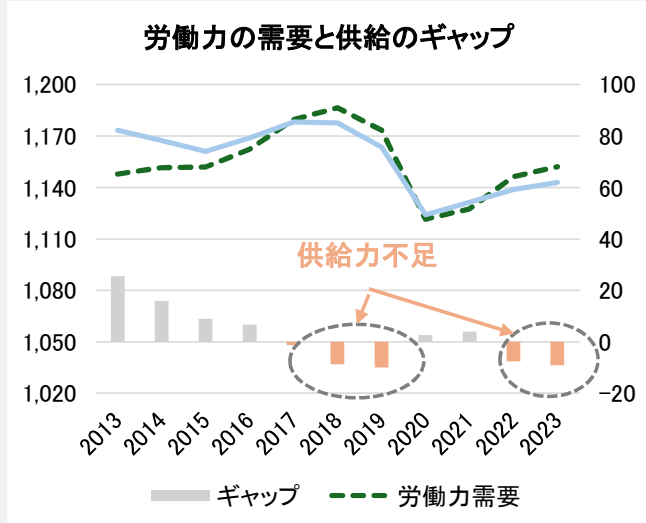
【出典】国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2025」より作成



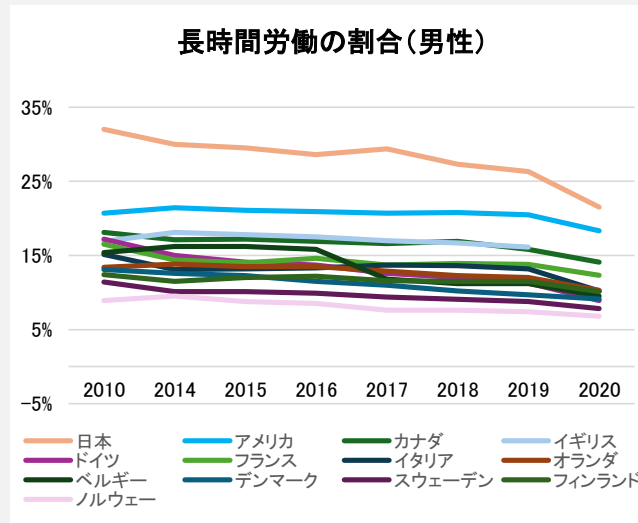
【出典】総務省「国勢調査」より作成

- また、近年、労働力の超過需要による人手不足感が強まっており、今後、生産年齢人口の減少も相まって、労働力不足の深刻化が懸念されています。
- 日本男性の長時間労働者の割合は減少傾向にありますが、他国と比較すると、依然として高い状況にあります。

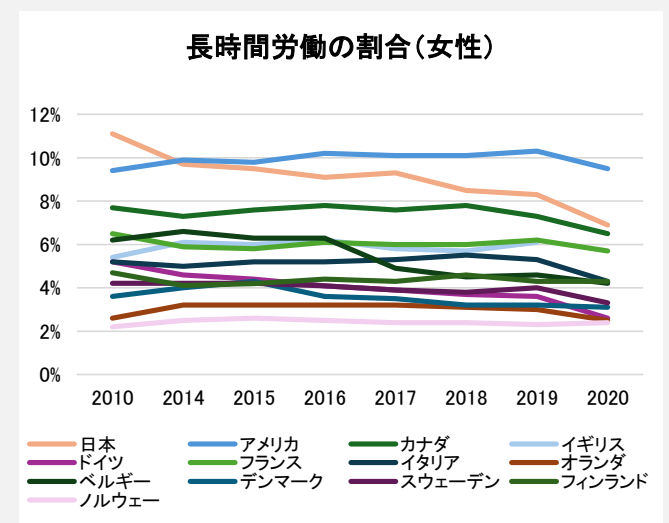
長時間労働割合の国際比較



【出典】厚生労働省「令和6年度 労働経済の分析 人手不足への対応」より作成



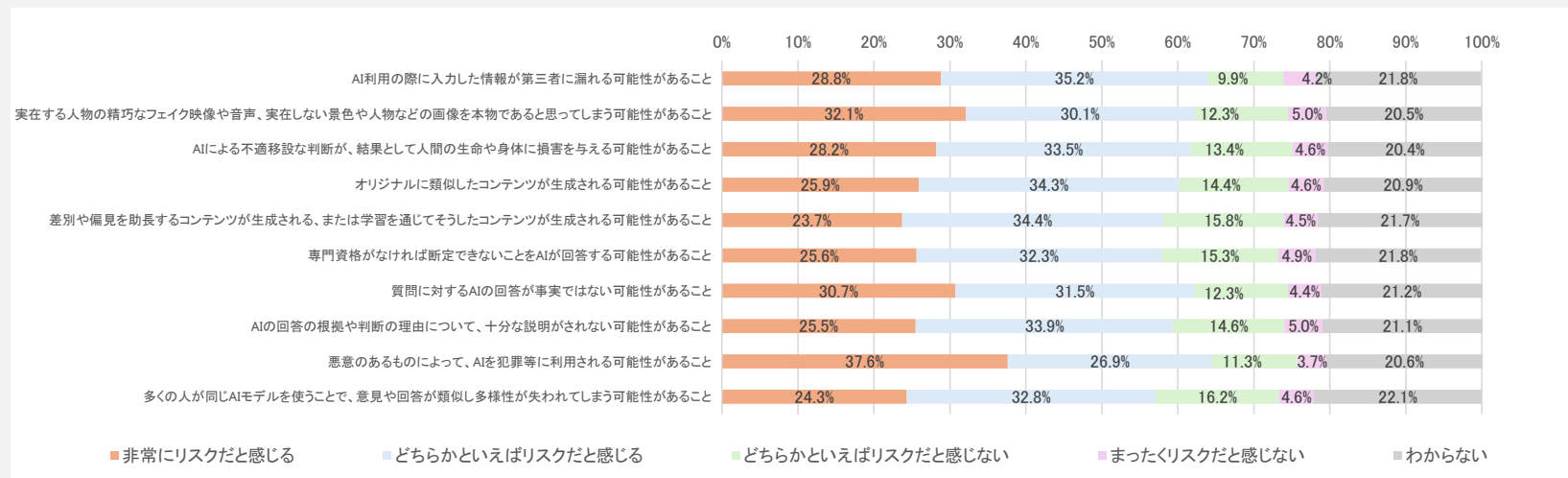
【出典】独立行政法人労働政策研究・研究機構「データブック国際労働比較2022」より作成



【出典】独立行政法人労働政策研究・研究機構「データブック国際労働比較2022」より作成

- 生成AIを含むAIの技術革新により、今後、様々な領域でAIが人間の作業をサポートすることで労働環境が変化し、社会の構造自体が大きく変革するほどのインパクトが起こることが見込まれます。
- 一方で、AIのもたらし得るリスク(学習データの偏りによる性別役割分担意識の固定化、AI技術の悪用によるディープフェイク※1ポルノ等の人権侵害等)や、SNS等のコミュニケーションツールの普及に伴い顕在化した課題等(エコーチェンバー※2等による偏見・差別の助長、SNS等を通じた誹謗中傷等の人権侵害、SNSの利用に起因する性犯罪等)は男女間の意識の形成に様々な影響を与え、男女平等参画社会の実現を阻害する可能性が指摘されています。

AI利用リスクに関する考え方



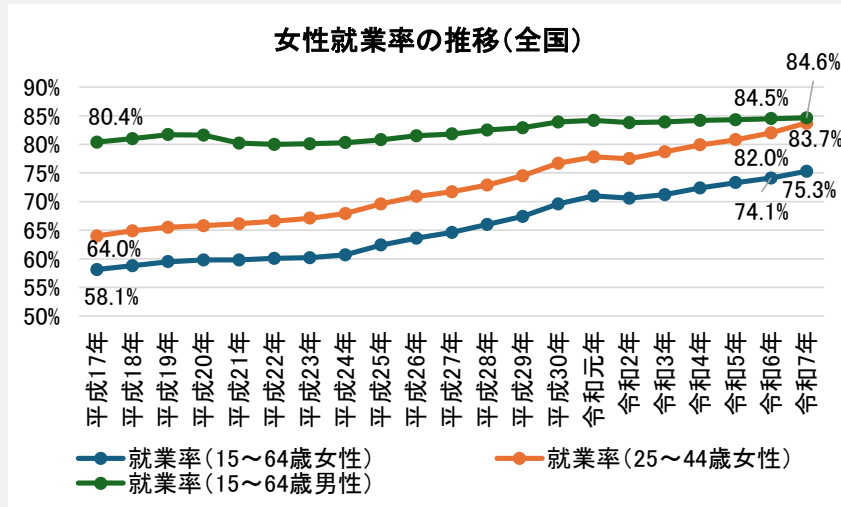
【出典】総務省「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」より作成

※1 「ディープフェイク」とは「ディープラーニング(深層学習)」と「フェイク(偽物)」を組み合わせた造語で、本物又は真実であるかのように誤って表示し、人々が発言又は行動していない言動を行っているかのような描写をすることを特徴とする、AI技術を用いて合成された音声、画像あるいは動画コンテンツのことをいう。(総務省「令和6年版情報通信白書」p49)
 ※2 「エコーチェンバー」とは、SNS等で、自分と似た興味関心を持つユーザーが集まる場でコミュニケーションする結果、自分が発信した意見に似た意見が返ってきて、特定の意見や思想が増幅していく状態をいう。(総務省「令和5年版情報通信白書」p30)

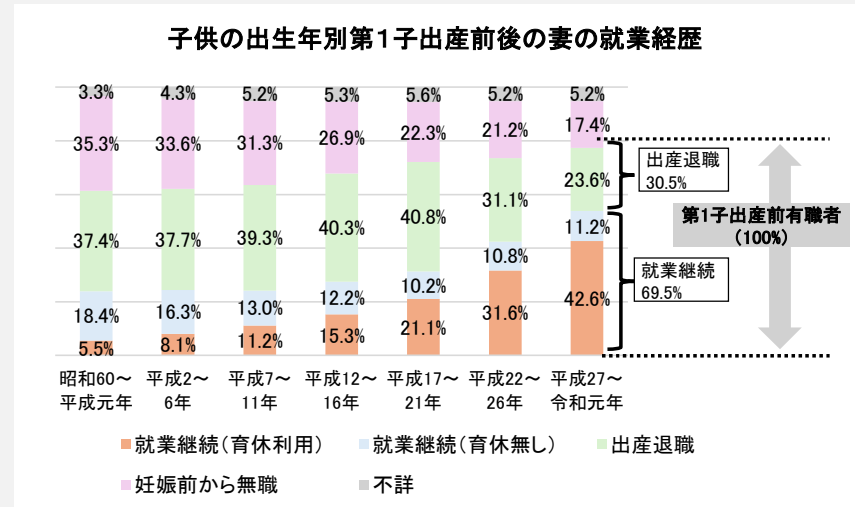
女性参画の状況

3

- 就業率は、近年男女ともに上昇傾向にあり、令和7(2025)年では、15～64歳の女性は75.3%、25～44歳の女性は83.7%、15～64歳の男性は84.6%になっています。
- 第1子出産前に就業していた女性の就業継続率(第1子出産後)は上昇傾向にありますが、約3割の女性は出産を機に離職しています。



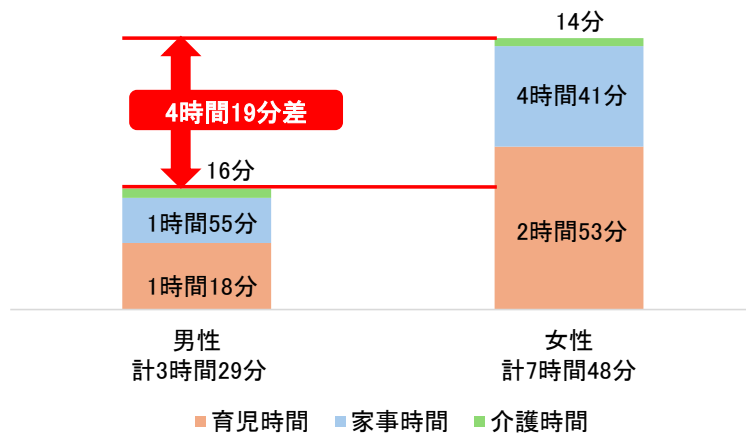
【出典】総務省「労働力調査(基本集計)」より作成



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成

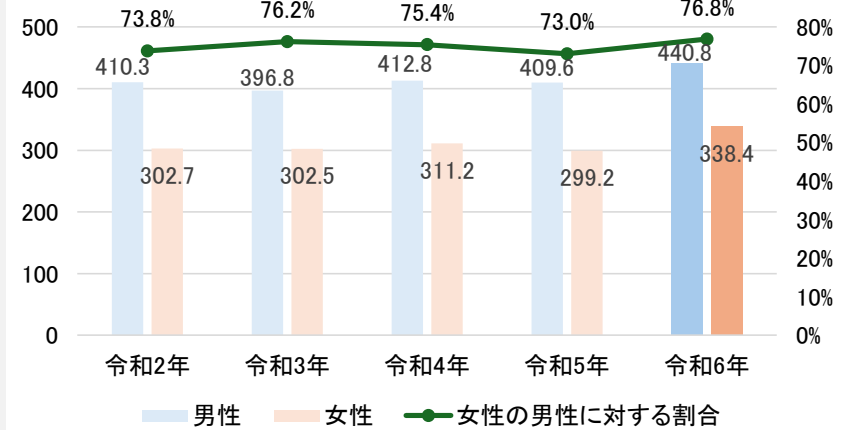
- 家事・育児等にかかる1日の平均時間を見ると、男性は3時間29分、女性は7時間48分で、その差は4時間19分となっています。
- 所定内給与額の女性の男性に対する割合は、70%台半ばの水準で推移しています。

男性と女性の家事・育児関連時間(都)



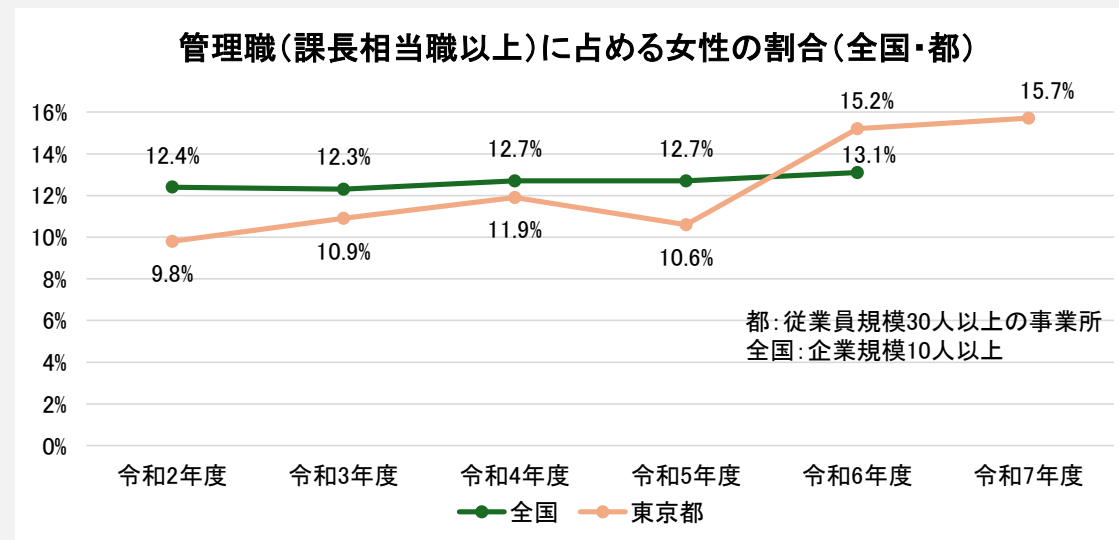
【出典】東京都生活文化局「令和7年度 男性の家事・育児実態調査」より作成

所定内給与額男女間格差の推移(都)



【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

- 企業の管理職に占める女性の割合は全国で13.1%、都は15.2%で全国平均を上回っています。

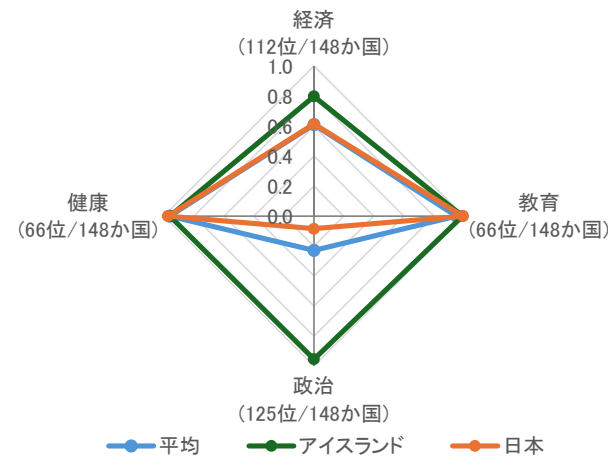


【出典】厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査」および
東京都産業労働局「令和7年度東京都男女雇用平等参画状況調査」より作成

- 平成27年(2015年)に国連で決定された持続可能な開発目標(SDGs)の目標5において、令和12年(2030年)までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速しています。
- 国際社会の状況と比較すると、世界経済フォーラムが令和7年(2025年)6月に発表したジェンダー・ギャップ指数2025では、日本は148か国中118位となっています。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」における値が低くなっています。

ジェンダー・ギャップ指数 分野ごとの日本の順位と比較(2025年)

1位	アイスランド
2位	フィンランド
3位	ノルウェー
4位	英国 G7首位
101位	韓国
103位	中国
117位	アンゴラ
118位	日本 G7最下位
119位	ブータン

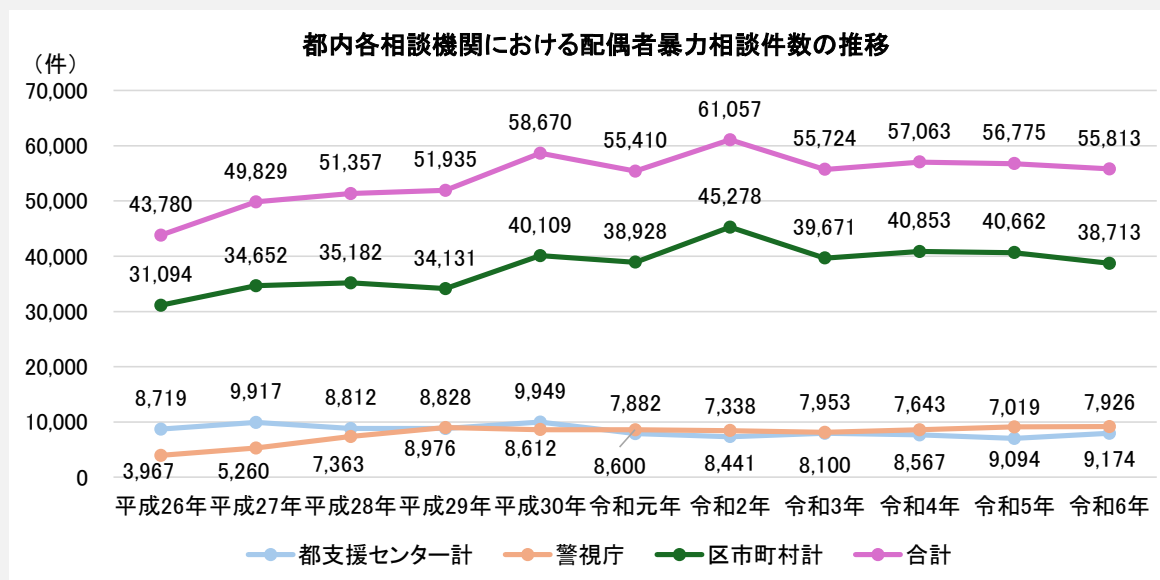


【出典】World Economic Forum「Global Gender Gap Report 2025」より作成

配偶者暴力

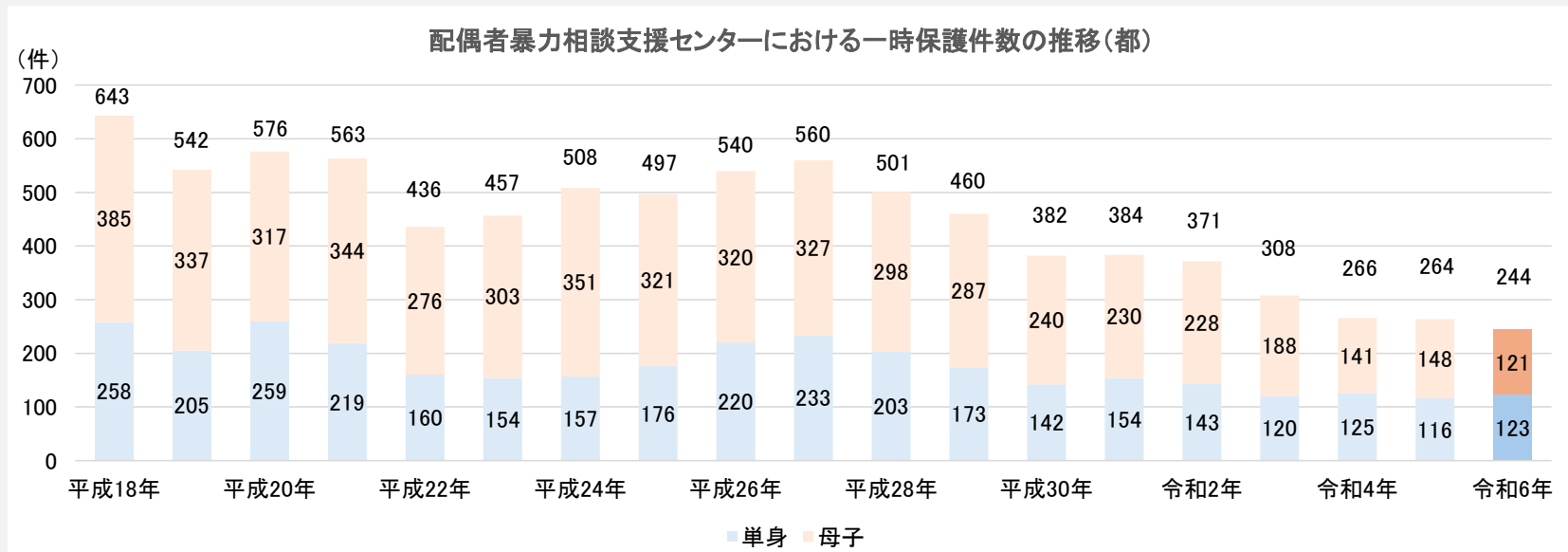
4

- 都内の各相談機関における配偶者暴力相談件数は、平成30年(2018年)度以降5万5千件を超える状態で高止まりしています。



【出典】東京都生活文化局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移(令和6年度)」より作成

- 都が設置する配偶者暴力相談支援センターの一時保護件数は減少傾向にあります。



【出典】東京都生活文化局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移(令和6年度)」より作成

(2) 前計画における主な取組

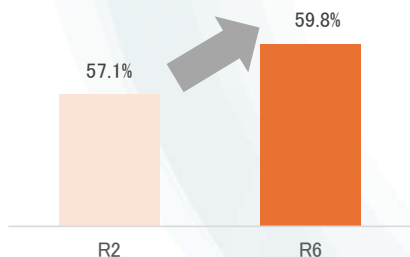
- 前総合計画は、「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、誰にとっても住みやすい社会の実現」に向け、人々の行動変容につながる「意識改革」を促進するほか、コロナ禍を契機にした働く場での環境整備等に対応してきました。
- 特に、「誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」、「根強い固定的性別役割分担意識等の変革」及び「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を中心に都の施策を推進するとともに、都民・事業者と連携し、男女平等参画社会の実現に向けた自主的な取組を促してきました。
- また、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し公表してきました。
- さらに、民間団体及び学識経験者等で構成される「女性も男性も輝くTOKYO会議」を総合計画の推進に向けた第三者機関に位置づけ、総合計画の取組の進行管理を行うとともに、意見及び助言を受けてきました。

1

ライフ・ワーク・バランスの実現と
働く場における女性活躍の推進

- 「女性活躍の輪～Women in Action～」(WA)の下、女性活躍に向けた気運を醸成
- 都内の女性の就業率は着実に増加。いわゆるM字カーブの底は浅くなり、女性の就業継続状況は改善

女性の就業率(都・15歳以上)



【出典】東京都「東京の労働力(労働力調査結果)」より作成
※総務省統計局が実施している「労働力調査」より提供されたデータを東京都にて集計

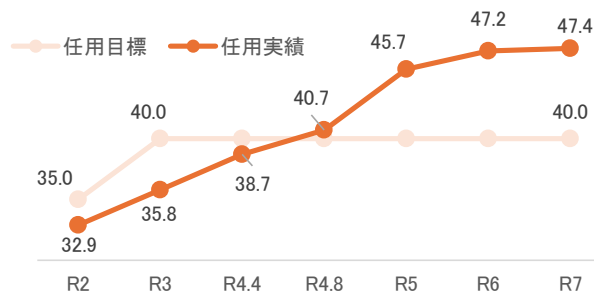
2

男女平等参画の推進に向けた
マインドチェンジ

- 基本条例を改正し、都の審議会等におけるクォータ制を導入。令和7年(2025年)度においては、目標の40%を超える47.4%
- 男性育業取得率が6割を超える※など、男性の育児参加を促進

※都内事業所に勤務する男性従業員の育業取得率

都の審議会等における女性委員任用率実績



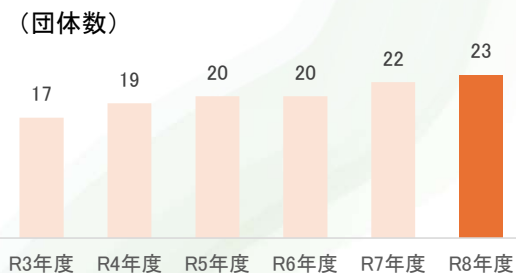
【出典】東京都生活文化局調べ

3

配偶者暴力対策

- 区市町村での配偶者暴力相談支援センター機能整備を支援。令和8年(2026年)度現在、23団体まで増加
- 配偶者暴力の実態等への理解を深める事業を東京ウィメンズプラザで実施

都内区市町村で配偶者暴力相談支援センターの機能整備済の団体数の推移



【出典】東京都生活文化局調べ

(3) 都民意識の変化

「男女平等参画に関する世論調査」

都では、都民の意見や意識を把握し、行政運営の参考にすることを目的に、世論調査を実施しています。令和7年(2025年)度に、男女平等参画に関する都民の意識について調査しました。

■ 調査目的

男女平等参画に関する都民の意識等を調査し、今後の男女平等参画施策の基礎資料として活用する。

■ 調査項目

- (1) 男女平等参画
- (2) 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)
- (3) 東京ウィメンズプラザ
- (4) 社会活動・地域活動への参加
- (5) 男女間の暴力
- (6) 男女平等参画社会、女性が活躍できる都市

■ 調査設計

- (1) 調査対象 : 東京都全域に住む満18歳以上の男女個人
- (2) 標本抽出方法 : 住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法
- (3) 調査方法 : 郵送法(郵送配布・郵送回収、WEB〔インターネット〕回答併用)
- (4) 調査期間 : 令和7年8月22日～9月21日

■ 回収結果

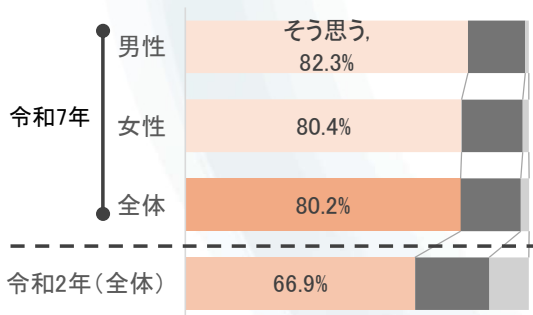
- (1) 回収率 : 40.4% (有効回収標本数1,615標本／標本数4,000標本)

1

東京における女性活躍の意識の高まり

- 「東京は女性が活躍できる都市だと思う」方は80.2%で、前回調査より約13ポイント上昇
- 「2050東京戦略」の政策目標80%以上(2035年目標)を前倒して達成

女性が活躍できると思う割合



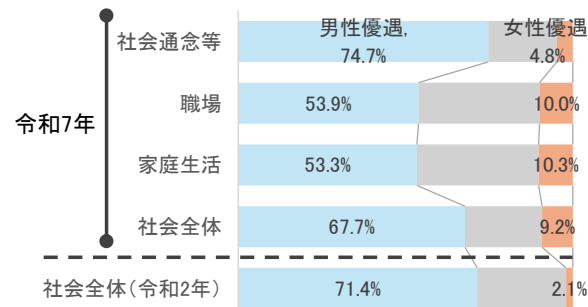
【出典】東京都政策企画局
「令和7年度男女平等参画に関する世論調査」より作成

2

男女の地位の平等感の開きは
いまだ存在

- 「男性の方が優遇されている」と感じている方の割合が社会全体で約7割
- 「男性の方が優遇されている」と感じている割合が高いのは「社会通念等※」、「職場」、「家庭生活」
※社会一般に通用している社会通念・慣習・しきたりなど

男女の地位の平等感



【出典】東京都政策企画局
「令和7年度男女平等参画に関する世論調査」より作成

3

社会的制度の充実に対する
要望の割合が高い

- 家事・育児や介護等と仕事との両立支援を求めている方は約6割を超える
- 働き方や女性登用に対する要望も約4割あり

男女平等参画社会の形成に向けた
行政への要望



【出典】東京都政策企画局
「令和7年度男女平等参画に関する世論調査」より作成

03

計画改定にあたって
の考え方

- (1) 総合計画策定にあたっての基本的な考え方
- (2) 個別事項における視点
 - ① 東京ウィメンズプラザの機能強化
 - ② 配偶者暴力対策を進めるにあたっての視点
 - ③ 女性活躍の輪～Women in Action～

(1) 総合計画策定にあたっての基本的な考え方

総合計画は、基本条例の趣旨に則り、誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指します。

また、都市としての課題が先鋭的に表れる日本の首都・東京として、国内における取組を牽引していきます。

【男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現】

- 人生を送るうえで誰もが迎える人生の様々な段階や節目において、就学や、就職、結婚等の選択、仕事と育児・介護等との両立、費用の負担など様々な状況に直面します。その際も、誰もが性別にかかわらず、自らが希望する生き方を選択できるようになることが重要です。
- そのため、人生のライフステージやライフイベントに応じた切れ目のない支援のほか、ひとり親など様々な困難に直面する方々への支援が必要です。
- 男女ともに、生活と仕事の調和が図られ、職業生活だけでなく、家庭や地域においても充実した生活を送ることが重要です。家庭における家事・育児・介護等の分担への気づきや地域への参画を支援します。
- 家庭生活や職業生活などにおいて個々の能力を十分に発揮するためには、健康であることが前提になります。生涯を通じて健康を保持し社会に参画するため、男女の健康への支援や相互理解のための普及啓発等を行います。

【雇用・就業分野における女性活躍の推進】

- 仕事と育児・介護等の両立支援策の充実により男性の育業取得が進むなど、性別にかかわらず働きやすい環境整備が進み、女性の就業率も向上していますが、一方で、その半数は非正規雇用であり、管理職に占める割合も低い水準に留まっています。また、長時間労働や女性への家事・育児等の負担の偏り、固定的な性別役割分担もいまだ根強く残っています。
- 人口減少社会が到来し、産業構造も変化する中、東京が今後も持続的な発展を遂げていくためには、人口の半分を占める女性の活躍が鍵であり、働く場において女性が個性や能力を発揮して活躍することを推進するため、令和7年(2025年)12月、女性活躍推進条例を制定しました。
- 女性の進学や職業選択等に影響を及ぼすことがある性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」について関心と理解を深めていくために必要な情報の提供や、女性のキャリアチェンジ・キャリアアップを応援することなどにより、雇用・就業分野における女性の選択肢を拡げるための取組を推進していきます。
- また、仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成や女性の就労環境の向上など、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指していきます。

【男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備】

- 誰もが性別に捉われず、自分らしく生きていけるようになるためには、固定的な性別役割分担意識の解消や性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」への取組など、男女平等参画を阻む意識の改革が必要です。
- 「無意識の思い込み」は誰にでもあり、それに気づかずにいると、自分自身の挑戦や物事を改善する機会を逃したり、意図せず周囲を傷つけたりする等、様々な影響があるため注意が必要です。また、年齢を重ねるにつれ、周囲の大人の言動等の影響により、性別に関する「無意識の思い込み」を抱くことが考えられるため、大人と子ども双方への働きかけが重要です。
- 男女ともに安心して社会参画できる環境づくりに取り組むことも重要です。痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止、セクシュアル・ハラスメント行為等の防止に取り組めます。
- 子供・若年層に対する性犯罪・性暴力に対しては、相談窓口の開設や予防のための広報・啓発等を行います。
- デジタル技術の進展に伴い被害が一層多様化し、新たな形の暴力が顕在化する中、インターネット上の性的な暴力やハラスメントについて、被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、SNSの適切な利用等に関する啓発の推進等適切な取組を実施します。
- 誰もが社会参画しやすい設備等の整備、女性の視点を生かした災害対応などに取り組めます。

【配偶者暴力対策】

- 配偶者等への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものです。男女平等参画社会の形成を阻害する要因であり、その根絶を目指します。
- 暴力の被害者に対しては、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援を行う必要があり、関係機関や民間団体と連携し、「予防啓発・早期発見」「相談」「保護」「自立支援」に至る切れ目のない支援を、性別や国籍等を問わず実施します。
- 被害者への支援にあたっては、関係機関・民間団体の横の連携が重要です。各機関・団体との連携をこれまで以上に強化し、被害者への早期かつ漏れのない支援を図っていきます。
- また、被害者支援の一環として加害者プログラムの実施を推進します。
- 交際相手からの暴力(いわゆるデートDV)についても、相談支援に取り組むとともに、予防啓発を充実します。
- 男性・女性、高齢者、障害者、外国籍の方など、多様な被害者に対応していきます。

男女平等参画社会の実現を目指し、男女で異なる課題やニーズを踏まえ、あらゆる取組に男女平等参画の視点を取り入れていきます。

(2) 個別事項における視点



① 東京ウィメンズプラザの機能強化

- 東京ウィメンズプラザは、平成7年(1995年)に東京ウィメンズプラザ条例により設置され、豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向け、都民と行政が協力して取り組む具体的・実践的な活動の拠点として、講座・研修、活動の場の提供、情報提供、相談等の事業を行ってきました。
- 平成14年(2002年)からは、「配偶者暴力相談支援センター」の機能も加わり、配偶者からの暴力被害相談、配偶者暴力被害者の支援、暴力防止のための各種事業を実施してきました。
- 近年、男女共同参画機構法の制定など国の制度整備が進み、「男女共同参画センター」が法定化され、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として位置付けられました。東京ウィメンズプラザも、都の「男女平等参画センター」として、地域の実情に応じた男女平等参画を進めるにあたり、リサーチ機能を強化し、各種関係団体など関係者の核となって施策を展開するとともに、連携・協働の拠点としての機能を担っていく必要があります。
- 男女平等参画の推進には、様々な課題の把握や、行政のみならず、企業、大学・研究機関、NPO・民間団体など多様な主体との連携が不可欠です。このことから、東京ウィメンズプラザが中核となって、関係機関や民間団体等を対象にした調査の実施に加え、多様な主体を結び付け、連携を強化するとともに、施策を包括的に展開する仕組みを作ることで、都内全域における男女平等参画推進の一翼を担っていきます。

- 広域的に事業を展開するとともに、職員・相談員等の人材育成に資する講座・研修等を通じて、都内区市町村の事業推進に対する支援強化を行います。
- 区市町村等の男女平等参画センターとの連携強化を図ることで、男女平等参画推進の基盤強化を図ります。

広域拠点機能の強化 1

- 男女平等参画推進の拠点として、専門性のある人材の配置や育成を進め、持続的かつ実効性のある運営体制を整備・強化する必要があります。
- 専門性のある人材による事業企画力を強化するとともに、相談内容をAIを活用し、様々な角度から分析することで、相談の質向上を図りながら、施策立案にも活用していきます。

運営体制の整備 3

- 年間約3万件の相談実績や約7万冊の図書資料、学識経験者や民間団体とのネットワークなどの資源を有しています。
- 保有する資源を区市町村、企業、大学・研究機関、民間団体等の多様な主体と共有を図ることで、相談対応・情報発信・人材育成機能を一体的に強化し、施策を展開していきます。

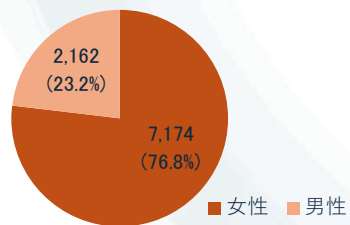
既存リソースの効果的な活用 2



② 配偶者暴力対策を進めるにあたっての視点

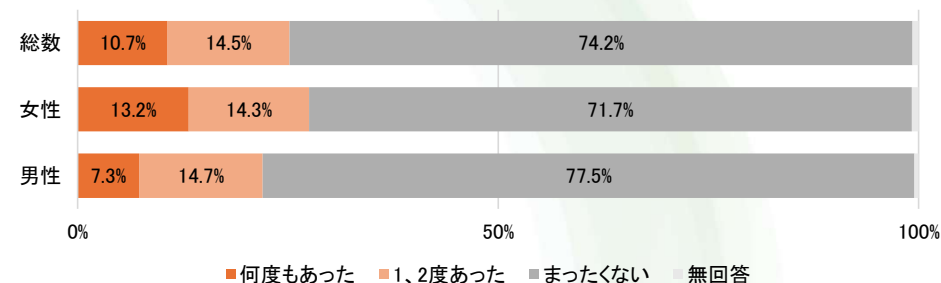
- 配偶者等からの暴力は、家庭内で行われるため外部から把握しにくく、被害が潜在化・深刻化しやすい重大な人権侵害です。身体的暴力に限らず、精神的・経済的暴力等も含まれ、被害者の生活や心身に深刻な影響を及ぼします。
- 都においても相談件数は高い水準で推移しており、被害が相談につながりにくい状況や、男性被害を含む多様な被害への対応も必要です。
- こうした状況を踏まえ、暴力の予防啓発・早期発見から保護、自立支援まで切れ目のない支援体制の整備が重要となっています。

配偶者からの暴力事案 相談者の性別(都・警視庁)



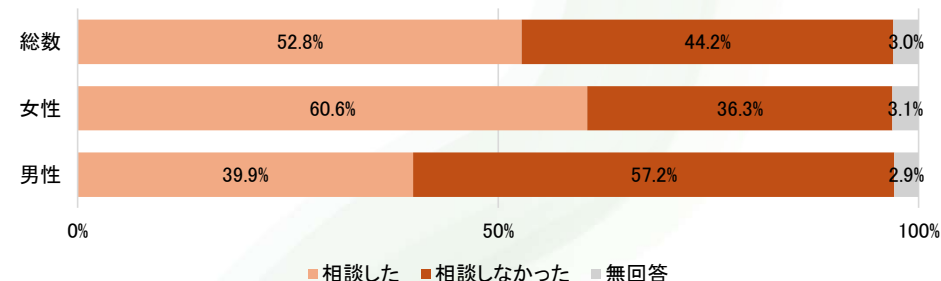
【出典】警視庁「配偶者からの暴力事案の概況(令和7年)」より作成

配偶者からの暴力の被害経験(全国)



【出典】内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和5年度)より作成

配偶者からの暴力の相談経験(全国)



【出典】内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和5年度)より作成

■ 配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割と取組状況

- 被害者の保護と支援は、被害の発見に始まり、生命等に危険のある場合に暴力から逃れるための一時保護や新たな生活を始めるための自立に向けた支援まで様々な段階があり、その領域も広い範囲に及んでいます。
- このため、配偶者等暴力対策には、多くの行政機関や民間団体が関わることとなります。特に、民間団体は、配偶者暴力防止法の整備以前から取組を行ってきた団体や、専門の分野に関して高い能力を有する団体も多くあり、被害者にきめ細かい支援を行うために大きな役割を担っています。
- 配偶者等暴力に対する社会的関心の高まりを背景に、配偶者暴力防止法の改正を経て、各機関・団体の取組の充実が図られてきたところであり、これらの機関・団体がそれぞれの役割と機能を十分に果たしながら、一層連携を強化していきます。

③ 女性活躍の輪～Women in Action～

- 人口減少社会の中で、豊かで多様性ある社会をつくるには、人口の半分を占める「女性の力」を最大限引き出していくことが不可欠です。
- 東京のみならず日本全体に女性活躍の輪を拡げていくため、これまで東京都が推進してきた働く女性の活躍を促進する様々な取組を「女性活躍の輪～Women in Action～」(WA)として位置づけ、気運醸成を進めています。
- 誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会の実現に向けて、東京から女性の活躍を後押しするムーブメントの“輪”を拡げています。



女性活躍の輪 Women in Action

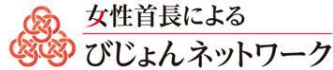
※エメラルドを使ったロゴマークです。
エメラルドには「幸福」「幸せ」などの意味があります。



(以下、主な事業や取組)

会議・カンファレンス

- ▶フォーラム・イベント
- ▶首長級会議



女性首長による
びじょんネットワーク

企業・スタートアップ支援

- ▶育成・成長支援プログラム



- ▶資金調達支援・ファンド

女性活躍推進スタートアップ
支援ファンド

キャリア支援、相談

- ▶キャリア支援



- ▶無料相談サイト



若者支援

- ▶女子中高生向けオフィスツアー



- ▶女子中高生向け女子大学生との座談会

表彰制度

- ▶企業・団体表彰



女性活躍推進大賞

- ▶創業者表彰

創業支援20

東京女性創業者大賞

健康・ヘルスケア

- ▶ポータルサイト



- ▶費用助成

卵子凍結への支援

第2章

計画の基本理念と
ビジョン・体系

- 1.基本理念と4つのビジョン
- 2.計画の体系

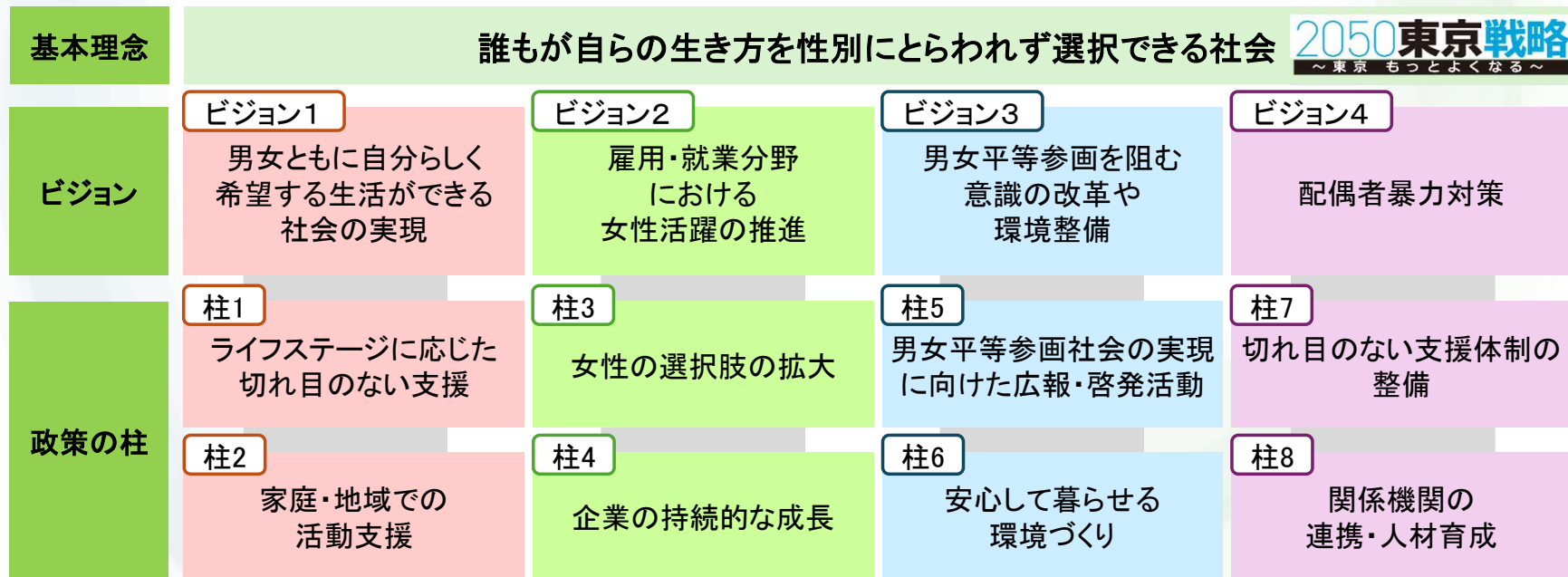
01

基本理念と4つのビジョン

基本理念、4つのビジョンの実現に向け、8つの政策の柱を立て、施策を推進していきます。

男女ともに「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」を基本理念とし、その実現に向け、取組を強化します。

- ・ビジョン1: 男女一人ひとりの生き方に着目し、人生の様々な段階や、働く場だけでなく家庭・地域での活動を応援します。
- ・ビジョン2: 女性活躍推進条例の制定を踏まえ雇用・就業分野での女性活躍に重点的に取り組みます。
- ・ビジョン3: 誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる社会を目指します。
- ・ビジョン4: 配偶者暴力防止法に基づく対策を実施します。



■ ビジョン 1

男女ともに自分らしく希望する生活ができる
社会の実現

自分らしく生きていく

- 男女平等参画社会の実現にあたっては、男女ともに性別によって制限されることなく、自らが希望する生き方を選択できるようになることが必要です。
- 人生を送るなかでは、ライフイベントやライフステージに応じた様々な状況に直面します。多岐にわたる課題・困難を男女平等参画の視点から検討し、施策につなげていきます。

柱1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

結婚・妊娠・出産・育児・介護等への切れ目のない支援、就学や就職時の進路選択拡大に向けた取組、ひとり親などが直面する困難に対する支援等を行います。

柱2

家庭・地域での活動支援

家事・育児分担に関する取組、男女の健康課題への対応、ボランティアへの参画や町会・自治会等地域活動に対する支援等を行います。

■ ビジョン 2

雇用・就業分野における女性活躍の推進

女性がいきいき働ける

- 女性活躍推進条例を原動力として、女性はその個性や能力を発揮できる環境を創出することにより、持続可能で性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らす社会の実現を目指します。
- 雇用・就業分野における様々な取組を通じて、男性も含めた全ての就業者の雇用環境の改善が図られることを目指し、重点的に取り組みます。

柱3 女性の選択肢の拡大

職業生活等における女性の選択肢の拡大につなげるため、成長の機会の提供や女性経営者や起業家等への支援等を行います。

柱4 企業の持続的な成長

人口減少社会が到来する中、人口の半分を占める女性の発想を企業の持続的な成長につなげるため、日本型の労働慣行の見直しや多様性ある組織づくり等を支援します。

■ ビジョン 3

男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備

ささえる、ひろめる

- 誰もが性別に捉われず、自分らしく生きていけるようになるためには、固定的な性別役割分担意識や性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」など、男女平等参画を阻む意識の改革が必要です。
- デジタル技術の進展などにより個人を取り巻く状況が多様化する中で、男女ともに、誰もが安全・安心に社会に参画できる環境づくりが重要です。

柱5

男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動

性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」への取組、区市町村や関係団体職員の人材育成などの取組等を進めます。

柱6

安心して暮らせる環境づくり

痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止、SNS等インターネット上の性的被害の防止、女性の視点を生かした災害対応などに取り組みます。

■ ビジョン 4

配偶者暴力対策

男女間のあらゆる暴力の根絶

- 被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、関係機関等が状況に応じた連携をしながら、きめ細やかな支援を行うことが重要です。
- 「予防啓発・早期発見」「相談」「保護」「自立支援」に至る一連の段階において、切れ目のない支援を行っていくとともに、関係機関等との連携強化、人材育成、調査研究などに総合的に取り組んでいきます。

柱7

切れ目のない支援体制の整備

暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見、多様な相談・安全な保護の体制整備、自立生活再建のための支援など、被害者を切れ目なく支援します。

柱8

関係機関の連携・人材育成

関係機関・団体等との連携強化、区市町村や民間団体等の人材育成、実態把握に向けたリサーチなどを行います。

02

計画の体系

計画の体系

ビジョン1

男女ともに自分らしく希望する
生活ができる社会の実現
～自分らしく生きていく～

柱1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

- (1) 結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援
- (2) 就学・就職の進路選択の拡大
- (3) ひとり親などが直面する困難に対する支援

柱2 家庭・地域での活動支援

- (1) 家事・育児分担に関する取組
- (2) 健康に向けた支援・スポーツでの後押し
- (3) 地域活動への参画

ビジョン2

雇用・就業分野における女性活躍の推進
～女性がいきいき働ける～

柱3 女性の選択肢の拡大

- (1) 仕事経験を通じた成長機会の提供
- (2) 固定的性別役割分担の見直し、
将来を担う子供・若者の可能性の拡大
- (3) 女性経営者や起業家等への支援

柱4 企業の持続的な成長

- (1) 男女ともに両立支援制度が利用しやすい
組織風土の醸成
- (2) 日本型の労働慣行の見直し
- (3) 女性の就労環境の整備や改善の支援
- (4) 多様性ある組織づくり

計画の体系

ビジョン3

男女平等参画を阻む
意識の改革や環境整備
～ささえる、ひろめる～

柱5 男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発
- (2) 男女平等参画の視点の一層の推進

柱6 安心して暮らせる環境づくり

- (1) 痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止
- (2) セクシュアル・ハラスメント行為等の防止
- (3) 社会施設における設備等の整備
- (4) 女性防災人材の育成

ビジョン4

配偶者暴力対策
～男女間のあらゆる暴力の根絶～

柱7 切れ目のない支援体制の整備

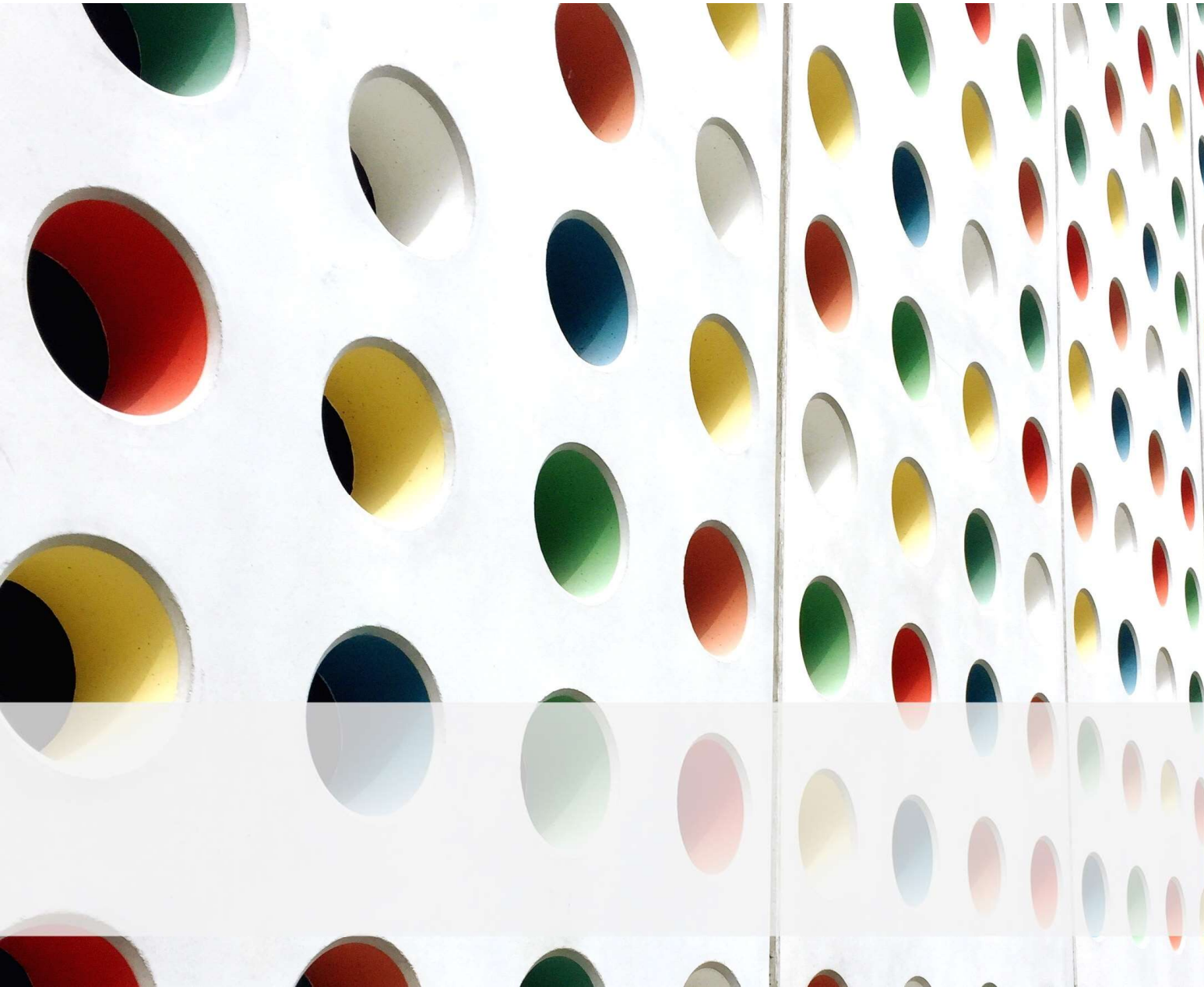
- (1) 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- (2) 多様な相談体制の整備
- (3) 安全な保護のための体制整備
- (4) 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

柱8 関係機関の連携・人材育成

- (1) 関係機関・団体の連携推進
- (2) 人材育成・調査研究の推進

第2編

計画の具体的な展開



第1章

ビジョンの実現に向けた
施策

男女ともに性別によって制限されることなく、自らが希望する生き方を選択できるようになる社会へ

就学・就職・結婚・妊娠・出産・育児・介護など、人生の様々なライフイベントやライフステージの中でも、自分らしく生活ができるよう支援

柱1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

柱2 家庭・地域での活動支援

1

ビジョン

男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現

～自分らしく生きていく～

柱1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

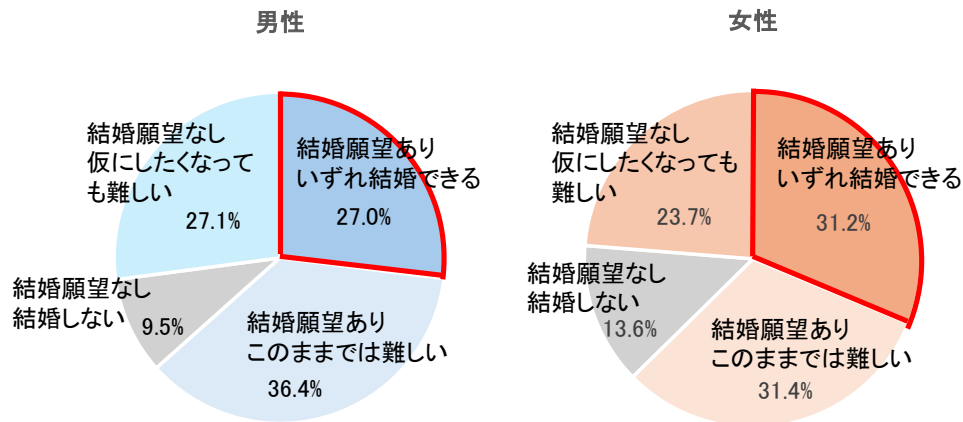
現状

- 就学・就職・結婚・妊娠・出産・育児・介護等、誰もが迎える人生の様々な節目や段階において、多くの人が不安や困難を抱えています。
- 女子学生のSTEM分野への進学は、男子学生に比べて著しく低い状況です。

未婚者の結婚に対する考え方

結婚願望がある未婚者は男女ともに6割を超えます。そのうち、「いずれ結婚できる」は男性が27.0%、女性が31.2%です。

未婚者の結婚に対する考え方(男女別)

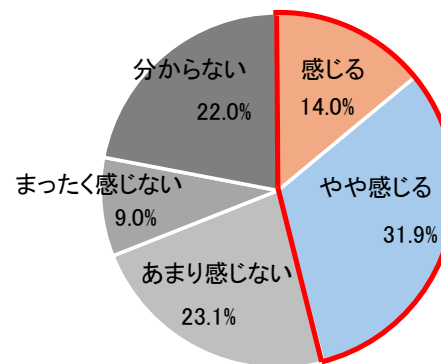


【出典】東京都子供政策連携室「令和7年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」より作成

安心して出産ができると感じる割合

半数近くの人が安心して出産できると感じていますが、依然として出産費用の軽減や仕事との両立など、経済面から身体面・精神面まで幅広い支援が求められています。

安心して出産ができると感じる割合



【出典】東京都子供政策連携室「令和7年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」より作成

安心して出産できる環境が整っていないと感じる理由(都)	
出産に係る費用が高い	49.4%
出産と仕事の両立が難しい(自身)	34.6%
出産と仕事の両立が難しい(パートナー)	29.1%
産前・産後ケアに関するサービスが不足している	20.7%
出産に関する情報が不足している	17.0%

子育て世帯が充実して欲しいと思うもの

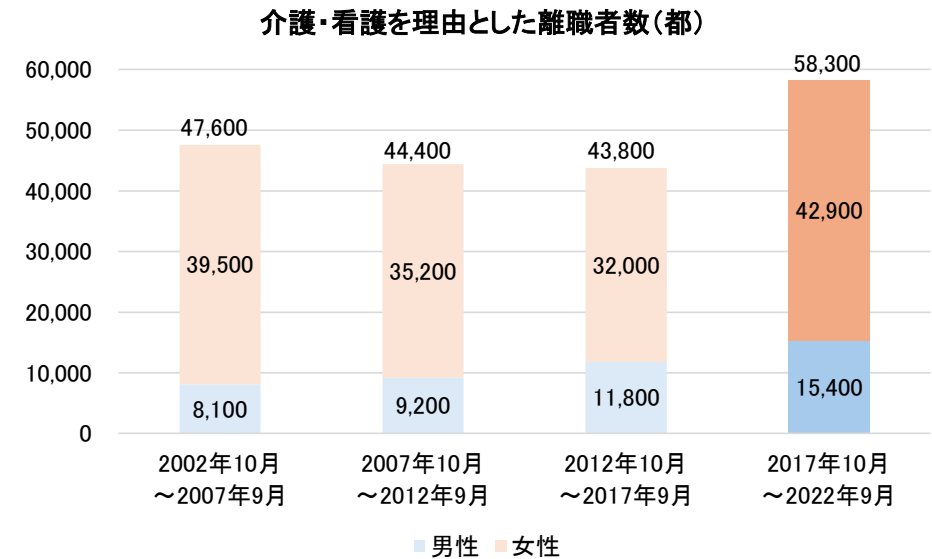
夜間保育や延長保育、学童クラブなど、ライフスタイルや就業形態の多様化に応じた様々な保育サービスの充実が求められています。

子育て世代が子供・子育て支援の施策として充実してほしいと思うもの(都)	
ライフスタイルや就業形態の多様化に応じた様々な保育サービス(夜間保育延長保育、学童クラブなど)	37.8%
子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実(子供家庭支援センターなどでの相談支援、一時預かりなど)	34.8%
小児・母子医療体制の整備(休日・夜間における小児診療体制の整備など)	33.1%
就学後の子供の生きる力(「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」)を育む環境の整備	31.5%
就学前教育(幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育)の充実	31.3%

【出典】東京都子供政策連携室「令和7年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」より作成

介護・看護を理由とした離職者数(都)

介護・看護を理由とした離職者数は増加しています。直近の調査では、女性が42,900人、男性が15,400人となっています。

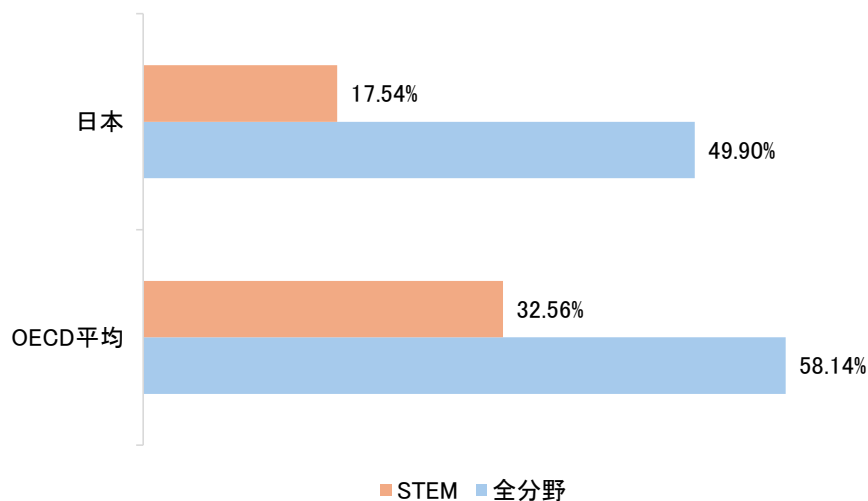


【出典】総務省「就業構造基本調査」より作成

高等機関卒業生におけるSTEM分野の女性の割合

- 高等機関卒業生における女性の割合は、日本では、全分野では49.90%ですが、STEM分野では17.54%となっています。
- 日本とOECD平均を比較すると、STEM分野での女性の卒業生の割合はOECD平均よりも低い結果となっています。

女性高等機関卒業生の割合(OECD)



※1 高等機関卒業生とは、主に大学、短期大学、高等専門学校等の高等教育機関を卒業した人を指します。

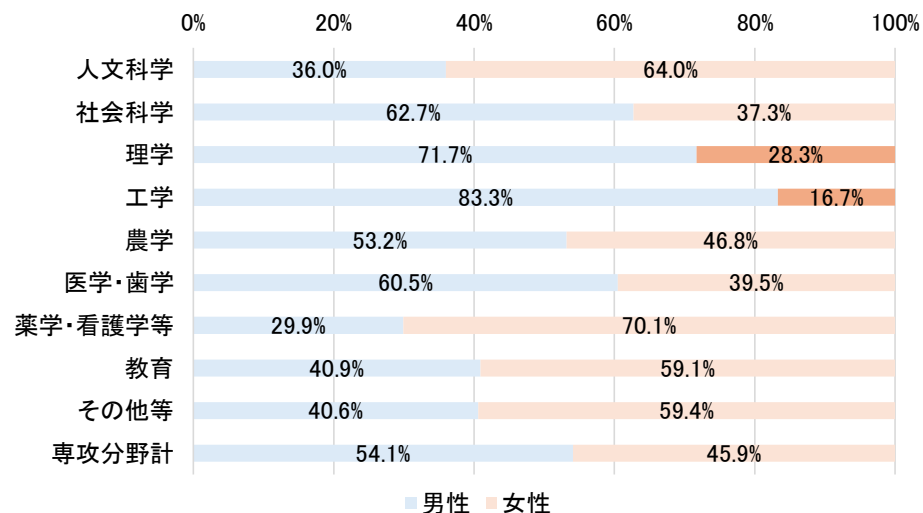
※2 STEMとは、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)の4分野の総称

【出典】OECD「Education at a Glance 2023」より作成

大学生の専攻分野別在学状況

女子学生の大学進学において、理学・工学分野への進学割合は低くなっています。

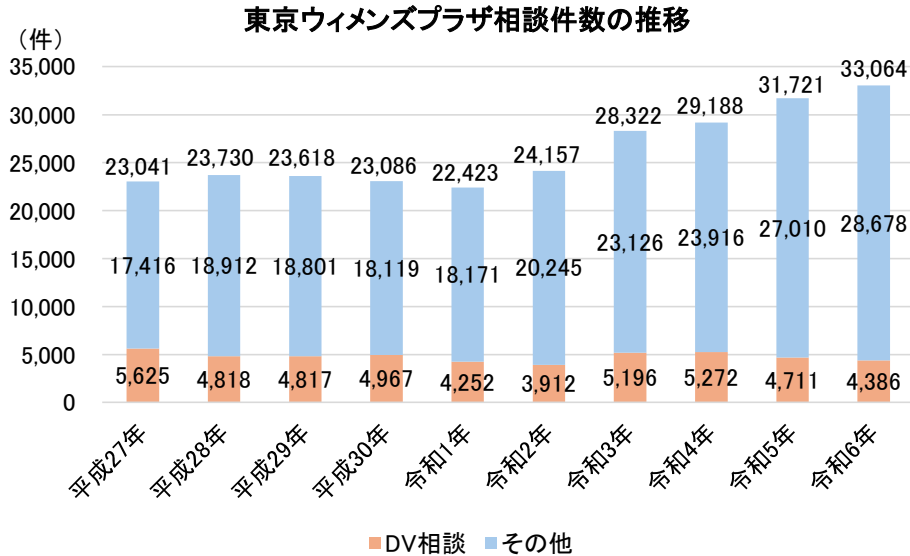
大学生の専攻分野別在学状況



【出典】文部科学省「令和6年度学校基本調査」より作成

東京ウィメンズプラザ 相談件数

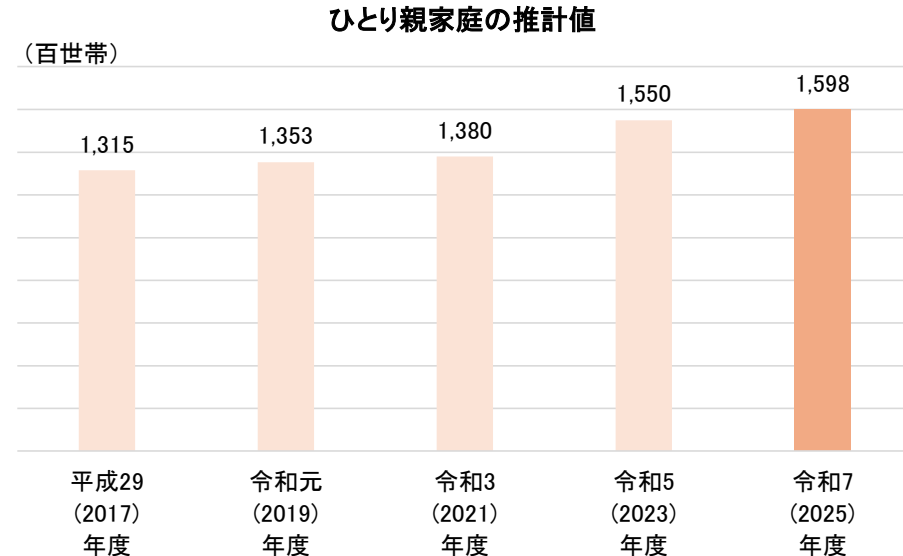
東京ウィメンズプラザへの相談件数は増加傾向にあります。



【出典】東京都生活文化局調べ

ひとり親家庭の推計(都)

平成29年度から令和7年度にかけて、ひとり親世帯の数は増加傾向にあり、令和7年度には、ひとり親世帯数は約16万世帯となっています。



【出典】東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査(都民の生活実態と意識)」および東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

施策の方向性

- 結婚・出産・育児・介護等における不安や困難が軽減され、困難を抱える人も含め誰もが持てる力を存分に発揮できる環境の整備を推進します。
- 就学や就職などにおいて、希望する進路を性別に捉われずに選択できるよう後押しします。

柱1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

主な事業

PICK UP

(生活文化局)

女子中高生向け オフィスツアー



- 女性の参画が少ないSTEM*分野での女性活躍を推進するため、企業のSTEM部門を訪問する機会を提供し、将来の選択肢拡大を応援します。

※STEMとは、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Mathematics (数学)の4分野の総称

背景

日本はSTEM分野の仕事に携わる女性が圧倒的に少ないと言われており、STEM分野で活躍する女性を増やしていくためには、文理選択前にSTEM分野の仕事や学びに触れる機会を提供し、STEM分野への興味を高めることが重要です。

女子中高生の進路・職業選択を応援するため、STEM分野の魅力に触れる機会を提供しています。

実績(参画企業数/参加者数)

2022年度 : 1社/80名	2023年度 : 5社/218名
2024年度 : 12社/546名	2025年度 : 72社/2,756名

取組

○社員との交流

女性社員等との交流を通じて、仕事のやりがいやキャリア形成の実例に触れ、自分の将来を具体的にイメージ

○技術体験

技術体験等を通じて、STEM分野の魅力に触れる機会を提供

【参加者アンケート結果(令和7年度春休み)】

- ・参加者の93%が「STEM分野で働くイメージが伝わった」と回答
- ・参加者の93%が「将来を考える参考になった」と回答
- ・「STEM分野で働きたいと思っていた」と回答した人は参加前と参加後で24ポイントアップ(参加前50%→参加後74%)

柱1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

主な事業

PICK UP

(生活文化局)

令和八年 結婚おうえんキャンペーン 「TOKYO 八結び」



- 令和八年を「結婚のきっかけにしたい特別な1年」と位置付け、結婚に向けた後押しをさらに強化するため「TOKYO 八結び」キャンペーンを展開します。

背景

「一年以内に結婚したい」「理想的な相手が見つければ結婚してもよい」と答えた人のうち、約7割※が結婚に向けた活動(婚活)をしていません。そのため、結婚を望む方に、婚活・結婚についての情報や出会いの機会を提供し、一歩を後押しをします。

結婚相手との出会いのきっかけはマッチングアプリが第一位になるなど結婚に至るプロセスや社会情勢は変化しており、その中で安全性を確保した上での婚活への潜在的なニーズが見えてきました。都ではそうした多くの方々のニーズを汲み取った取組を進め、自分らしい生き方として結婚を望む方の願いを叶えるため支援をします。

実績

気運醸成イベントの参加者・来場者は約7万人(令和7年度)、AIマッチングシステム「TOKYO縁結び」の申込者は累計約34,000人(令和8年4月末現在)、交流イベントは参加枠合計1,500人に対して約8,000人に応募(令和7年度)いただいております。参加率が94%、婚活イベント初参加者は四割以上と、婚活を始めるきっかけづくりにつながっています。参加者からは、「セミナーやイベントをもっと開催してほしい」などの声をいただいております。

取組

○結婚気運の醸成

令和8年8月8日の大型フェスタをはじめ、年間を通じて4回のイベントを開催

○婚活・結婚関連団体との連携

4団体と連携し、結婚を後押し

○出会いの機会の創出

- ・「TOKYO縁結び」
東京都が提供するAIマッチングシステム
- ・交流イベント
様々な企画を通じて楽しく交流できるイベントを開催
- ・WEB相談
結婚や婚活に関する様々な相談に無料に対応

※東京都「都民の結婚等に関する実態及び意識についてのインターネット調査(令和4年11月)」

柱1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

主な事業

(1) 結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援

- 結婚から妊娠・出産、子育て、介護まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なく提供します。
- 経済的負担の軽減、相談・伴走支援の充実等により、希望する生活の実現を後押しします。

令和八年結婚おうえんキャンペーン「TOKYO 八結び」

(生活文化局)

- 令和八年を「結婚のきっかけにしたい特別な1年」と位置付け、結婚に向けた後押しをさらに強化します。



結婚支援マッチング事業

(生活文化局)

- AIマッチングシステム「TOKYO縁結び」や、出会いの機会を創出する交流イベントを開催するなど、結婚を望む方を応援します。



卵子凍結への支援

(福祉局)

- 妊娠・出産を望む女性の選択肢を広げるため、卵子凍結に係る費用の助成等を実施するとともに、本人だけではなく、家庭や職場など、周囲の方々への基礎セミナーを通年で配信します。



不妊治療費の助成

(福祉局)

- 子供を望む方が、経済的な事情に関わらず安心して不妊治療に取り組めるよう、不妊治療費の一部を助成します。

018サポート

(福祉局)

- すべての子供の育ちを切れ目なくサポートするため、都内に在住する18歳以下の子供に対し、一人当たり月額5,000円を支給します。

子供・子育てメンター“ギュッとチャット”

(子供政策連携室)

- 都内在住・在学・在勤の18歳までの子供本人と、妊娠期から18歳までの子供を育てる保護者が、日常的な不安や悩みを匿名・無料で気軽にチャットで相談できます。

東京都の
子供・子育て支援 **018** ゼロイチハチ
サポート



とうきょうママパパ応援事業

(福祉局)

- 妊産婦・父親に対する相談支援や家事育児サポーターの派遣など、妊娠期から出産後まで切れ目のない支援を実施する区市町村を支援します。

在宅介護サービス

(福祉局)

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)は、ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。

若年層や子育て世代への戦略的な情報発信

(子供政策連携室)

- 『「叶えたい」を支えたい』をキーメッセージとして、結婚・子育て支援施策を統一的にブランディングし、戦略的な広報を推進します。

柱1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

(2) 就学・就職の進路選択の拡大

主な事業

- 進路選択への理解促進等に向け、就学・就職に関する多様な選択肢に触れる機会を提供します。

女子中高生向けオフィスツアー

(生活文化局)

- 女性参画の少ないSTEM※分野での女性活躍を推進するため、女子中高生向けに企業のSTEM部門を訪問する機会を提供し、進路選択を応援します。

※STEMとは、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)の4分野の総称

国際女性デーを契機とした女性活躍の機運醸成

(生活文化局)

- 女子小学生と保護者を対象に体験イベントなど特別企画を実施し、STEM分野に触れる機会を提供します。

子供向けデジタル体験向上プロジェクト

(デジタルサービス局)

- 子供たちが気軽にデジタル体験ができる機会を創出し、新しい時代を切り拓く人材を育成します。デジタル分野に関心のある女子小中学生を対象としたワークショップを開催し、将来のキャリア選択の可能性を広げます。



スタートアップ・エコシステムにおけるDEIの普及啓発 及び 推進 (Tokyo Innovation Base)

(スタートアップ
戦略推進本部)

- 国内外のスタートアップやその支援者が集う一大拠点「Tokyo Innovation Base (TIB)」にて、DEI※を推進する女性起業家等の新たなつながりや協業が生まれる場づくりを推進するとともに、関係者間のネットワークを強化します。

※Diversity, Equity & Inclusionの略

スタートアップ・エコシステムにおけるDEIの普及啓発 及び 推進 (SusHi Tech Tokyo)

(スタートアップ
戦略推進本部)

- アジア最大のグローバルイノベーションカンファレンス「SusHi Tech Tokyo」にて、多様性向上の観点から、多くの女性のセッション登壇を推進します。国内外のスタートアップ・エコシステムにおけるDEIの重要性などを発信します。

女性消防官の募集に向けた取組の推進

(東京消防庁)

- 女性を対象とした業務説明会やオンラインによる座談会等を開催するとともに、ホームページ等において女性の働き方や活躍について紹介し、女性消防官への理解を促進します。



柱1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

(3)ひとり親などが直面する困難に対する支援

主な事業

- ひとり親家庭など困難に直面する方は、就業や子育て等の課題を抱えている可能性があります。
- それぞれの事情に対応して、相談や就業、住居、居場所づくりなどの支援を行います。

ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大

(住宅政策本部)

- ひとり親家庭の住まいの安定に向け、世帯向け募集における当せん倍率の優遇やポイント方式による募集等、多様な方法で入居を支援します。

東京都ひとり親家庭支援センター事業

(福祉局)

- ひとり親家庭や関係者に対し、生活相談、就業相談、離婚前後の法律相談、就職情報の提供など各種支援策を実施しています。

ひとり親家庭就業推進事業

(福祉局)

- ひとり親の希望や適性に応じて、就職相談、スキルアップ訓練や職業紹介、定着に向けたアフターフォローまで一貫して行い、自立を後押しします。



官民協働等女性支援事業

(福祉局)

- 様々な困難を抱える女性に対して、公的機関と民間企業が連携し、アウトリーチによる相談対応や居場所の確保などを実施し、自立を支援します。

子供食堂等居場所支援事業

(福祉局)

- 子供が気軽に立ち寄れる居場所をつくり、食事提供や学習支援等を通じて、地域全体で子供や家庭を支える区市町村の取組を支援します。

シルバーピアの整備

(住宅政策本部・福祉局)

- 高齢者向け住宅に生活援助員等を配置するとともに、バリアフリー化された住宅整備を支援し、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

「若ナビα」の運営

(都民安全総合
対策本部)

- 社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を運営しています。

東京ウィメンズプラザ 一般相談

(生活文化局)

- 結婚・離婚、人間関係、セクハラ被害などの悩みに対応し、相談者が自ら問題解決の糸口を見いだせるよう、助言や情報を提供します。

女性の悩み相談サイト「TOKYOメンターカフェ」

(生活文化局)

- ちょっとした悩み事やモヤモヤなどを、仕事、子育て、介護などを経験してきた都民メンターに無料で相談できる掲示板サイトを提供します。



柱2

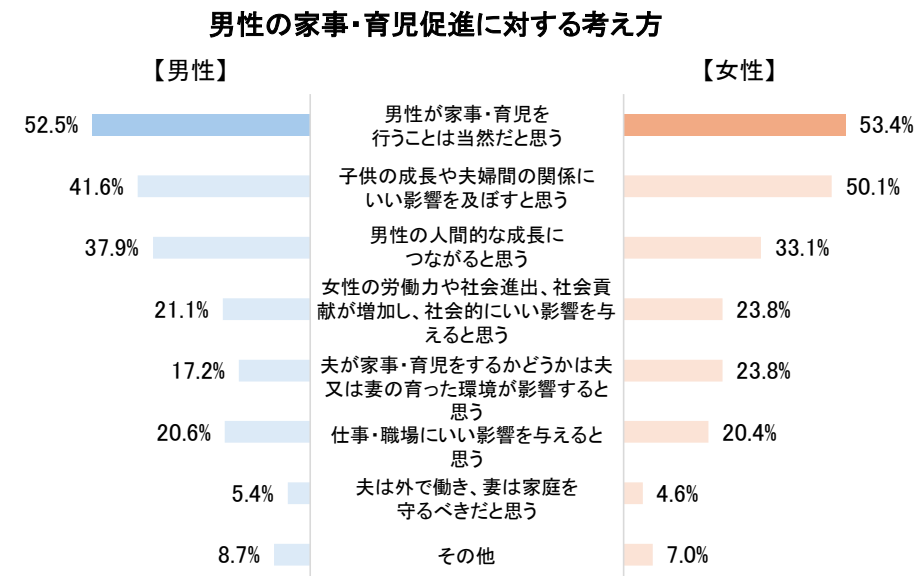
家庭地域での活動支援

現状

- 「男性が家事・育児を行うことは、当然だと思う」割合が男女ともに50%を超える一方、夫婦間の家事・育児分担への満足度は男性より女性の方が低い状況です。
- 年齢や性別に応じた健康課題により、日常生活に支障をきたしている方がいます。

男性の家事・育児促進に対する考え方

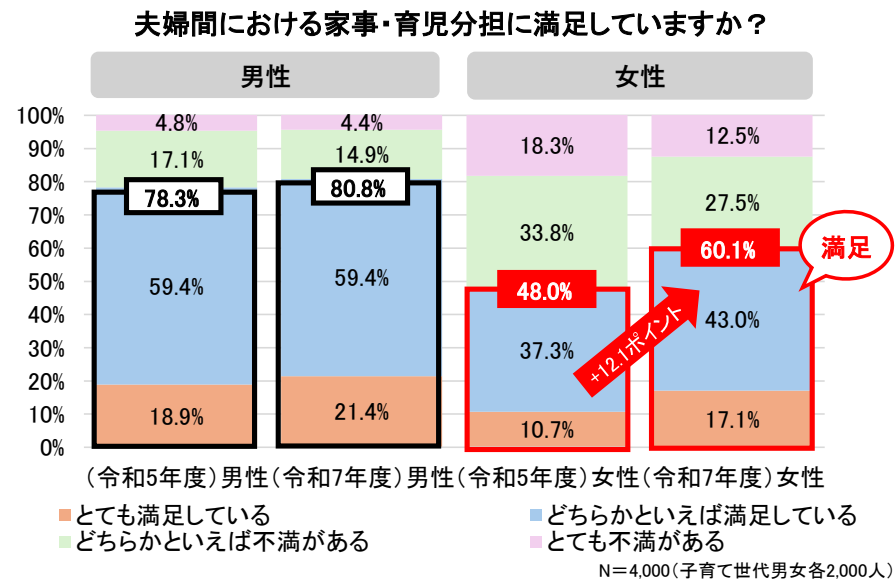
東京都における、男性の家事・育児促進に対する考え方について、男女ともに「男性が家事・育児を行うことは、当然だと思う」が男女ともに半数を超えています。



【出典】東京都生活文化局「令和7年度男性の家事・育児実態調査」より作成

夫婦間における家事・育児分担の満足度

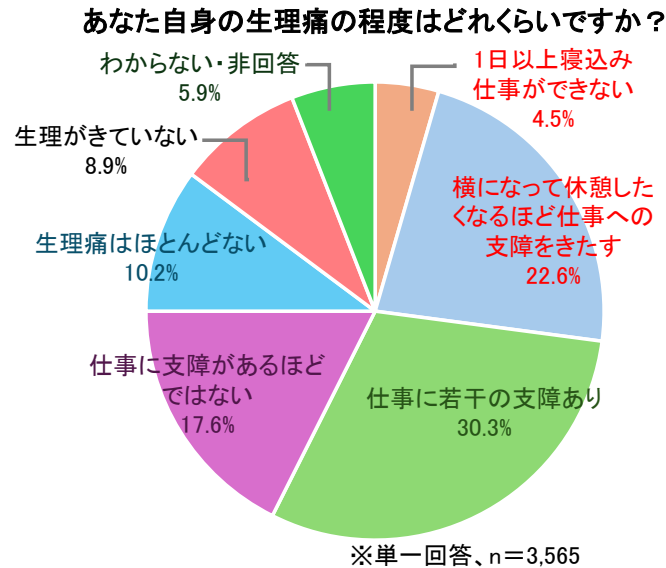
女性の家事・育児の満足度は上昇していますが、男性の満足度より低い状況です。



【出典】東京都生活文化局「令和7年度男性の家事・育児実態調査」より作成

生理痛の程度に係る調査

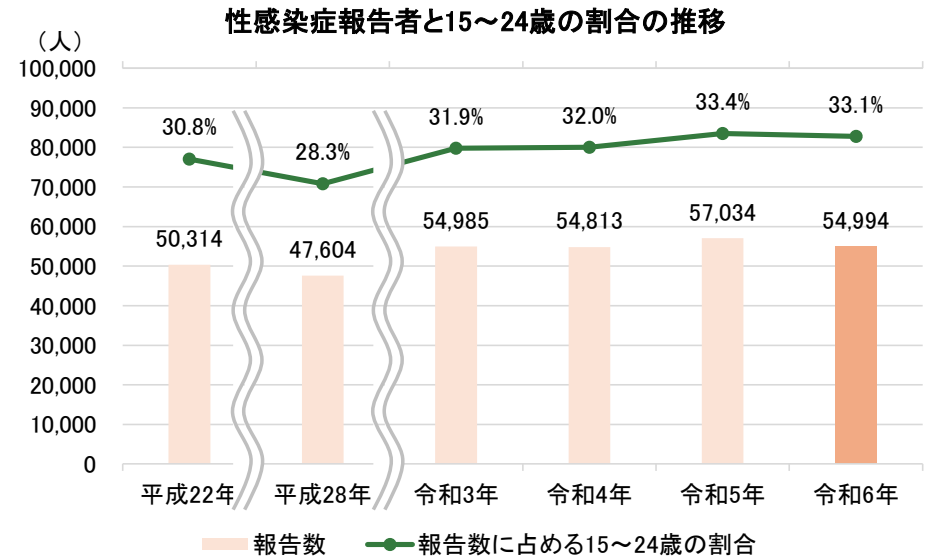
「1日以上寝込み仕事ができない」、「横になって休憩したくなるほど仕事への支障をきたす」の合計の割合は、約27%です。



【出典】東京都産業労働局「生理やPMS、更年期……職場における女性の健康課題を徹底調査[令和5年度アンケート]」より作成

性感染症報告者と15～24歳の割合の推移(全国)

性感染症の報告数は、令和6年で54,994件です。また、15～24歳の若年層における報告割合は平成28年に一度減少したものの、その後は増加傾向にあり、令和6年度には33.1%となっています。



【出典】厚生労働省「感染症発生動向調査」より作成

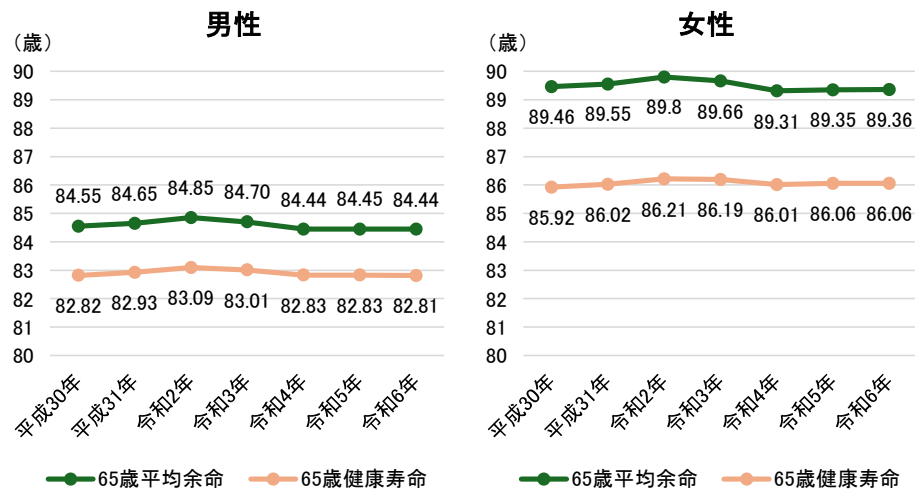
65歳平均余命と65歳健康寿命の男女別推移(都)

不健康な期間(65歳平均余命と65歳健康寿命の差)は、男性が約1.63歳、女性が約3.3歳です。

年代別・性別のスポーツ実施率

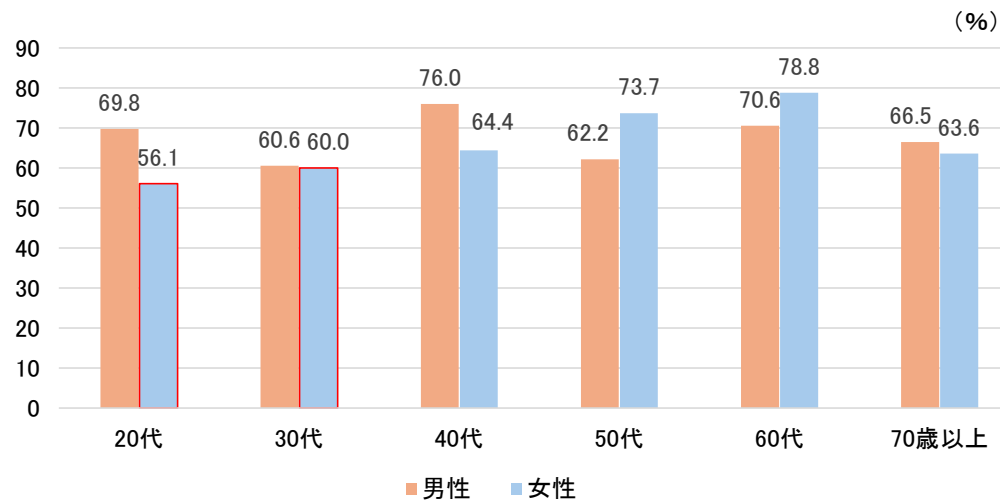
20代、30代の女性は、他の世代と比べスポーツ実施率が低い状況となっています。

65歳平均余命と65歳健康寿命の推移(都)



【出典】東京都保健医療局「65歳健康寿命(東京都保健所長会方式)」より作成

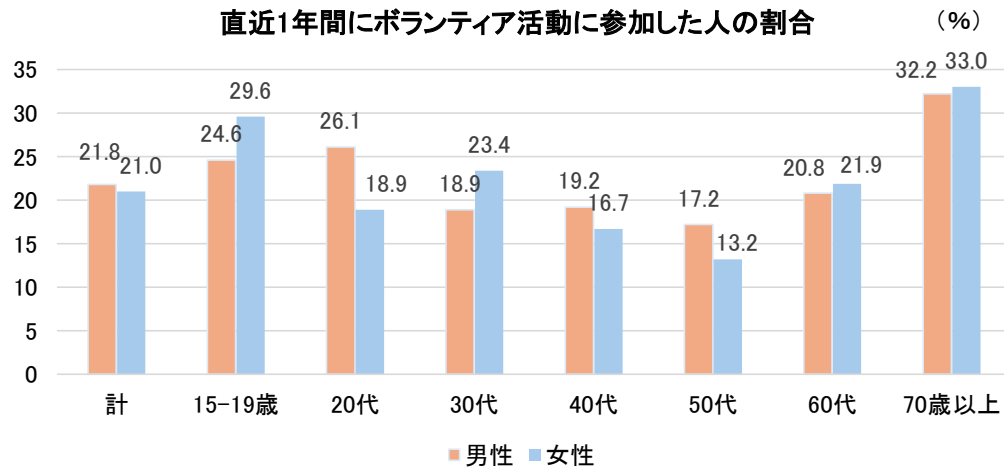
年代別・性別のスポーツ実施率(都)



【出典】東京都スポーツ推進本部「令和7年度 都民のスポーツ活動に関する実態調査」より作成

ボランティア活動の参加経験

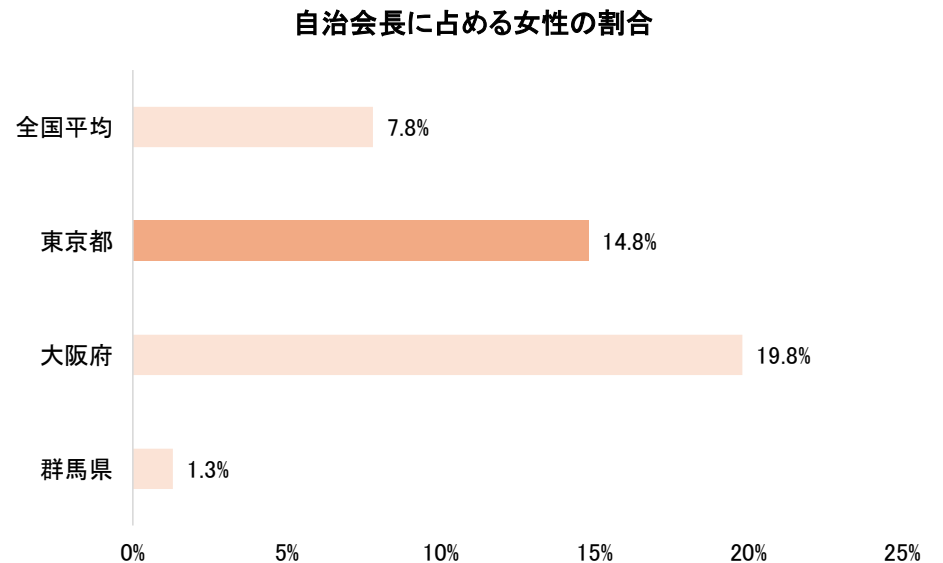
「直近1年間にボランティア活動に参加した」人の割合は、男性は21.8%、女性は21.0%で、年代別に見ると、男女ともに50代が一番低くなっています。



【出典】東京都生活文化スポーツ局「都民のボランティア活動等に関する実態調査」(令和6年度)より作成

自治会における女性の関与状況

自治会長に占める女性の割合は14.8%となっており、全国平均より高くなっています。



【出典】内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会又は女性に関する施策の推進状況」(令和7年度)より作成

施策の方向性

- 男性の家事・育児を促進するとともに、誰もが健康に暮らせる環境整備を推進します。
- 男女の健康課題への対応や、地域・社会活動への参画を後押ししていきます。

柱2

家庭
地域での活動支援

主な事業

PICK UP

(生活文化局)

男性の家事・育児促進に向けた 気運醸成

TEAM

家事・育児

みんなで考え変えていく！

- 社会全体で家事・育児を「TEAM」として考え、変えていくための、様々な情報やアドバイスを発信しています。

背景

令和7年度に実施した都の調査では、家事・育児時間の男女差は縮小しているものの、依然として家事・育児の負担は女性に偏っている状況にあります。

女性も男性も活躍できる社会を実現するためには、男女が協力して家事・育児を担うことが重要です。

家事・育児分担に係る夫婦の気づきや行動変容につながるコンテンツを充実させ、男性の家事・育児を促進していきます。

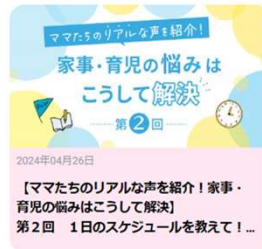
取組

○家事・育児分担の見直し

夫婦間の家事・育児の可視化など、分担の見直しにつながるツールを制作

○家事時間の総量削減

便利家電や冷食活用のススメ等、家事時間の総量削減に向けたコンテンツを充実



実績

令和7年度年間PV数:約69万PV
人気記事:

1位	【男性の家事・育児実態調査2025】家事・育児の男女差や分担満足度に変化 「感謝される頻度」に男女でギャップ
2位	男性の「産後うつ」と、いま求められる支援とは～「父親3.0」の時代に向けて～
3位	男性の「家庭進出」は、家庭にも社会にもいいこと尽くめ！『「家族の幸せ」の経済学』著者・山口慎太郎さんが解説

柱2

家庭 地域での活動支援

主な事業

PICK UP

(福祉局)

東京ユースヘルスケア推進事業



- 中高生等を対象とした相談窓口の運営により、思春期特有の悩み等に対応し、自らの健康や将来に関する理解を深める支援を推進します。また、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うプレコンセプションケアの普及啓発やヘルスチェック支援を行います。

背景

中高生等の思春期は、心身ともに大きく変化し、自分自身のからだや性に関する不安や悩みを抱えることが増えてくる時期です。

思春期特有の健康上の悩みなどに対応するため、相談体制を整備するとともに、思春期に知っておきたいヘルスケア情報をユース目線で発信しています。

実績

- ・「TOKYO YOUTH HEALTHCARE」ホームページの累計PV数:約173万
※令和8年3月31日時点
- ・東京ガールズコレクションや学園祭に広報ブースを出展
- ・TOKYOプレコンゼミ受講者数:8,104人(令和7年度)
- ・妊娠・出産前のヘルスチェック支援:3,472件(令和7年度)

取組

○ 健康に関する相談体制の整備

中高生等を対象とした相談窓口を設置し、思春期特有の悩みや健康課題について、安心して相談できる環境を整備

○ 区市町村への支援

妊娠適齢期や婦人科疾患等に関する相談支援等を実施する区市町村を支援

○ プレコンセプションケアの推進

若年層に対し、妊娠・出産・健康に関する正しい知識の普及や講座の実施等を行い、将来を見据えた理解の促進を図る

○ ヘルスチェック支援

検査費用の助成等を通じて、自身の健康状態を把握する機会を提供し、適切な健康管理や将来に向けた準備を支援

柱2

家庭 地域での活動支援

主な事業

PICK UP

(保健医療局)

女性のがん対策強化事業



- 女性特有のがん(子宮頸がん・乳がん)の検診啓発と受診に対するインセンティブ付与で受診を促進し、早期発見・治療により女性の健康維持を図ります。

背景

東京都がん対策推進計画(第三次)では、がん検診受診率60%以上を目標としていますが、令和2年度に行った調査ではまだ達成できておりません(乳がん50.3%、子宮頸がん48.0%)。がん検診受診率の向上に向け、都民への啓発を更に推進する必要があります。

実績

がん検診受診啓発協力企業数(令和7年度)
母の日キャンペーン:9企業
父の日キャンペーン:7企業
ピンクリボンキャンペーン:17企業

取組

○普及啓発

子宮頸がん及び乳がんの予防や検診の重要性について、幅広い世代に向けて情報発信を行い、正しい知識の普及を図る

○検診受診促進

検診受診の動機付けとして、受診者に対するインセンティブを提供することで受診行動を後押しし、継続的な受診の定着を促進
(令和9年度まで)

○早期発見・早期治療への誘導

検診受診の促進を通じて、がんの早期発見・早期治療及び重症化防止を図り、女性の健康の維持・向上に寄与

柱2

家庭
地域での活動支援

主な事業

(1) 家事・育児分担に関する取組

- Webサイト等を通じて、家事・育児分担に関するノウハウやコミュニケーションの工夫などを発信します。
- 男性の家事・育児促進に向けた意識と行動の変容を促し、家庭内での役割分担の見直しにつなげていきます。

男性の家事・育児促進に向けた気運醸成

(生活文化局)

- 男性の家事・育児を促進するため、Webサイト「TEAM家事・育児」において、子育て中の夫婦やプレパパ・プレママ、経営者層など多様な主体に向けて役立つ情報を発信します。

男性の家事・育児推進セミナー

(生活文化局)

- 男性がパートナーの妊娠・出産に関わることの重要性への理解を深め、パートナーと共に家事・育児を担う意識を育み、相互理解と関係づくりを促進します。

男性の家事・育児実態調査

(生活文化局)

- 家事・育児の分担状況や意識等について、未就学児を持つ男女等を対象に隔年で調査を実施し、その結果を効果的に広報展開します。

TEAM
家事・育児
みんなで考え変えていく！

令和8年度女性活躍推進事業 男性の家事・育児推進セミナー

👉今日から始める！

**夫婦のゆとりを生み出す
家事・育児のコツ**

日時 令和8年6月13日(土) 10:30～11:50
Zoomウェビナーによるライブ配信

**家事・育児時間の男女差が縮小！
足りないのは自由時間と睡眠!?**
～ 男性の家事・育児実態調査2025 ～

東京都が5,000名を対象に実施した「男性の家事・育児実態調査2025」。2023年(令和5年)に実施した前回調査と比べて、どのような変化があったのでしょうか？
今回の調査結果をもとに、家事・育児時間の男女差や、家事・育児負担に対する満足度の変化を紐解いていきます。
さらに、夫婦間のコミュニケーションギャップや男性の育業(※)が進む中で新たに増えてきた課題や悩みなどにも触れながら、専門家からのアドバイスをもとに考察していきます！
※「育業」とは、東京都の公募によって決まった「育児休業」の愛称です。東京都では育児「休み」ではなく「未来を育む大切なしごと」と考えマインドチェンジを進め、育業を社会全体で応援する気運醸成に取り組んでいます。

目次

- 1 家事・育児時間の男女差が縮小！ パパ・ママが一番欲しいのは「自由時間」
- 2 「感謝される頻度」に男女間で大きなギャップ その「ありがとう」は伝わっていない!?
- 3 男性の育業事情 パパも社会もマインドチェンジ!
- 4 パパもママも“豊不足” 家事・育児・仕事の頑張りすぎに要注意!

アドバイスしてくれるのはこの方々




池田 心豪さん
労働政策研究・研修機構(JILPT) 副総務研究員
日本労働学会 理事
4児のパパ
「社会で働くうえにライフワーク」
(中央経済社/内閣府)



天野 妙さん
株式会社Respect each 代表取締役
専業主婦キャリアコンサルタント(一財)
生活学習開発財団認定コーチ
3人娘のママ
「男性の育業、産後・企業・経済はこう変わる」
(PFA新著/内閣)

クスッと笑える「あるある」家事・育児漫画



イラストレーター
エイイチさん
4児のパパ
東京都Webサイト「TEAM家事・育児」で子育て支援漫画や
書籍に「スキャンダルパパの育児日記」(日経BP)

柱2

家庭 地域での活動支援

(2)健康に向けた支援・スポーツでの後押し

主な事業

- 誰もが健康で自分らしく生活できるよう、健康づくり、医療・相談支援、スポーツ参加などを支援します。

東京ユースヘルスケア推進事業

(福祉局)

- 中高生等の思春期特有の悩みに対する相談や、妊娠を考えるプレコンセプションケア等の推進に向けた普及啓発やヘルスチェック等を支援します。

生活習慣改善推進事業

(ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の運営)

(保健医療局)

- 生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村等のウォーキングマップを集約したポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の運営など、普及啓発及び環境整備を行います。

女性のがん対策強化事業

(保健医療局)

- 女性特有のがん(子宮頸がん・乳がん)の検診啓発と受診促進により受診率向上を図り、早期発見・治療につなげ女性の健康維持を推進します。

エイズ対策普及啓発活動の強化

(保健医療局)

- 青少年に対し同年代の仲間同士(ピア)が学ぶ教育を実施し、感染予防の理解促進や、感染者への偏見、差別の解消に向けた意識啓発を推進します。

TOKYO
YOUTH
HEALTHCARE



エイズ対策普及啓発活動の様子

TOKYO 推しスポーツディスカバリー (女子向けアナリティクスツアー)

(スポーツ推進本部)

- 都内プロスポーツチーム等と連携して、アスリートやスポーツトレーナー・栄養士等の競技を支える人々との意見交換等を実施し、性別に関わらずスポーツを「支える」仕事の魅力・醍醐味を学ぶ機会を提供します。

スポーツ女性コンディショニングサポートサイト事業

(スポーツ推進本部)

- スポーツを行っている又は行う意思のある女性や指導者等に対し、自分事として捉えられるよう女性特有の健康課題等を周知し、競技力向上及び生涯にわたる健康維持を促進します。

都心における新たなスポーツ環境創出事業

(スポーツ推進本部)

- KK線の特徴を活かしたスポーツイベントにより、都民のスポーツ・健康づくりへの関心と気運醸成を図ります。



柱2

家庭 地域での活動支援

(3) 地域活動への参画

主な事業

- 地域活動への参画の機会を創出するなど、男女誰もが地域で活躍できる環境づくりを進めます。

共助社会づくり推進事業

(生活文化局)

- ボランティア文化の定着に向け、「東京ボランティアレガシーネットワーク」の運営やボランティアの交流促進、イベントの開催などを通じて、都民全体のボランティア気運を醸成します。

地域の底力発展事業助成

(生活文化局)

- 町会・自治会による地域の課題解決に向けた取組を支援する事業で、子育て交流サロンや女性の健康づくり講座など、地域全体で女性活躍や子育てを応援する取組を後押しします。

TOKYO縁(エン)ジョイ! 東京都シニア・コミュニティ交流大会

(スポーツ推進本部)

- シニア世代に親しまれている囲碁や将棋、健康マージャン等の6種目を実施し、交流機会を創出することで、健康で心豊かな生活を応援します。

人生100年時代社会参加マッチング事業

(福祉局)

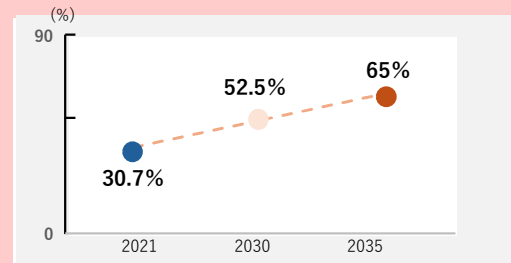
- シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進のため、希望に応じた仕事や学び、地域活動の情報を一元化するとともに、区市町村の取組を支援します。



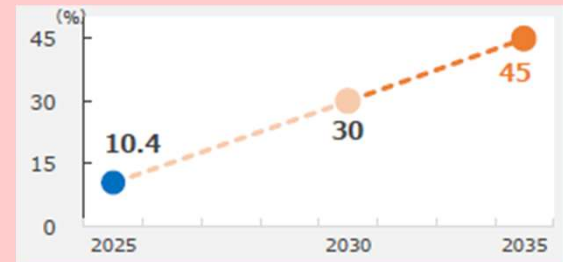
主な数値目標・KPI

柱 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

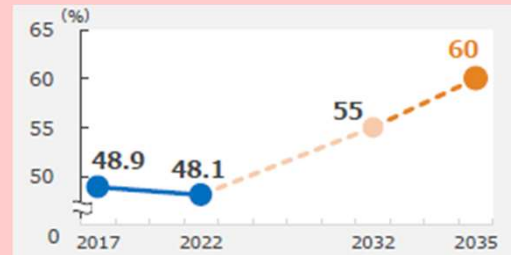
未婚の男女で結婚意向のある都民の、婚活の具体的な行動をとる方の割合を65%まで向上
(2035年)



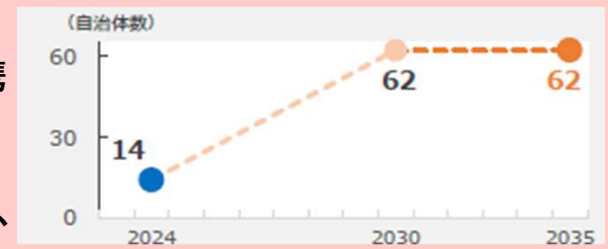
プレコンセプションケアに関する妊産婦の認知度を45%まで向上



妊娠・出産に関する支援が充実していると思う人の割合を60%まで向上



母子保健部門と児童福祉部門が連携した切れ目のない支援体制を全区市町村に整備し、支援を継続

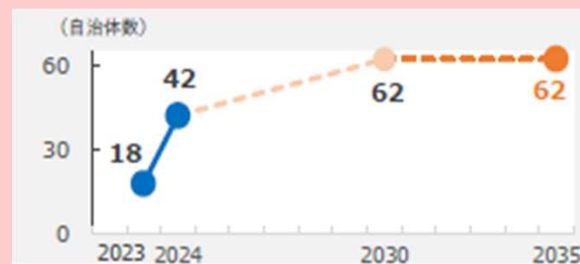


柱 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

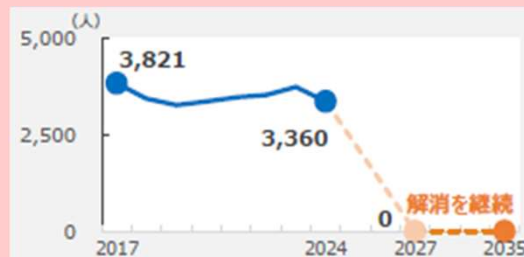
すべての子育て家庭の状況を妊娠期から把握し、継続した支援を行う区市町村の取組を支援

(とうきょうママパパ応援事業)
62区市町村(2028年度まで継続)

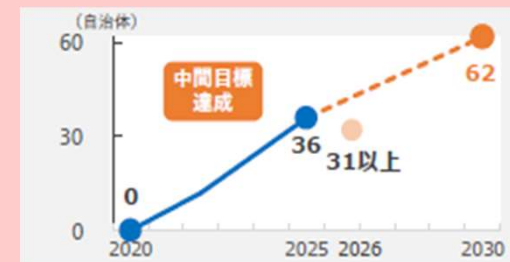
保護者の就労等の有無に関わらず未就学児を保育所等で定期的に預かる取組を都内全域に展開し、支援を継続



学童の待機児童を2027年度までに解消し、継続



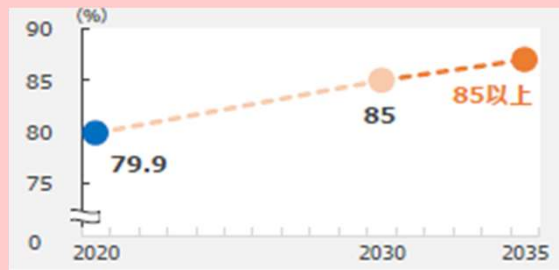
子育てに関する先駆的・分離横断的な取組を全区市町村に展開(2030年)



柱 1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

高齢者が生きがいを感じる割合を85%以上に向上



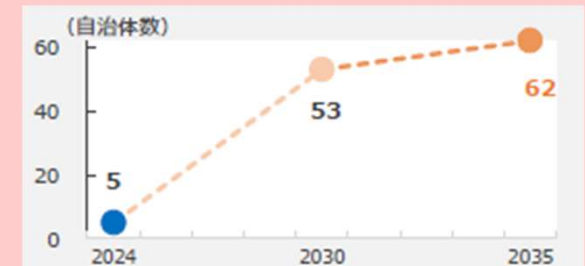
社会的な活動を行う高齢者の割合を80%に向上



高齢者（うち60歳～69歳）の有業率を65.9%に向上



単身高齢者等の総合相談支援体制を全区市町村に整備



柱 1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

サービス付き高齢者
向け住宅等の供給
2030年度：33,000戸
2035年度：適切な供
給戸数を確保※

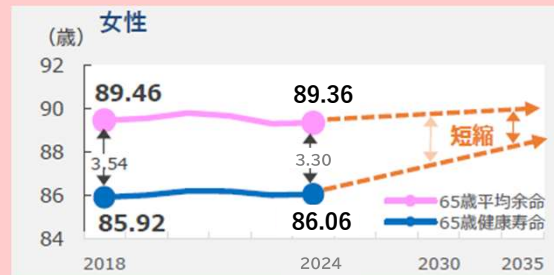
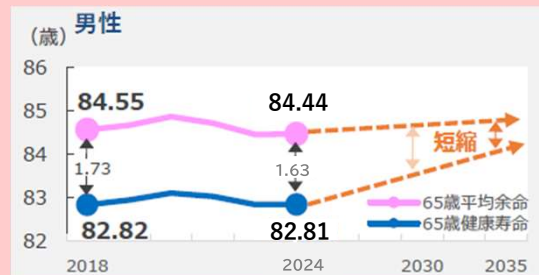


※東京都住宅政策審議会において検討予定

在宅介護サービス
(主なサービス量の
見込み)

東京都高齢者保健福祉計画
(令和6年度～令和8年度)
における主なサービス量の見込み:
訪問介護(ホームヘルプサービス)
令和12年度 38,512,199回/年

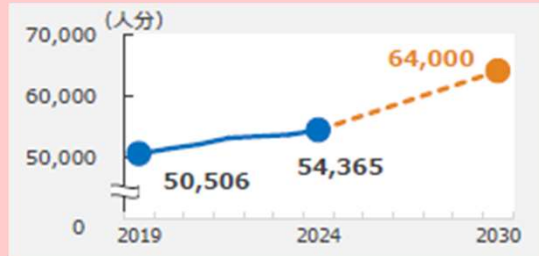
65歳健康寿命を延伸し、
不健康な期間(65歳平
均余命と65歳健康寿
命の差)を短縮



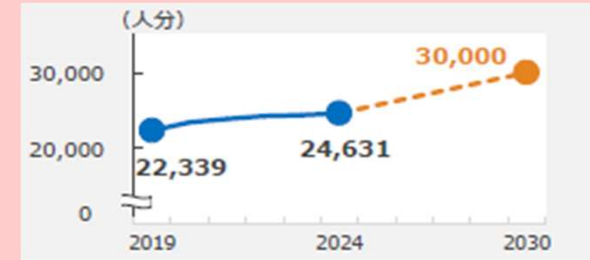
柱 1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

特別養護老人ホーム
の定員数64,000人分
確保（2030年）



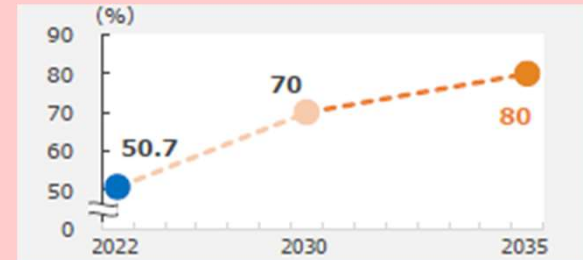
介護老人保健施設・
介護医療院の定員数
30,000人分確保
（2030年）



認知症グループホーム
の定員数20,000人
分確保（2030年）

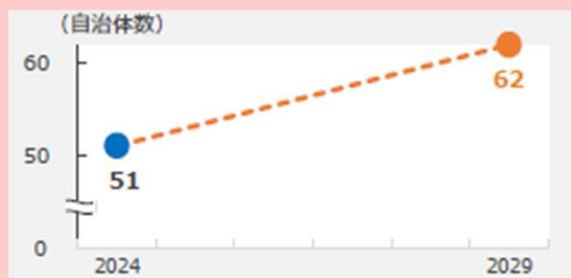


介護DX
(利用者情報等の
共有システムの導入)
に取り組む事業者を
80%に向上

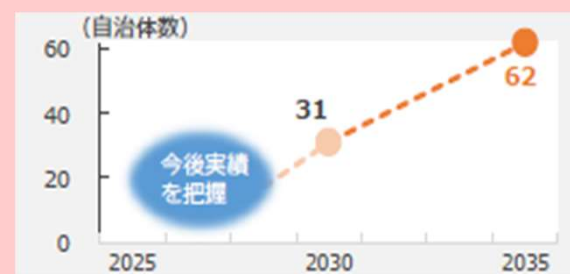


柱 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

認知症のある人の
社会参加を
全区市町村に展開
(2029年)



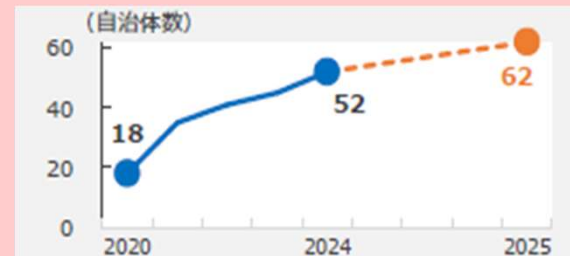
認知症のある人・
家族等が区市町村
計画策定に参画する
取組を全区市町村
に展開



認知症サポーターが
地域で活動するための
仕組みを全区市町村
で創出 (2025年)



「日本版BPSD※
ケアプログラム」を
全区市町村に普及
(2025年)



※認知症ケアにおいて困難要因となる興奮や妄想などの行動・心理症状のこと

柱 1

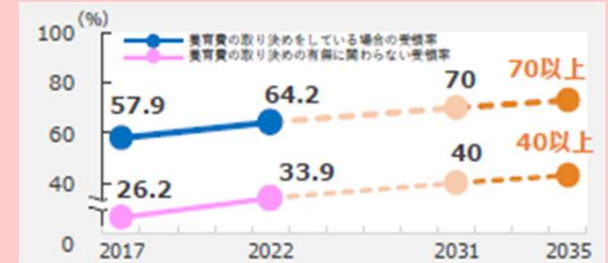
ライフステージに応じた切れ目のない支援

消防吏員採用者に
占める女性消防吏員
割合の向上

消防吏員採用者に占める女性消防
吏員割合を5年間(令和8年度～令
和12年度)で10%以上とする



ひとり親等家庭の
養育費受療率を向上



里親等委託率
を37.4%まで向上

保育所等における
障害児・医療的ケア児
の受入体制を
全区市町村に整備
し、それを継続



主な数値目標・KPI

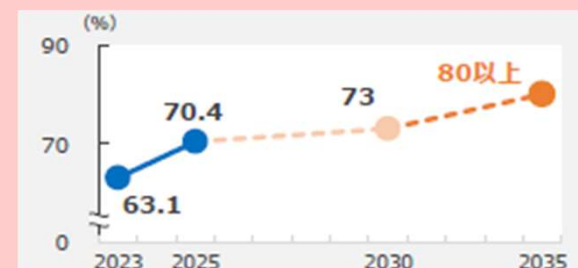
柱 2

家庭・地域での活動支援

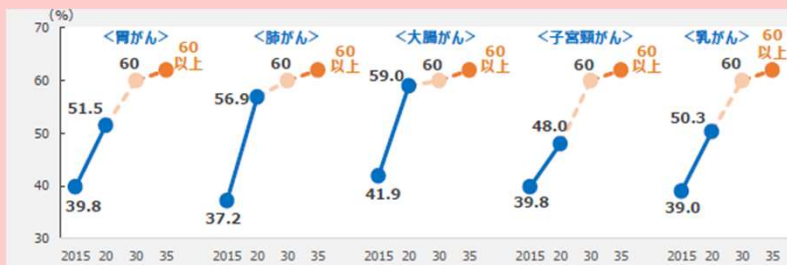
家事・育児関連時間の男女差を2時間30分以下とし、その状態を継続



家事・育児分担の満足度を80%以上に向上



5がん検診受診率60%以上



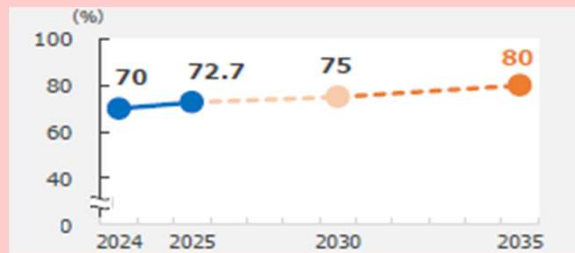
認知症検診事業を全区市町村に展開(2029年)



柱 2

家庭・地域での活動支援

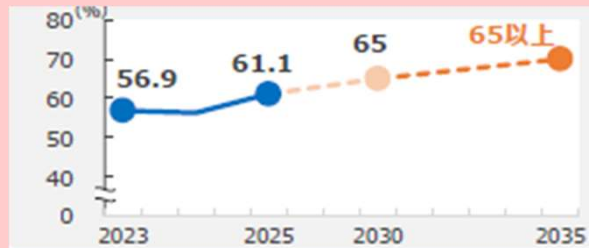
スポーツを通じて
幸福感を感じて
いる都民の割合
を80%に向上



都民のスポーツ実施率
70%以上を継続し、
さらに世界最高水準に



20～40歳代女性
(都民)のスポーツ
実施率を65%以上
とし、その状態を継続



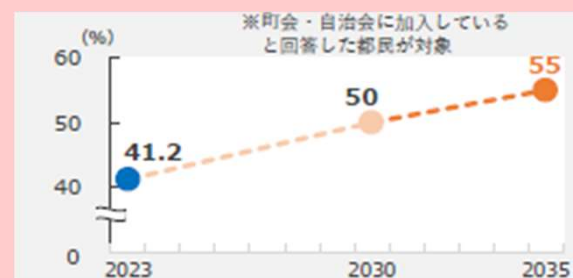
柱 2

家庭・地域での活動支援

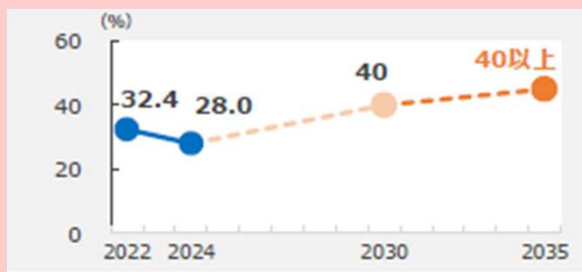
町会・自治会等に
地域を支える人材
を360件派遣



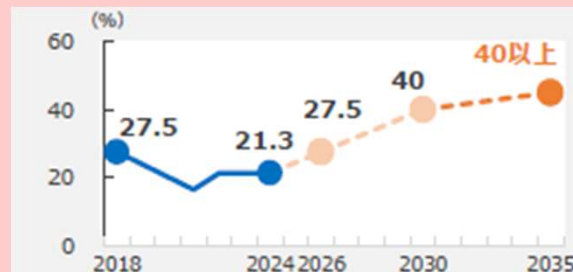
町会・自治会活動
に参加している人の
割合を55%まで向上



ボランティアへの
関心度を40%以上
まで向上し、
その状態を継続



ボランティア行動者率
を40%以上まで向上
し、その状態を継続



柱 2

家庭・地域での活動支援

みんなの居場所※
を2,400か所創出



※子供食堂や多世代交流拠点等の誰もが集える居場所

東京みんなでサロンを
150か所創設



全区市町村に
総合的な相談支援
体制を整備
(2030年)



お住まいの地域は
困ったときに
助け合い、支え合う
と思う方の割合を
70%まで向上



性別にとらわれず誰もが能力を発揮できる社会へ

個々の希望に応じた就業と成長が可能となる都市
「東京」の実現

柱3 女性の選択肢の拡大

柱4 企業の持続的な成長

2

ビジョン

雇用・就業分野における
女性活躍の推進

～女性がいきいき働ける～

柱3

女性の選択肢の拡大

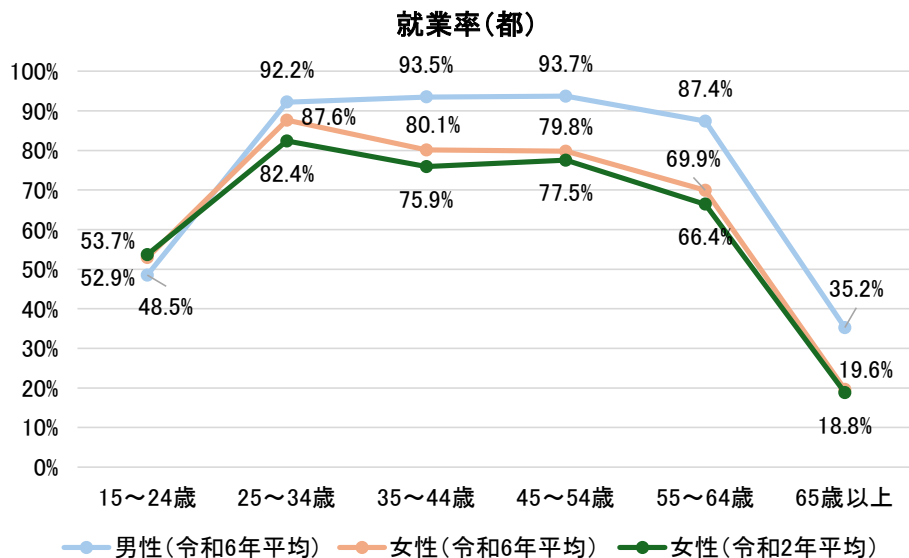
現状

- 女性の就業率は上昇しているものの、正規雇用に関しては、L字カーブを描いています。
- 女性管理職比率は上昇していますが、その割合は3割未満に留まっています。
- 所定内給与額は、男性より女性が低い状況にあり、特に正社員・正職員においては、年齢とともにその差が開いています。

女性就業率の推移

女性の就業率は上昇し、いわゆるM字カーブ※の底が浅くなっています。

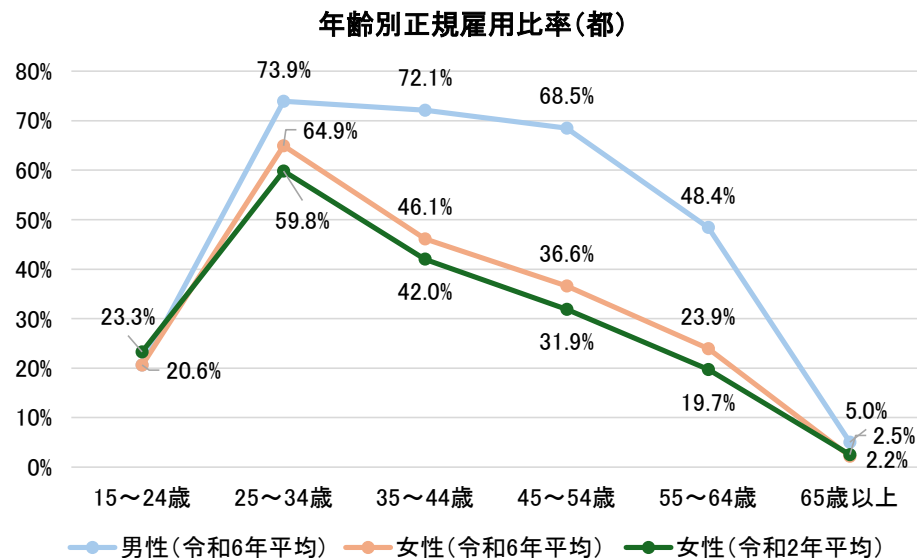
※結婚・出産期に当たる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する年代別の就業率を現したカーブ



【出典】東京都総務局「東京の労働人口(労働力調査結果)」より作成

女性の年齢別正規雇用比率

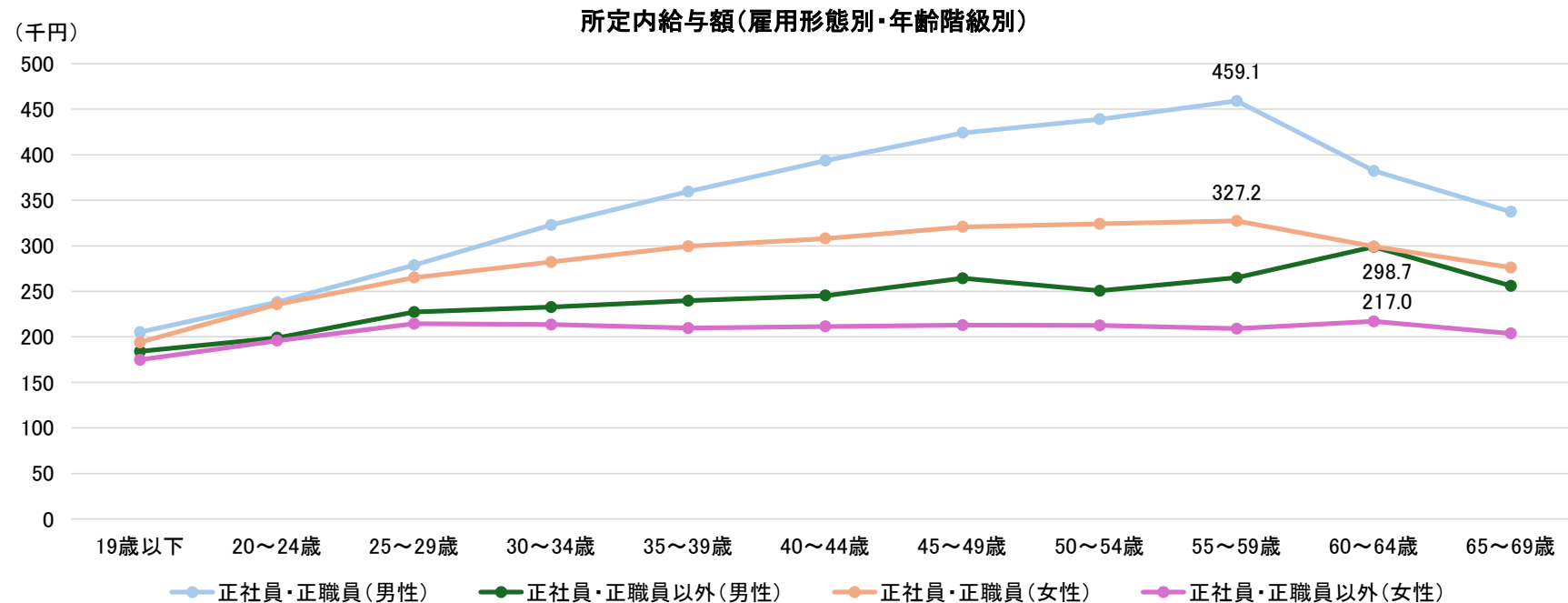
女性の正規雇用比率は25～34歳をピークに低下し、いわゆるL字カーブを描いています。



【出典】東京都総務局「東京の労働人口(労働力調査結果)」より作成

所定内給与額(雇用形態別・年齢階級別)(全国)

男女の所定内給与の差を雇用形態別にみると、男性の割合が大きい正社員と女性の割合が大きい非正社員との差が大きいです。また、男女の所定内給与の差を年齢階級別にみると、同じ雇用形態でも男女間に給与差があり、その差は年齢とともに拡大する傾向があります。

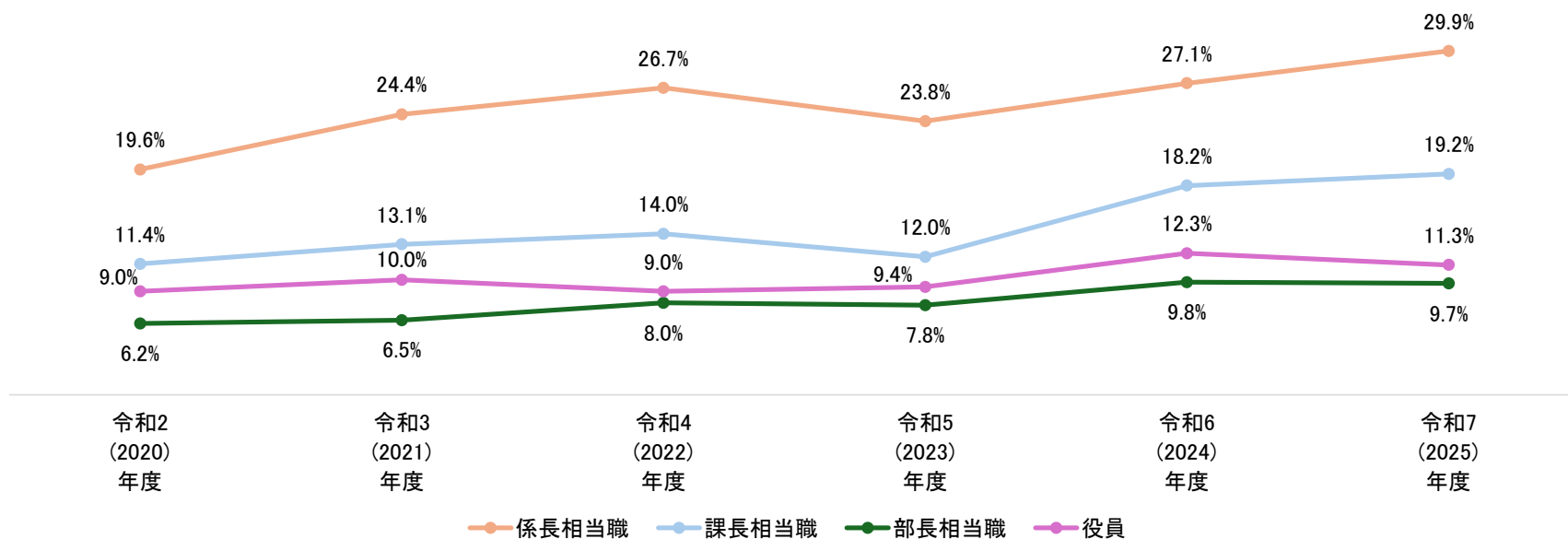


【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6年)より作成

管理職に占める女性の割合

都内の事業所における女性管理職の割合は、各役職別で増加傾向にありますが、最も高い係長相当職でも3割未満となっています。

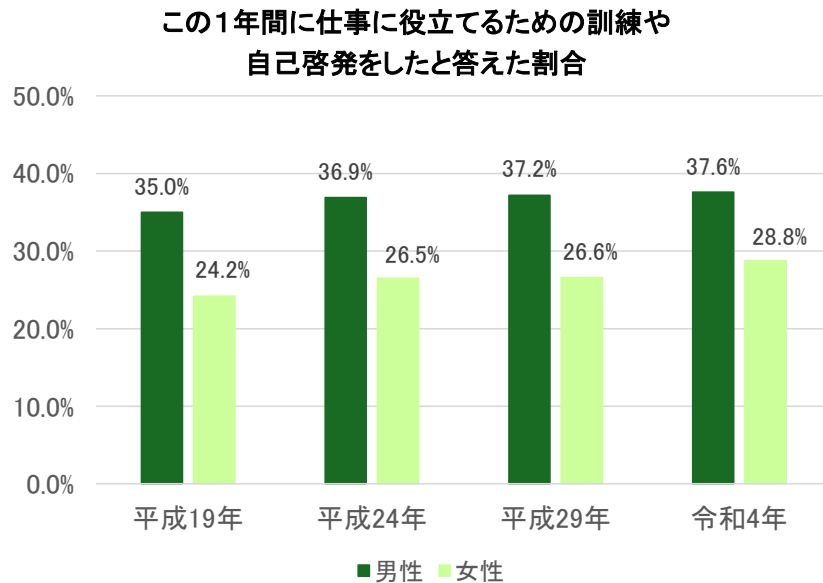
役職別女性管理職の割合(都)



【出典】東京都産業労働局「令和6年度東京都男女雇用平等参画状況調査」および「令和7年度東京都男女雇用平等参画状況調査」より作成

仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合

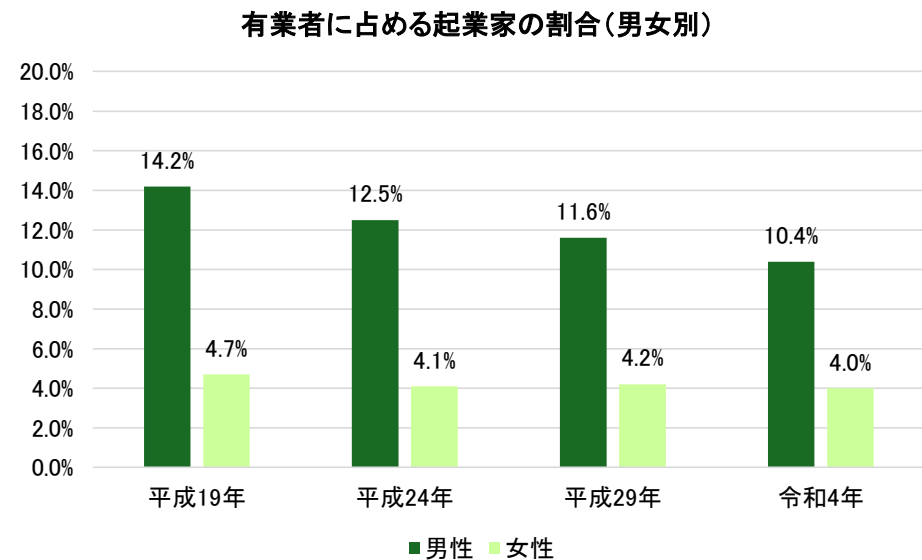
仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合は、男性に比べ女性の割合が低くなっています。



【出典】総務省「就業構造基本調査」より作成

有業者に占める男女の起業家の割合

有業者に占める起業家の割合は、男性に比べ女性の割合が低くなっています。



【出典】総務省「就業構造基本調査」より作成

施策の方向性

- 女性が就業を継続しながら能力を発揮できるよう、職場における成長の機会を確保していきます。
- 管理職登用や起業支援、再就職支援などを通じ、女性の多様なキャリア形成を後押ししていきます。

柱3

女性の選択肢の拡大

主な事業

PICK UP

(産業労働局)

女性向けキャリアチェンジ・ キャリアアップ支援事業



- 新たなスキルの習得や就職後のキャリアアップにつながる訓練に加え、就職支援を一体的に実施することで、非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジ等を推進します。

背景

女性の正規雇用比率は、年齢階級別にみると30代以降で低くなる傾向(L字カーブ)があり、女性労働者の過半数が非正規雇用となっています。また、「管理的職業従事者」に占める女性の割合は、諸外国と比べ日本は低く、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を一層推進していく必要があります。

そこで、職業訓練と就職支援を一体的に実施し、非正規雇用等の女性のキャリアチェンジ等を推進します。

取組

○ キャリア相談

カウンセリングを実施し、個々の適正や希望に応じたキャリアの方向性を整理

○ 再就職支援

選任のキャリアアドバイザーによる就職までの伴走支援、希望や適性に応じた職業紹介等を実施

○ eラーニング等による能力開発

事務系やIT系等のスキル習得訓練に加え、キャリアアップにつながる訓練を実施し、就業に必要な能力の向上を支援

○ 交流イベントやメンターによるフォロー等

ロールモデルとの交流や就職活動に役立つセミナーの開催、メンターによるフォロー等により、受講生のモチベーションを維持し、就職までサポート

PICK UP

(産業労働局)

「女性活躍の輪(WA)」の戦略的展開



女性活躍の輪

Women in Action

- あらゆる場面で女性が力を発揮できるよう、企業経営層や女性首長等が繋がる「Women in Action」の下、女性活躍関連イベントを一体的に行うとともに、普及啓発を実施します。

背景

本格的な人口減少時代を迎える中、都内産業の持続的発展を図るためには、未だ十分ではない女性の活躍を更に推進し、その能力をより一層活用することが不可欠です。

そこで、「Women in Action」の下、HPや普及啓発のための動画等による広報と、女性活躍関連イベントを一体的に実施し、東京のみならず日本全体に「女性活躍の輪」(WA)のムーブメントを拡げていきます。

実績

- 東京女性未来フォーラム(令和5年度～)
参加者:約2,400名(令和7年度) 参画企業数:329社(令和7年度)
- 女性首長によるびじょんネットワーク(令和元年度～)
宣言文に賛同した首長数:71名(令和7年度)

取組

○ ホームページの開設

女性活躍関連の施策やイベントを集約したプラットフォームを開設し、都の取組を網羅的に発信

○ イベントの開催

経済界における女性活躍の機運醸成を目指した「東京女性未来フォーラム」や、「女性首長によるびじょんネットワーク」等のイベントを一体的に実施

○ 普及啓発動画の公開

全都民を対象に、「女性活躍の輪～Women in Action～」(WA)の取組に関する動画を制作し、発信

○ WAロゴの展開

「女性活躍の輪～Women in Action～」のシンボルマークとしてのロゴを作成、展開することで、女性活躍の気運を醸成

柱3

女性の選択肢の拡大

主な事業

(1) 仕事経験を通じた成長機会の提供

- 非正規雇用で働く女性等を対象に、能力開発や就職支援等を行います。

女性向けキャリアチェンジ・キャリアアップ支援事業

(産業労働局)

- 新たなスキルの習得や就職後のキャリアアップにつながる訓練に加え、就職支援を一体的に実施することで、非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジ・キャリアアップを推進します。

女性ITエンジニア育成事業

(産業労働局)

- 非正規雇用で働く女性等がプログラミング等を学び、ITエンジニアとしての再就職やキャリア形成を実現できるよう、eラーニング等によるスキルの習得支援及び職業紹介等の就職支援を一体的に支援します。

働く女性への総合サポート事業

(産業労働局)

- 女性の「働き方」や「活躍の基盤づくり」を後押しする拠点「はたらく女性スクエア」において、キャリア、起業や兼業・副業といった多様な働き方に関する相談等に対応するほか、ワークショップやイベント等を実施し、女性の職域拡大を支援します。



女性しごと応援ナビPlus

(産業労働局)

- 働くことに関する悩みを持つ女性等に対して、キャリアカウンセリングや多様な働き方の紹介、自分らしいキャリア実現のためのセミナーをオンラインにより実施します。



柱3

女性の選択肢の拡大

主な事業

(2) 固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大

- 多様な主体が交流し、女性活躍の気運醸成を図ります。
- 女性の進学先や就職先など、将来の選択肢拡大を図ります。

東京女性未来フォーラムの開催

(産業労働局)

- 企業や経済団体、女性経営者等、多様な主体が交流し、女性役員の活躍事例の発信など、成長戦略として女性活躍を推進するイベントを実施します。

「女性首長によるびじょんネットワーク」の開催

(産業労働局)

- 日本全体で女性の活躍を後押しし、誰もが輝く社会の実現を目指すため、全国の女性首長や女性経営者、駐日女性大使による会議を開催します。

東京女性リーダーズ応援ネットワークの拡大

(産業労働局)

- 女性活躍やダイバーシティ経営を強力に推進する企業等とのネットワークを構築し、女性活躍の裾野を拡大します。



地域と連携したものづくり魅力発信

(産業労働局)

- 城南職業能力開発センター大田校において、地域の様々な主体と連携したものづくり産業の魅力発信やキャリア教育等を行います。

企業等と連携したアンコンシャス・バイアス普及啓発企画

(生活文化局)

- 企業等と連携し、日常生活に潜むアンコンシャス・バイアスに気づく機会を子供や大人に提供することを目的とした普及啓発企画を実施します。



柱3

女性の選択肢の拡大

主な事業

(3) 女性経営者や起業家等への支援

- 女性経営者や起業家を対象に、創業支援拠点の運営や施設提供、相談対応等を実施します。
- アクセラレーションプログラムや資金調達支援等を通じ、起業から成長段階までの取組を後押しします。

女性経営者等の活躍促進事業

(産業労働局)

- ビジネス分野における女性活躍の気運を一層盛り上げるとともに、新たな知識・ネットワークの獲得を支援する施策を実施します。

女性ベンチャー成長促進事業 (APT Women)

(産業労働局)

- 女性起業家のスケールアップや国際展開等を後押しするため、アクセラレーションプログラムを提供し、ロールモデルとなる成功事例を発信していきます。

創業支援拠点の運営 (丸の内・多摩)

(産業労働局)

- 「TOKYO創業ステーション」を運営し、起業経験のあるコンシェルジュによる相談対応や交流機会を通じて、事業化までワンストップで支援します。

NEW Network to Empower
Entrepreneurial
Women

女性経営者の成長を応援



APT Women
ACCELERATION PROGRAM IN TOKYO FOR WOMEN



TOKYO創業ステーション

創業支援施設の提供

(産業労働局)

- 創業間もない企業のためにオフィスや技術提供等の環境を整備します。また、都の政策課題解決に結びつく分野での起業を後押しする機会を提供します。



スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍推進事業

(産業労働局)

- スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍を促すため、女性起業家の資金調達や、V C における女性活躍等を支援します。



東京都 女性起業家の資金調達・事業計画等をサポート
スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍推進事業

柱4

企業の持続的な成長

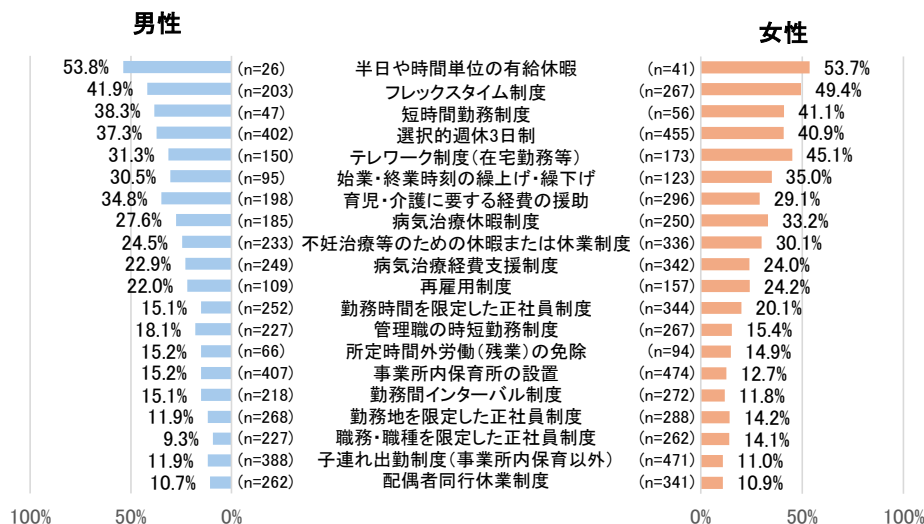
現状

- 育児・介護等と仕事の両立支援制度は一定程度導入が進んでいますが、従業員が希望する制度と事業所の導入状況に差があるものも見られます。
- 男性の育児取得率は上昇しているものの、取得期間が1か月未満に留まっている人が約2割となっています。

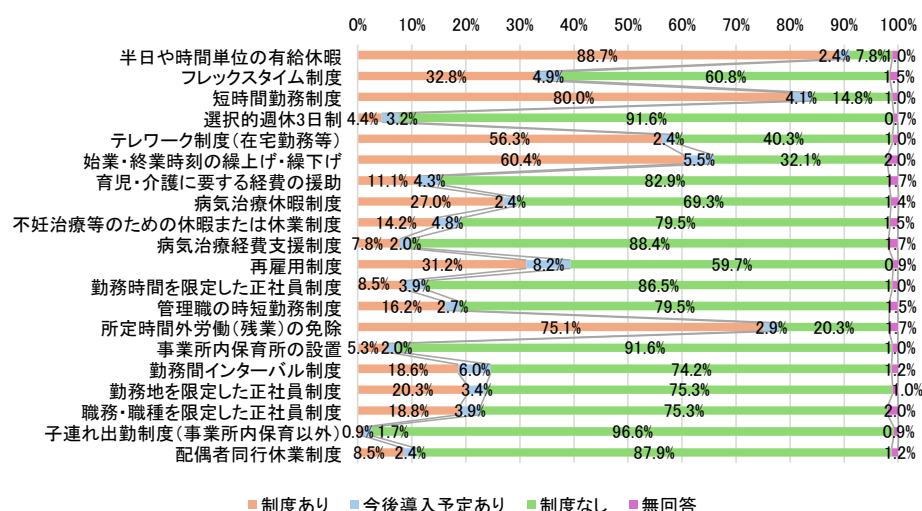
多様な働き方(育児・介護等と仕事の両立支援制度等)

整備されていない両立支援制度のうち、従業員が導入を希望する制度は「半日や時間単位の有給休暇」、「フレックスタイム制度」、「短時間勤務制度」の順で割合が高くなっています。一方で、事業所における制度の有無をみると、「半日や時間単位の有給休暇」、「短時間勤務制度」、「所定時間外労働(残業)の免除」の順となっています。

【従業員】導入を希望する両立支援制度



【事業所】多様な働き方に関する制度の有無



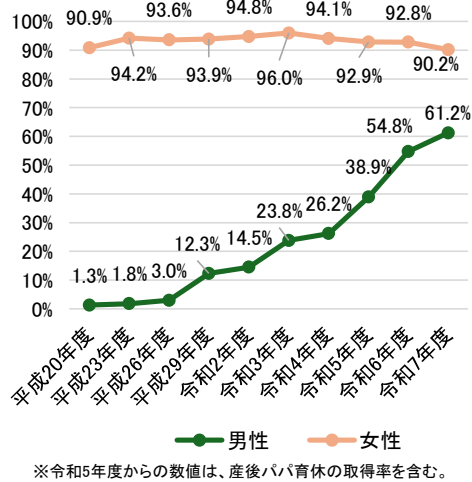
【出典】東京都産業労働局「男女雇用平等参画状況調査」(令和7年度)より作成

【出典】東京都産業労働局「男女雇用平等参画状況調査」(令和7年度)より作成

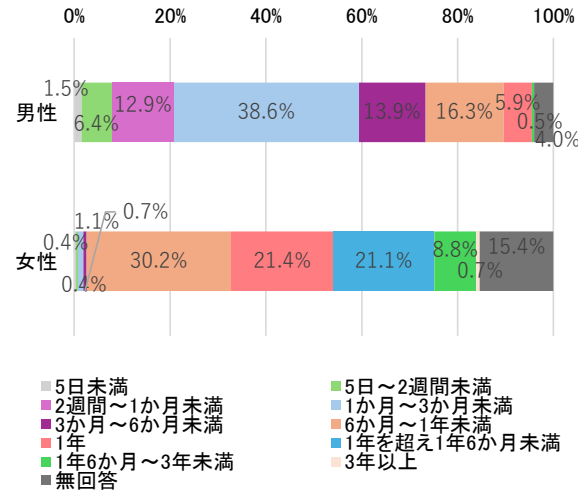
育児休業等取得率・取得期間

男性の育児取得率は令和7年現在、61.2%となっており、最も多い取得期間は、「1か月から3か月未満」となっています。

育児休業等取得率



育児休業取得期間

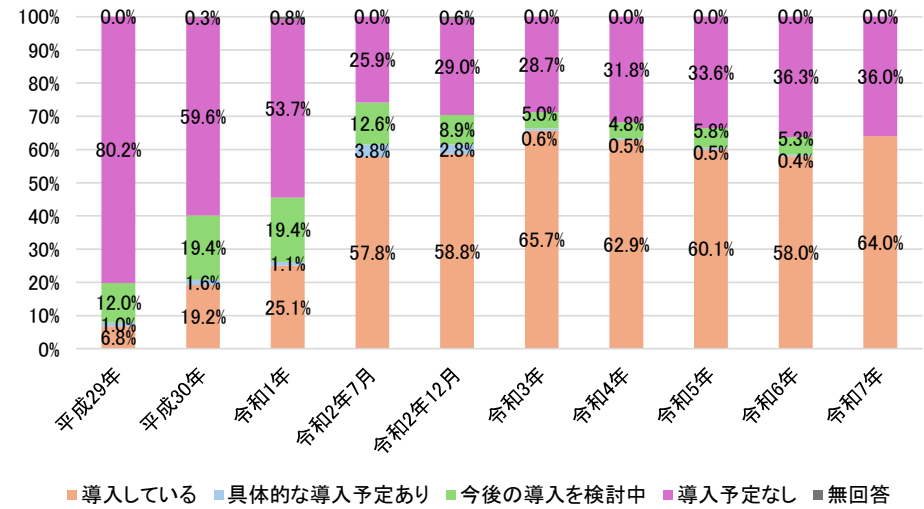


【出典】東京都産業労働局「男女雇用平等参画状況調査」(令和7年度)より作成

テレワーク導入状況の推移

テレワークの導入率は、コロナ禍を契機に上昇しましたが、現在は横這いとなっています。

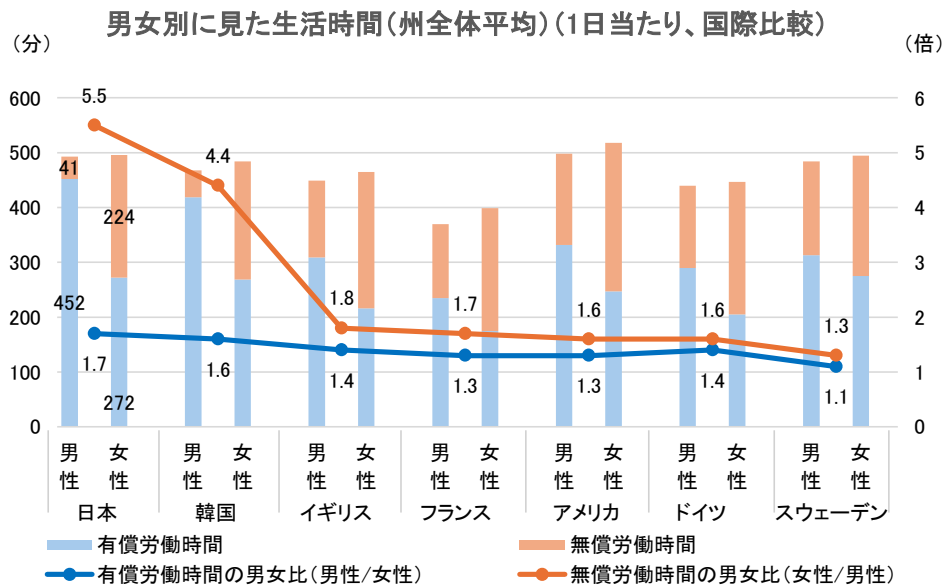
従業員30人以上の企業におけるテレワーク導入状況の推移



【出典】東京都産業労働局「多様な働き方に関する実態調査」(令和7年度)より作成

生活時間の国際比較

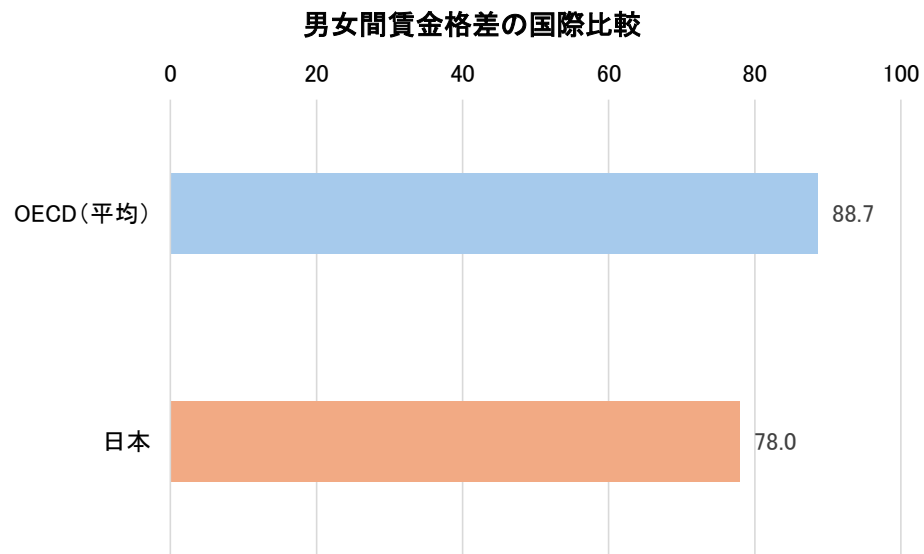
男性と女性の無償労働時間の差は約5.5倍となっており、国際的にみても大きなものになっています。



【出典】独立行政法人労働政策研究・研究機構「データブック国際労働比較2024」より作成

男女間賃金格差の国際比較

男女におけるフルタイム労働者の賃金の差は、男性100に対し女性が78.0であり、OECD平均88.7よりも格差は高いです。



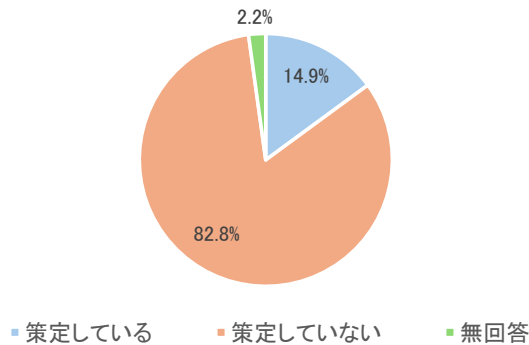
【出典】OECD「OECD Data Explorer」より作成

女性活躍推進法に基づいた行動計画の策定(常時雇用する労働者数 100 人以下の事業所)

行動計画の策定が努力義務とされている 100 人以下の事業所のうち、行動計画を「策定していない」事業所が8割を超えており、策定していない理由は「すでに女性が活躍しやすい環境にあるため」と「法的に義務付けられていないため」が3割を超えています。

策定状況

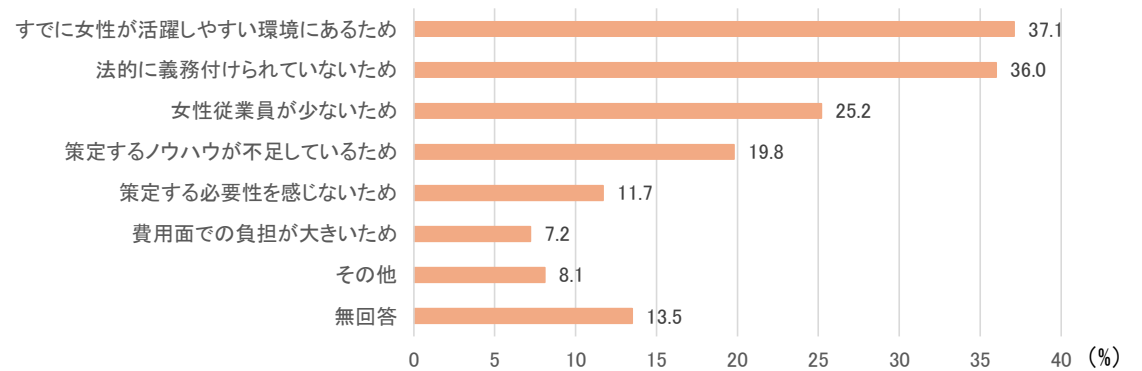
【規模別(30～100人の事業所)】



【出典】東京都産業労働局「男女雇用平等参画状況調査」(令和7年度)より作成

策定していない理由(複数回答)

【規模別(30～100人の事業所)】



【出典】東京都産業労働局「男女雇用平等参画状況調査」(令和7年度)より作成

施策の方向性

- 誰もが働き続けられるよう、仕事と育児の両立支援を進めていきます。
- 多様な人材が力を発揮できる職場環境の整備に向け、企業を支援します。

柱4

企業の持続的な成長

主な事業

PICK UP

(産業労働局)

働く人の育業応援事業

- 一定期間以上の育業とともに安心して育業し復職しやすい職場環境の整備を行う企業に奨励金を支給し、育業を促進します。

背景

人口減少や少子高齢化が進行する中、一人一人の働く意欲に応え、その能力を十分に発揮し、誰もが活躍できる社会の実現が求められます。そのためには、女性活躍の推進のほか、男性の育児参加についても後押しする必要があります。

男女問わず、望む人誰もが育業できる社会の実現に向けて、安心して育業し復職しやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援してまいります。

取組

○ 育業の促進

一定期間以上の育業を要件とし、育業計画書や制度に関する情報提供により育業を促進する企業の取組を後押し

○ 職業内の意識・風土改革

育業を支える同僚の表彰や応援手当制度、男性育業推進の取組を通じて、周囲の理解や協力を促し、制度を利用しやすい職場風土の醸成を図る

○ 復職しやすい職場環境の整備

法定を上回る育児短時間勤務や子の看護等休暇などの制度整備を支援し、安心して育業し職場復帰できる環境づくりを促進

○ 男性の育業の更なる促進

一定期間以上の育業や複数人の育業を奨励することで男性育業の更なる促進を図る

PICK UP

(産業労働局)

女性の活躍推進に向けた 職場環境改善プロジェクト

- 中小企業等における女性が活躍しやすい職場環境づくりを推進するため、行動計画の策定・公開や女性従業員の処遇改善に取り組む企業を支援します。

背景

女性の就業率は年々上昇していますが、意思決定層への登用は低い水準に留まるなど、働く場において女性の個性や能力が十分に生かされているとは言い難い状況です。

女性の活躍を推進するためには、女性が自らの個性と能力を最大限に発揮できる職場環境の整備が不可欠です。

そのため、女性活躍の基盤づくりに取り組む企業に対し、専門家の伴走支援や奨励金の支給等を通じ、働く女性の処遇改善を後押しするほか、継続的なキャリア形成の推進を図ります。

取組

○ 行動計画策定・情報公開の促進
行動計画の策定や男女間賃金差異等の情報公開を促進し、女性活躍に向けた企業の取組の見える化を図る

○ 専門家によるサポート
企業の課題分析から取組の実施まで、働く女性が活躍できる職場づくりを専門家が伴走支援し、実効性ある取組を促進

○ 男女間賃金格差の解消を後押し
女性管理職の増加や非正規従業員のキャリアアップ等の取組を促進し、女性従業員の処遇改善を後押し

○ 女性活躍に関する情報発信
人事・賃金制度や女性のキャリア形成に関するセミナー・相談会の実施、動画配信を通じて広く情報を発信

柱4

企業の持続的な成長

主な事業

(1) 男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成

- 育業や介護と仕事の両立を促進するため、相談支援や普及啓発等を実施します。
- 支援制度を利用しやすい組織風土の醸成を図り、誰もが働き続けられる環境づくりを推進します。

働く人の育業応援事業

(産業労働局)

- 従業員が一定期間以上の育業をするとともに、安心して育業し復職しやすい職場環境を整備した企業に奨励金を支給し、育業を促進します。

働きやすい職場環境づくり推進事業

(産業労働局)

- 従業員の育児、介護等と仕事の両立を支援する企業の取組を奨励し、企業における雇用環境整備を推進します。

介護と仕事の両立推進事業

(産業労働局)

- 介護と仕事の両立に関し、経営者・従業員等の意識醸成や正確な知識の普及啓発、相談窓口の運営により、介護に直面しても働き続けられる環境づくりを促進します。

育業の推進

(子供政策連携室)

- 「育業」の理念の普及や多様な主体による取組の促進を通じて、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運醸成を図ります。



育 いくぎょう 業

みんなで育てるしごと

柱4

企業の持続的な成長

(2) 日本型の労働慣行の見直し

主な事業

- 企業における長時間労働の是正や多様な働き方の実現を支援します。

「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業

(産業労働局)

- 専門家派遣等により、「手取り時間」の創出(超勤削減に向けた計画策定を含む)や様々なライフステージの支援、賃上げなどの取組を支援します。

働き方改革パワーアップ応援事業

(産業労働局)

- 相談窓口やセミナー、専門家派遣を通じて働き方改革の取組を支援し、長時間労働の縮減や企業の主体的な取組の推進を図ります。

企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業

(産業労働局)

- 「年収の壁」に関する正確な理解を広げるとともに、配偶者手当の見直しや社会保険に加入した非正規雇用者向け手当の新設等の取組を支援し、「年収の壁」による就業調整の解消と働き方の選択肢の拡大を図ります。



柱4

企業の持続的な成長

(3) 女性の就労環境の整備や改善の支援

主な事業

- 女性が働きやすく能力を発揮できる環境整備に向け、企業への支援等を実施します。

女性活躍推進による経営力向上事業

(産業労働局)

- セミナーやワークショップ、伴走支援を通じて組織文化の変革を促し、女性活躍を通じた企業の経営力向上を支援します。

働く女性のウェルネス向上事業

(産業労働局)

- 女性特有の健康課題に関する課題の把握や好事例の発信を通じて、企業と従業員双方の意識を高め、働く女性のウェルネス(心身の健康)向上を図ります。

働く女性のための施設整備改善事業

(産業労働局)

- 建設業や運輸業等の現場での女性活躍を後押しするため、職場環境づくりの普及啓発を実施するとともに、中小企業等を対象に、女性専用設備の整備費用等を助成します。

バス事業者人材開発支援事業

(産業労働局)

- 女性や若者、就職氷河期世代をバス運転手として新たに採用し、人材育成に取り組んだ都内乗合バス事業者に対して奨励金を支給します。



©NewsPicks Studios

東京都産業労働局

女性特有の健康課題を知る、学ぶ!
働く女性のウェルネス向上委員会

柱4

企業の持続的な成長

(4) 多様性ある組織づくり

- 多様な人材活躍の促進等に取り組んでいる中小企業等を支援します。

主な事業

女性の活躍推進に向けた職場環境改善プロジェクト

(産業労働局)

- 中小企業等における女性が活躍しやすい職場環境づくりを推進するため、行動計画の策定・公開や女性従業員の処遇改善に取り組む企業を支援します。

中小企業人材確保トータル支援事業

(産業労働局)

- 人材採用や活用等に関する総合的な支援を実施するとともに、女性幹部人材等の採用支援により、中小企業の人材確保と多様な人材活用を促進します。

企業と働く女性のキャリアパートナーシップ支援事業

(産業労働局)

- 働く女性が幅広くキャリアを選択し、仕事と健康課題の両立ができるよう企業と女性従業員双方に対しセミナーや交流会等を実施し、女性リーダーの創出・登用の促進を図ります。

女性の活躍を推進する条例の普及支援事業

(産業労働局)

- 働く場において、女性が個性や能力を發揮できる環境の整備を推進するため、都民・企業向けの普及啓発や相談窓口の運営を実施します。



主な数値目標・KPI

柱 3

女性の選択肢の拡大

女性（うち25歳～44歳）の有業率を87.5%に向上



過去1年間に仕事に関する訓練や自己啓発をした者の割合を45%に向上（2032年）



創業支援拠点の運営
(丸の内・多摩)

「TOKYO創業ステーション」を丸の内、立川において運営
(2028年度まで継続)
Startup Hub Tokyoイベント開催
回数:360回/年(2027年度まで)

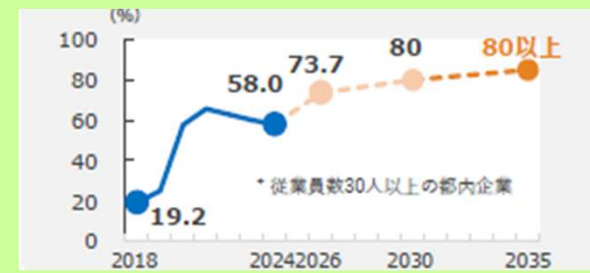
主な数値目標・KPI

柱 4 企業の持続的な成長

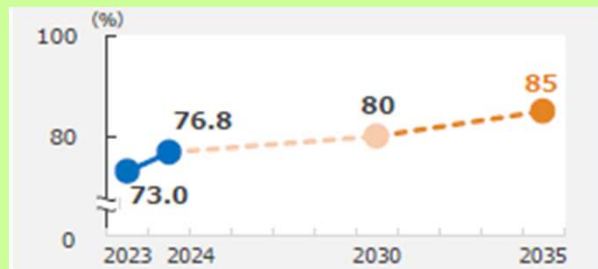
男性の育児取得率を90%以上とし、その状態を継続



テレワーク導入率を80%以上とし、その状態を継続



都内企業における所定内給与額男女間格差を縮小



柱 4

企業の持続的な成長

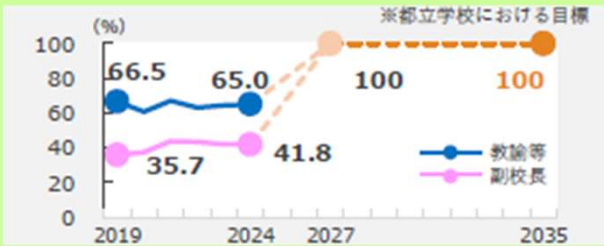
1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合（小学校）



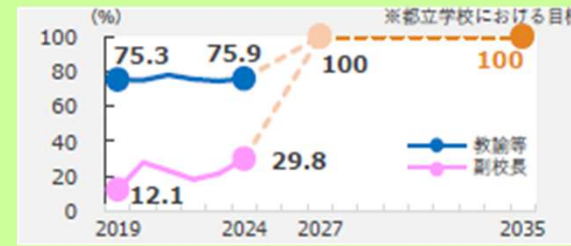
1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合（中学校）



1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合（高等学校）



1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合（特別支援学校）



■ 固定的性別役割分担意識の解消と多様な価値観を尊重する社会へ

■ 社会全体で男女平等参画を支援、誰もが参画できる持続可能な社会を実現

■5 男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動

■6 安心して暮らせる環境づくり

3

ビジョン

男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備
～ささえる、ひろめる～

柱5

男女平等参画社会の実現に向けた広報啓発活動

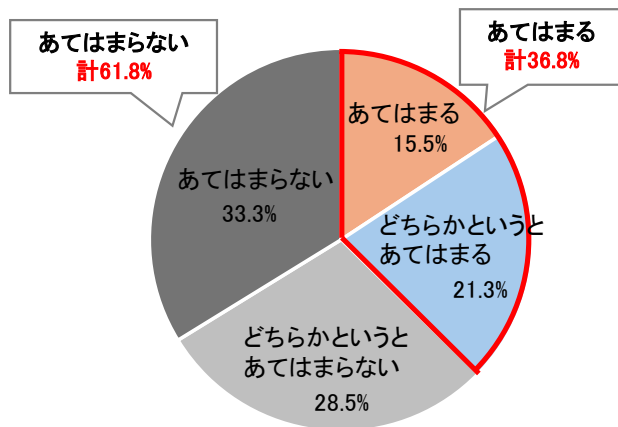
現状

- 固定的性別役割分担意識に基づく言動を受けた人が一定数おり、メディアやインターネットからそういった情報が発信されている状況にあります。
- 子供の中でも上の学年の子供のほうが、職業に対する性別による思い込みが強くなっています。

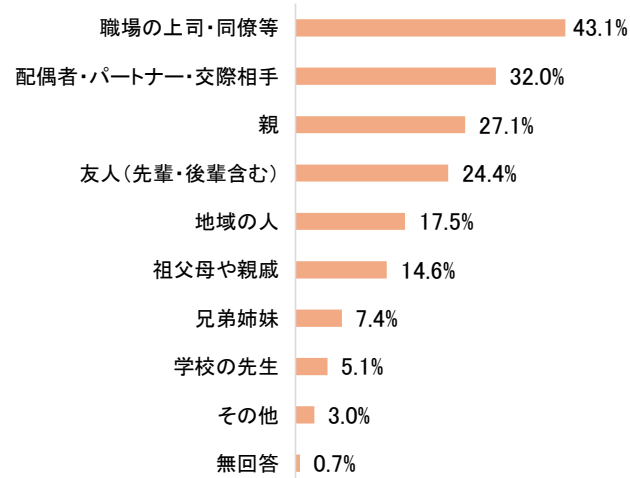
性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」①

・「男性だから」「女性だから」と言われたことがある人の割合は36.8%となっており、そのうち誰に言われたかは「職場の上司・同僚等」「配偶者・パートナー・交際相手」「親」の順になっています。

直近一年間で、あなたは「男性だから」「女性だから」と周りの人に言われたことがありますか



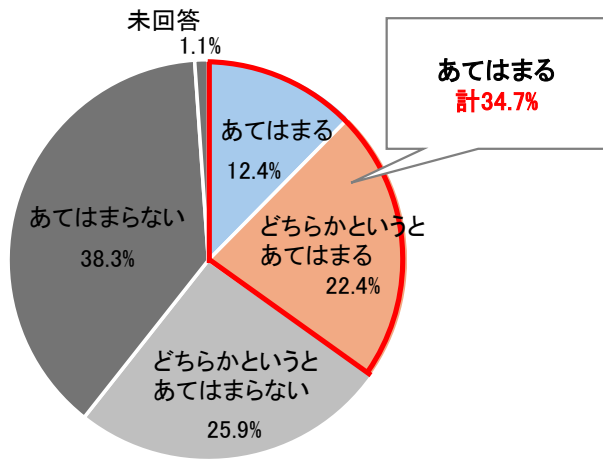
(「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」と答えた方に) 誰に言われましたか



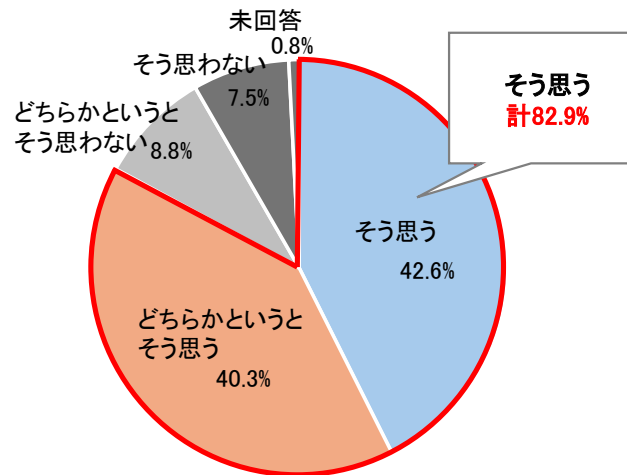
性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」②

- 「性別を理由に、思ったことが言えなかったことがあるか」について、「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」と回答した人の割合は34.7%です。
- 「性別で仕事の向き・不向きがあると思うか」について、「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した人の割合は82.9%です。
- 「男らしい」「女らしい」という情報発信を感じたことがあるのは「メディア」「インターネット・SNS」の順になっています。

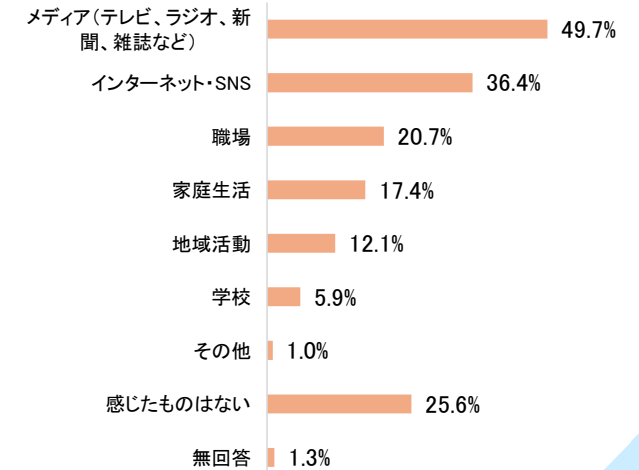
性別を理由に、思ったことが言えなかったことがあるか



性別で仕事の向き・不向きがあると思うか



直近一年で、次の中から、あなたが「男らしい」「女らしい」という情報発信を感じたことがあるものを選んでください

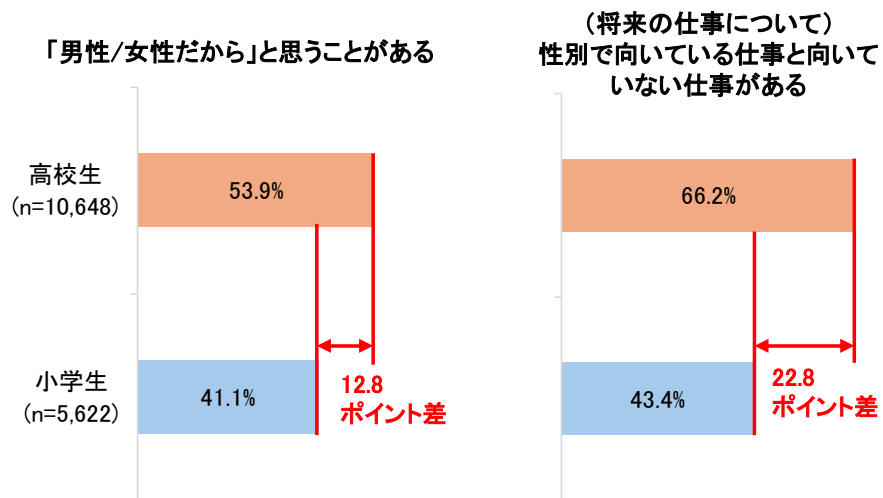


【出典】東京都政策企画局「令和7年度男女平等参画に関する世論調査」より作成

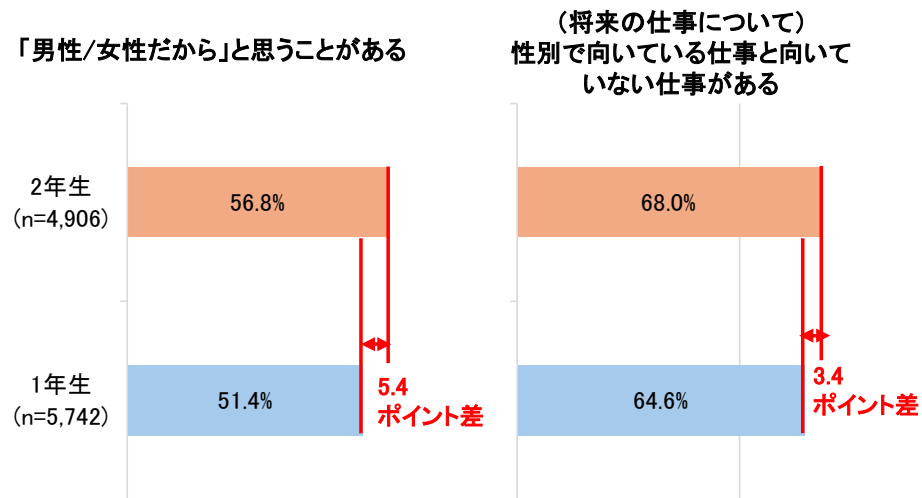
進路・職業に対する性別による思い込み(小学生・高校生)

小学生に比べ高校生、また、高校生の中でも上の学年の方が、「男性/女性だから」と思う割合・「性別で向いている仕事と向いていない仕事がある」と思う割合が高く、上の学年になる程、職業に対する性別による思い込みを持つ人が多くなっています。

【高校生と小学生の比較】



【高校生のみ(2年生と1年生)の比較】

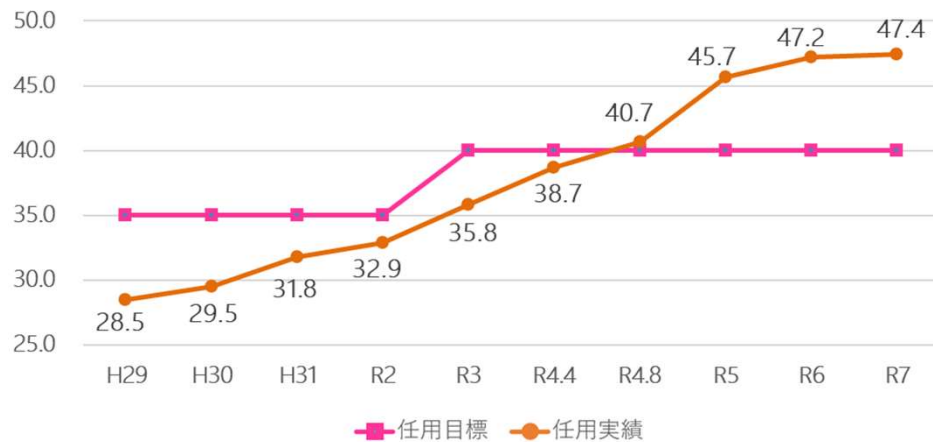


【出典】東京都生活文化スポーツ局「令和5年度性別による無意識の思い込み実態調査」より作成

都の審議会等への女性委員任用率の推移

都の審議会等における女性委員の任用率は、令和4年8月に任用目標である40%を達成し、その後も増加、令和7年度で47.4%となっています。

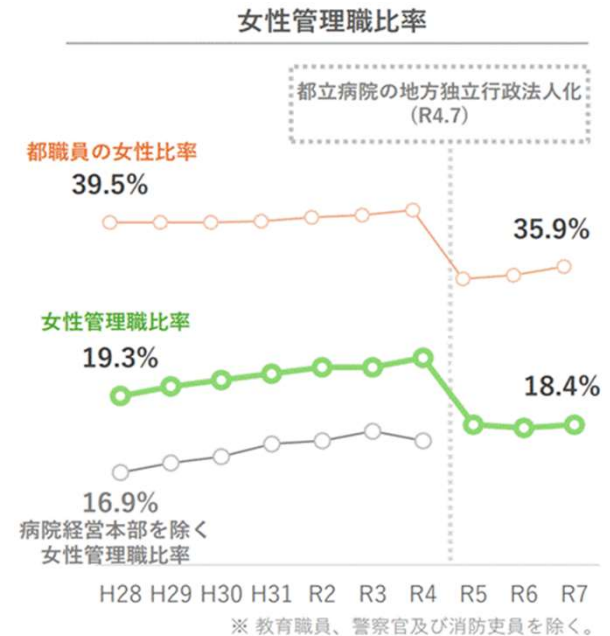
都の審議会等への女性委員任用率の推移



【出典】東京都生活文化局調べ

都職員の女性管理職比率の推移

都における女性管理職比率は、約2割という状況です。



【出典】東京都総務局「東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン」より作成

施策の方向性

■「固定的性別役割分担意識」の解消や性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」への取組を実施し、固定的な観念に捉われない個人の選択肢の幅を広げます。

柱5

主な事業

PICK UP

(生活文化局)

男女平等参画の視点に基づく 公的広報物ガイドラインの策定

- 職員や事業者がより適切で望ましい情報発信を行うため、男女平等参画の視点からの広報物ガイドラインを策定します。

背景

都が高校生を対象に実施した調査*では、回答者の約4割が、「インターネット・SNSを通じて「男性らしい／女性らしい」という情報発信を感じたことがある」と回答しています。

性別のイメージを固定化する表現は、進路選択や職業選択をはじめとする将来の意思決定に影響を与える可能性があります。

そのため広報物の目的や文脈に応じた表現を考える際の指標として、男女平等参画の視点に基づく公的広報物ガイドラインを策定し、より適切で望ましい情報発信を行っていきます。

*令和5年度性別による「無意識の思い込み」に関する実態調査

取組

○ 多様な広報媒体への適用

パンフレットや動画等、多様な媒体で適切な表現の活用を促進

○ 職員・事業者による活用促進

都庁の印刷物等を作成する際の仕様書に、ガイドライン等の遵守を盛り込む

○ 区市町村への周知・活用促進

区市町村会等での周知により区市町村での広報物制作時に参照してもらう等、活用を促進



(生活文化局)

女子中高生向け女子大学生との座談会



- 女子中高生を対象に、女子大学生との座談会や交流機会を通じて、進路や職業選択に関する相談や学びの機会を提供します。

背景

女子中高生の進路選択に対するアンコンシャス・バイアスを払拭し、文理選択の前に、年代の近い同性の先輩が体験したことや考えなど聞く機会を提供し、将来の選択肢の幅を広げることが重要です。その中で、若年層への男女平等参画等に対する理解を促進します。

実績

- ＜令和7年8月実施＞参加者数: 中高生81名、保護者22名
中高生のアンケート満足度96% (内訳: とても満足62%、満足34%)
- ＜令和8年3月実施＞参加者数: 中高生93名、保護者51名
中高生のアンケート満足度99% (内訳: とても満足61%、満足38%)

取組

○ トークショーの開催

ゲストによるトークショーを通じて、進路選択や将来に関する考え方を学ぶ機会を提供

○ 女子中高生向け座談会の開催

少人数での座談会を通じて、進路や将来への悩みを気軽に相談できる交流機会を提供

○ パネルディスカッションの実施

女子大学生によるパネルディスカッションを実施し、進学や学生生活に関する経験等を共有

○ 保護者向け座談会の開催

子供の進路選択を支えるための関わり方や考え方への理解を促進

柱5

(1) 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に係る啓発

主な事業

- 戦略的な情報発信や普及啓発、研修等により、固定的な役割を強制されることなく、多様な生き方を選択することができるよう後押しします。

男女平等参画の視点に基づく公的広報物ガイドラインの策定 (生活文化局)

- 広報物を制作する際に、職員及び事業者が参照できる男女平等参画の視点からのガイドラインを策定します。

東京都女性活躍推進大賞 (生活文化局)

- 女性の活躍につながる取組を進める企業や団体、個人を表彰する「東京都女性活躍推進大賞」を再構築し、地域活動など幅広い分野における優れた取組にも光を当てるなど、効果的な展開で一層の気運を醸成します。

女性活躍推進事業の戦略的な広報展開 (生活文化局)

- ターゲットに応じて、東京都の女性活躍推進事業を効果的かつ一体的に発信します。

アンコンシャス・バイアス管理職研修 (生活文化局)

- 都庁職員から意識を変える率先行動として、管理職向けアンコンシャス・バイアス研修を実施します。



都の女性活躍推進事業を一体的に紹介しているチラシの例

キッズニア東京と連携したアンコンシャス・バイアス普及啓発イベント

(生活文化局)

- 職業に対する性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に気づくことを目的とし、キッズニア東京と連携した親子参加型のイベントを実施します。



小学生新聞とタイアップしたアンコンシャス・バイアスの普及啓発

(生活文化局)

- 子供新聞とタイアップし、小学生と保護者をターゲットに性別に関するアンコンシャス・バイアスについて広く啓発を行います。



女子中高生向け女子大学生との座談会

(生活文化局)

- 女子中高生と女子大学生との交流を通じて進路選択へのアンコンシャス・バイアスに気づき、将来の選択肢拡大と男女平等参画への理解促進を推進します。



女性のエンパワーメントセミナー

(生活文化局)

- 女性を対象にセミナーを実施し、心身の健康維持と活躍継続ができるような対処法や自信を持ってキャリアの継続・選択ができる知識や能力を身に付けられるよう支援します。

教職員への人権研修の実施

(教育庁)

- 国際的な動向や教育委員会の考え方等に基づき、各学校において人権教育を推進できるよう、人権課題「女性」等に関する教職員への研修を実施します。

都立高校における制服の自由選択化の推進

(教育庁)

- 制服の自由選択化を推進する都立高校の取組を支援し、都立高校全体の制服自由化に向けた気運醸成を推進します。



柱5

(2) 男女平等参画の視点の一層の推進

主な事業

- 社会全体の意識改革を図るため、都自ら取組を進めるほか、区市町村や民間団体等多様な主体と連携して推進します。

審議会等における女性委員の任用促進

(生活文化局)

- 都の政策の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるため、附属機関等の委員構成について、男女いずれの性も委員総数の40パーセント以上とするよう庁内に呼びかけ、その達成状況について調査・公表を行っています。

女性も男性も輝くTOKYO会議

(生活文化局)

- 総合計画を着実に推進するために、都の男女平等参画の状況に関する調査、情報収集及び分析を行い、その達成状況について、第三者機関である「女性も男性も輝くTOKYO会議」に報告しています。

東京都男女平等参画推進会議の開催

(生活文化局)

- 「女性も男性も輝くTOKYO会議」で外部有識者から得た意見等を、「東京都男女平等参画推進会議」の場で庁内各局等にフィードバックし、都庁全体で新たな施策の検討等に活用しています。

東京ウィメンズプラザでの男女平等参画推進研修の実施

(生活文化局)

- 区市町村の職員・相談員の資質向上、体制強化等を図るため、専門的・具体的な研修講座を実施します。

東京ウィメンズプラザ図書資料室

(生活文化局)

- 男女平等参画に関する専門図書館として、男女平等参画に関する図書、行政資料等を収集し、情報提供を行います。



民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)

(生活文化局)

- 男女平等参画意識を醸成することを目的に、民間団体等と連携した講演会やワークショップ、展示、交流等の多様な企画を実施し、来場者等の相互理解とネットワーク形成を促進します。





異業種交流カフェ
～自分らしい未来に出会う～

2026. **2.13** [金] 13:00～16:45

対象 今後のキャリアアップを目指している20代から30代までの女性社員・職員

会場 御茶ノ水ソラシティホールWEST
JR御茶ノ水駅 聖蹟口徒歩1分

女性活躍に積極的な企業の社員や特別区・都庁の職員が集まり、キャリアについて語り合う交流イベントです。管理職や先輩社員、参加者同士での対話を通じて、自分らしい理想のキャリアを描くヒントを見つけませんか？

**民間企業と連携した交流イベントの開催
(キャリア・メンター制度の実施)**

(総務局)

- 都庁各局の管理職等から選任されたキャリア・メンターが、職員(メンティー)からの相談に対応します。加えて、女性活躍推進に積極的に取り組む民間企業と連携した交流イベント等を開催します。

**管理職選考・主任級職選考
(筆記考査会場で託児保育(一時保育)サービスを提供)**

(人事委員会事務局)

- 管理職選考・主任級職選考の筆記考査会場で託児保育(一時保育)サービスを提供し、子育て世代の職員の昇任選考への積極的な挑戦を支援しています。

公共調達を通じた女性活躍の支援

(財務局・各局)

- 総合評価方式の政策的評価項目として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)等について評価項目としています。

柱6

安心して暮らせる環境づくり

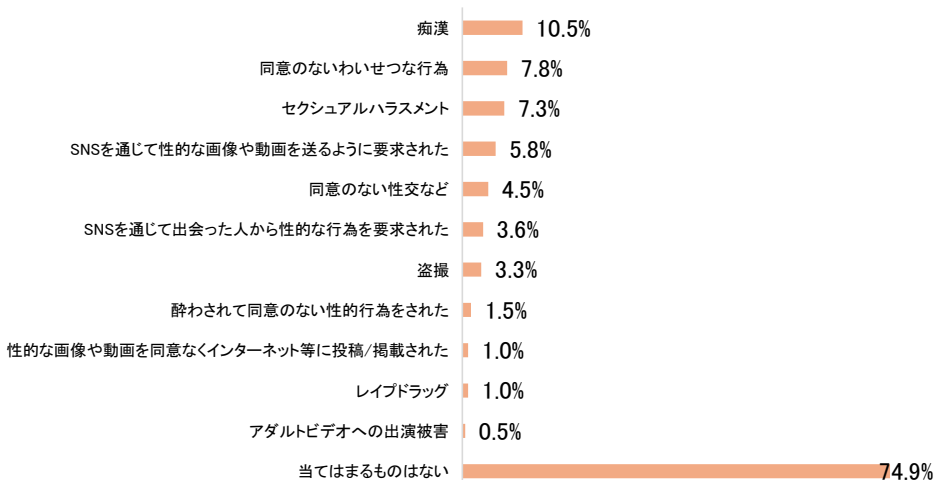
現状

- 痴漢やセクシュアル・ハラスメント等、安心して社会に参画することを阻害する性被害は、未だ多くの方が経験しています。
- SNSに起因する事案について被害の低年齢化が進んでいます。

若年層の痴漢被害等の経験(全国)

「痴漢」(10.5%)が最も多く、次いで「同意のないわいせつな行為」(7.8%)、「セクシュアルハラスメント」(7.3%)、「SNSを通じて性的な画像や動画を送るよう要求された」(5.8%)などとなっています。

これまで被害を受けたことがある性暴力の被害

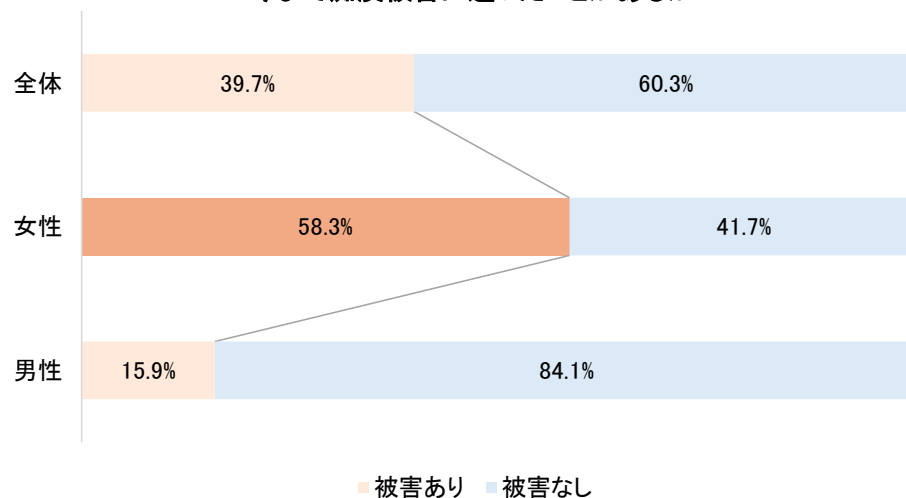


【出典】内閣府「若年層の痴漢被害等に関するオンライン調査」(令和5年度)より作成

痴漢被害の経験

痴漢被害の経験有無については、男女の合計で約4割の方が被害に遭っており、特に女性については、約6割の方が被害に遭っています。

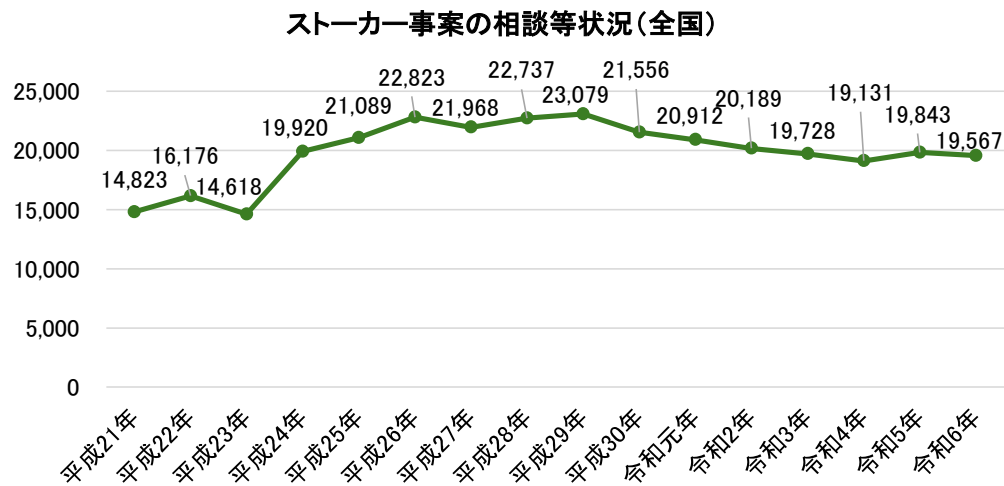
今まで痴漢被害に遭ったことがあるか



【出典】東京都都民安全総合対策本部「令和7年度痴漢被害実態把握調査」より作成

ストーカー事案の相談件数(全国)

ストーカー事案の相談等件数は、令和6年は、19,567件と依然として高い水準で留まっています。

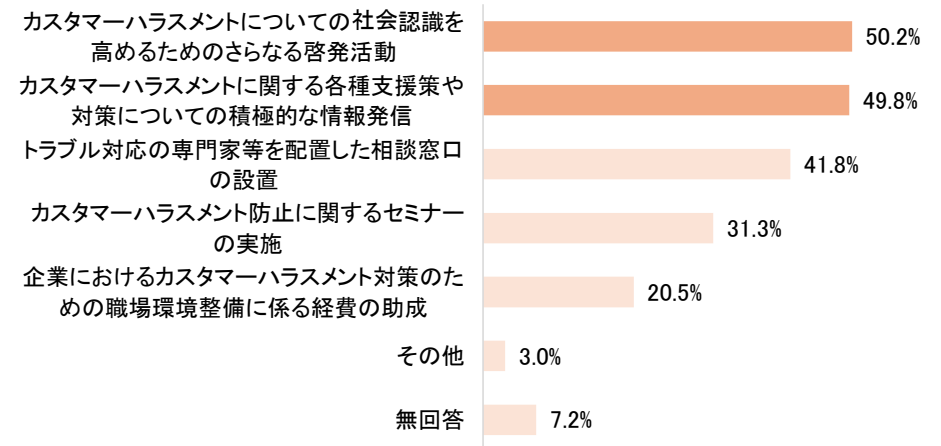


【出典】警察庁「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」より作成

カスタマーハラスメント対策にあたり行政に求める支援策

カスタマーハラスメント対策にあたり行政に求める支援策として、啓発活動や情報発信を求める事業者の割合が、約5割となっています。

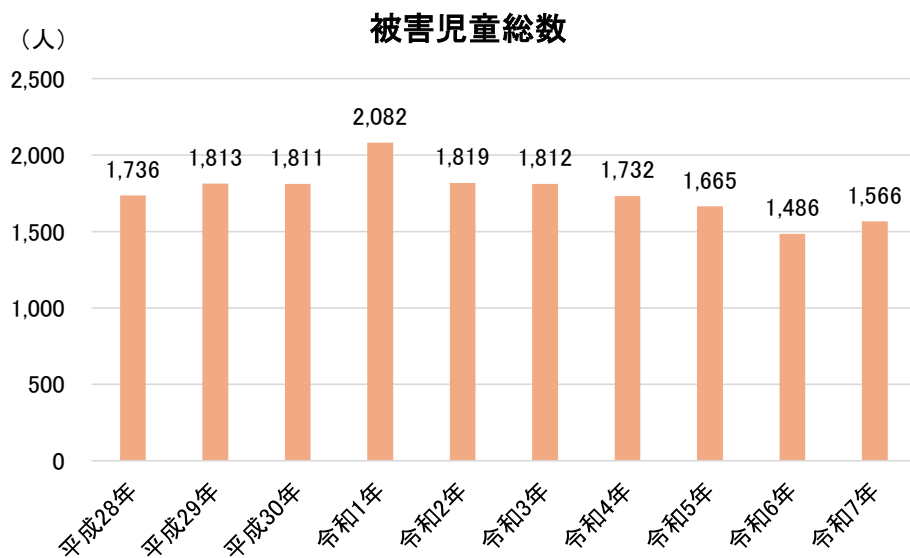
カスタマーハラスメント対策にあたり行政に求める支援策(複数回答)



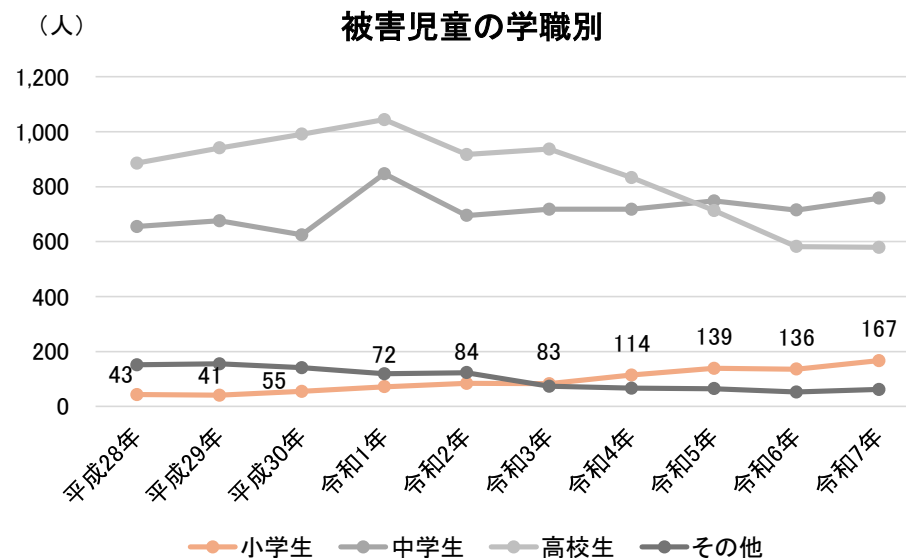
【出典】東京都産業労働局「男女雇用平等参画状況調査」(令和6年度)より作成

SNSに起因する事犯の被害児童の状況(全国)

SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年をピークに減少傾向にあります。学職別にみると小学生のみ増加傾向にあり、被害の低年齢化が進んでいます。



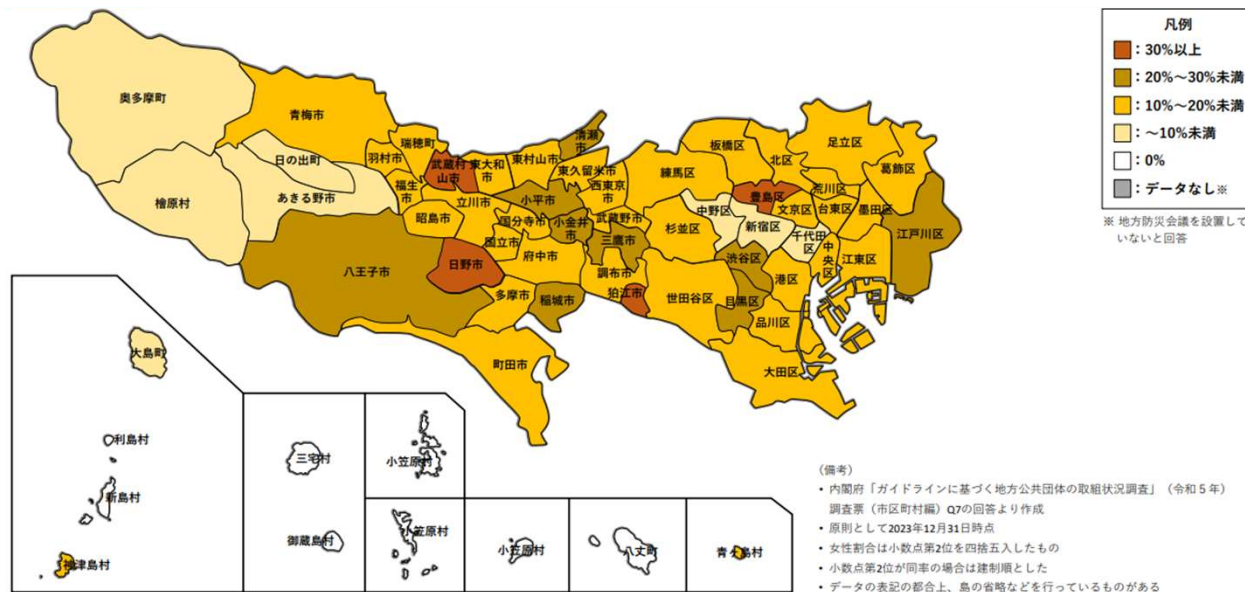
【出典】警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」より作成



【出典】警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」より作成

地方防災会議の女性委員の割合

都内の区市町村の地方防災会議の女性委員比率は、10%～20%未満の自治体が最も多くなっています。



【出典】内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」より

施策の方向性

- 積極的な社会参画を阻害し、個人の尊厳を傷付ける性犯罪・性暴力を防止し、誰もが安心して暮らせるよう、関係機関等と連携し施策の充実を図ります。
- 男女の異なるニーズやおかれた環境への配慮など、男女ともに参画しやすい環境づくりを進めます。

柱6

安心して暮らせる環境づくり

主な事業

PICK UP

(総務局)

犯罪被害者等への支援 (東京都性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター)



- 性犯罪・性暴力被害者を対象に、24時間365日体制で相談を受け付け、精神的ケアや法律相談、関係機関との連携等を一体的に実施します。

背景

性犯罪等被害者の声は埋もれがちである一方、被害が心身に与える影響は大きく、被害直後から被害者に寄り添ったきめ細かな支援を開始し、早期救済につなげていくことが重要です。

このため、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターを設置し、性犯罪等被害者への支援を行っています。

実績

令和7年度

- ・電話相談 : 6,610件
- ・面接相談 : 270件
- ・付添支援 : 329件
- ・精神的ケア : 256件

取組

○ 24時間365日の相談受付

性犯罪・性暴力被害者から24時間365日体制で相談を受け付け、被害直後から安心した支援につなげる

○ 精神的ケア・法律相談

公認心理師や精神科医によるカウンセリング、協力弁護士による法律相談を通じて被害からの回復を支援

○ 面接相談や付き添い支援

面接相談や病院・警察等への付添いを実施し、被害者が安心して必要な支援を受けられるよう支援

○ 支援コーディネーターの配置

性暴力被害者支援コーディネーターを配置し、関係機関との連携強化や早期からの適切な支援体制を充実



(都民安全総合対策本部)

痴漢撲滅プロジェクト



- 痴漢被害のない社会を実現するため、民間事業者との協働によるムーブメント創出や痴漢撲滅キャンペーンの展開等を通じて、社会全体の気運醸成を図ります。

背景

痴漢は、被害者に深刻な身体的・精神的苦痛を与える卑劣で許されない犯罪であり、都民の日常生活に大きな不安をもたらしています。このような状況を踏まえ、都は、社会全体で痴漢を許さない気運を醸成するため、令和5年に「痴漢撲滅プロジェクト」を始動させました。

実績

令和5年度から、鉄道事業者等とも連携し、痴漢撲滅キャンペーンを開始。特に受験期に関しては、これまで継続して毎年度実施しています。令和7年度には新たに山手線ラッピングトレイン等を活用した広報展開を行いました。さらに、令和7年度から、新生活を守る春のキャンペーンを開始し、社会全体で痴漢を許さない気運の醸成を図っています。

令和5年度から「痴漢被害実態把握調査」を実施し、令和7年度では、「痴漢は重大な犯罪である」と思う人の割合は7割に達しています。

取組

○ムーブメント創出

民間事業者との協働により、痴漢被害防止に向けた社会全体のムーブメントを創出

○痴漢撲滅キャンペーンの展開

痴漢被害が懸念される新生活の時期や受験期にキャンペーンを展開し、啓発活動を実施

○専用サイト等による情報発信

被害に遭った際の相談先、痴漢対策に関する基礎知識や対応等の情報を集約して発信

○痴漢被害実態把握調査の実施

東京都内在住又は東京都に通勤・通学等をする方を対象に、WEBアンケート調査を実施

柱6

安心して暮らせる環境づくり

主な事業

(1) 痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止

- 痴漢やストーカー、SNS等インターネットを利用した性犯罪・性暴力等の防止に向け、相談支援や啓発等を強化し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

犯罪被害者等への支援 (東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)

(総務局)

- 24時間365日体制で相談を受け付け、精神的ケアや法律相談、関係機関との連携等を通じて、性犯罪・性暴力被害者への支援を実施します。

痴漢撲滅プロジェクト

(都民安全総合
対策本部)

- 痴漢被害のない社会を実現するため、民間事業者との協働によるムーブメント創出や痴漢撲滅キャンペーンの展開等を通じて、社会全体の気運醸成を図ります。

被害者等への支援(ストーカー対策)

(警視庁)

- ストーカー行為は、事態が急展開し重大な結果に発展する恐れがあるため、関係機関との連携等を通じ、相談窓口を広く周知し、適切に対応します。

「ファミリeルール」講座の運営

(都民安全総合
対策本部)

- SNS利用に起因する性被害等の防止とともに、青少年のインターネット適正利用を推進するため、講座を通じて普及啓発を実施します。



柱6

安心して暮らせる環境づくり

(2) セクシュアル・ハラスメント行為等の防止

主な事業

- セクシュアル・ハラスメント等の防止に向け、相談支援や研修、普及啓発等を実施します。
- 都庁内においても研修等を実施し、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進しています。

ハラスメント防止対策推進事業

(産業労働局)

- 企業のハラスメント防止等に向けた取組を後押しするため、「TOKYOノーハラ企業支援ナビ」におけるコンテンツ掲載やハラスメント防止対策集中取組期間の取組を通じた普及啓発等を実施します。

カスタマーハラスメント防止対策推進事業

(産業労働局)

- 普及啓発の実施や相談窓口等の運営、奨励金の支給等により、都内企業等におけるカスタマーハラスメント防止対策を推進します。

都庁内におけるダイバーシティ時代のハラスメント対策

(総務局)

- 職員研修の実施などにより、すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合う組織づくりを含めた、総合的なハラスメント対策を推進します。

公立学校におけるハラスメントの防止

(教育庁)

- 公立学校の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修において、ハラスメント防止に関する研修を実施し、理解促進を図ります。

柱6

安心して暮らせる環境づくり

(3) 社会施設における設備等の整備

主な事業

- 公共調達を通じ、女性が社会参画しやすい環境づくりを進めます。
- 公共施設等におけるバリアフリー化等を推進し、誰もが安心して利用できる環境を整備します。

公共調達を通じた女性活躍の支援

(財務局・各局)

- 都が施工する主要な建設工事において、女性専用の水洗洋式トイレや更衣室の現場事務所への設置を義務化しています。

鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (バリアフリートイレ等整備促進事業)

(都市整備局)

- 鉄道駅にて、バリアフリートイレの整備や機能の分散配置等を支援し、車椅子利用者や乳幼児連れの方等の多様な利用者の利便性向上を図ります。

地下鉄におけるトイレ改修

(交通局)

- 浅草線、三田線、新宿線の老朽化しているトイレについて、出入口の段差解消、ベビーチェア・ベビーシートの増設、温水洗浄便座やパウダーコーナーの設置、抗菌材の使用など、機能性や清潔感を備えたトイレにグレードアップします。



柱6

安心して暮らせる環境づくり

主な事業

(4) 女性防災人材の育成

- 女性や外国人等多様な視点を踏まえ、防災人材の育成や地域防災活動を推進します。

女性防災人材の育成

(総務局)

- 女性視点を踏まえたセミナー等を実施し、地域や職場における防災活動の核となる女性防災人材を育成します。

防災(語学)ボランティア

(生活文化局)

- 災害時に語学能力を活かし、被災外国人等を支援する「東京都防災(語学)ボランティア」を募集・登録し、多言語による災害時の体制を整備します。

防火防災訓練の推進による地域全体の防災力の強化

(東京消防庁)

- 防災リーダーとして地域住民に対する防火防災思想の普及が期待される女性防火組織に対し、育成指導を推進し、地域全体の防災力向上を図ります。

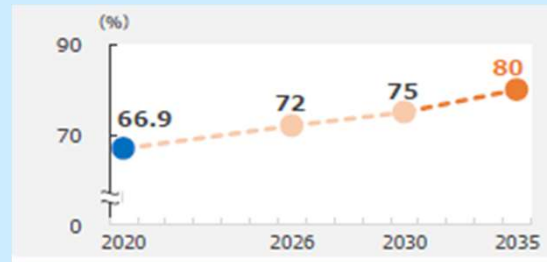


主な数値目標・KPI

柱 5

男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動

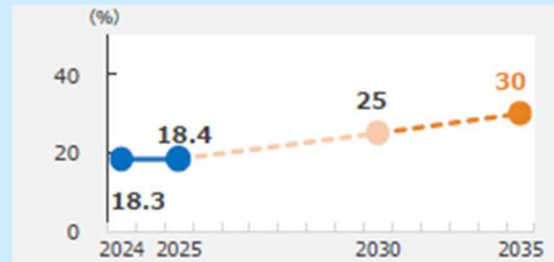
「女性が活躍でき
ると思う」割合を
80%以上に



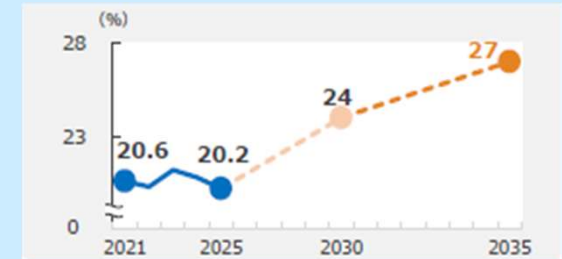
東京都女性活躍
推進大賞

女性の活躍につながる取組を進める企業や団体、個人を「東京都女性活躍推進大賞」として表彰し、その取組を広く発信(2030年までに延べ165件)

東京都職員の管
理職に占める女性
の割合を30%に
向上



都立大の女性教
員比率を27%に
向上



柱 5

男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動

都が設置する
審議会等における
委員任用率

男女いずれの性も40%以上※
とし、その状態を継続

※法令等において、委員として充てる役職名が指定されている委員等を除いて算定

主な数値目標・KPI

柱 6

安心して暮らせる環境づくり

「痴漢は重大な犯罪である」と思う人の割合

8割(2030年度まで)

犯罪被害に関する関係機関の相談窓口の認知度

38.3%(令和6年度時点)から75%に向上(令和12年度末までに)

性犯罪・性暴力被害者支援に係る協力医療機関数

155か所(令和6年度時点)から200か所に増加(令和12年度末までに)

「犯罪被害者等が様々な問題を抱えていることを知っている」とした都民の割合

56.9%(令和6年度時点)から75%に向上(令和12年末までに)

柱 6

安心して暮らせる環境づくり

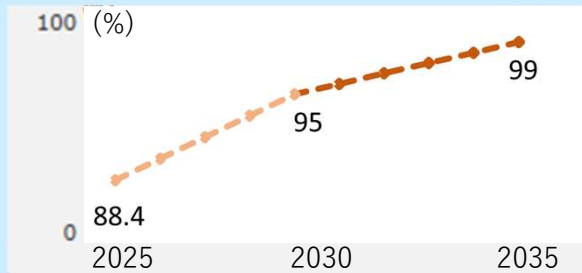
区市町村を対象
とした、犯罪被害
者等支援に関する
研修の受講者数

94人(令和6年度時点)から370人
に増加(令和12年度末までに)

「ファミリールール」
講座の運営

- ・フィルタリング設定率:
70%(2030年度まで)
- ・家庭のルール設定率:
75%(2030年度まで)、生徒自身によ
る自主ルール作りの支援(10回)
(2028年度まで継続)

カスタマーハラスメント
の認知度を99%に
向上



配偶者暴力を防止し、被害者が暴力から逃れ、安全で安心できる生活が送れる社会へ

関係機関や民間団体等との連携を通じて、切れ目のない支援体制を構築

注7 切れ目のない支援体制の整備

注8 関係機関の連携・人材育成

4

ビジョン

配偶者暴力対策
～男女間のあらゆる
暴力の根絶～

柱7

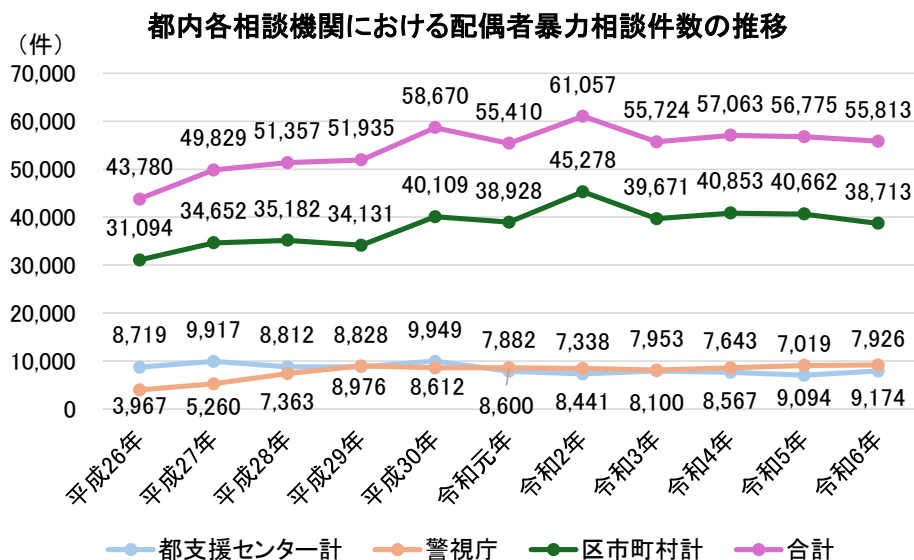
切れ目のない支援体制の整備

現状

- 被害者の属性は、30歳代から50歳代が多く、職業は無職とパート・アルバイトの方が多くなっています。
- 被害者の約7割は子供がおり、その子供の約半数は身体的・精神的などの暴力を受けています。

相談機関における配偶者暴力相談件数の推移(都)

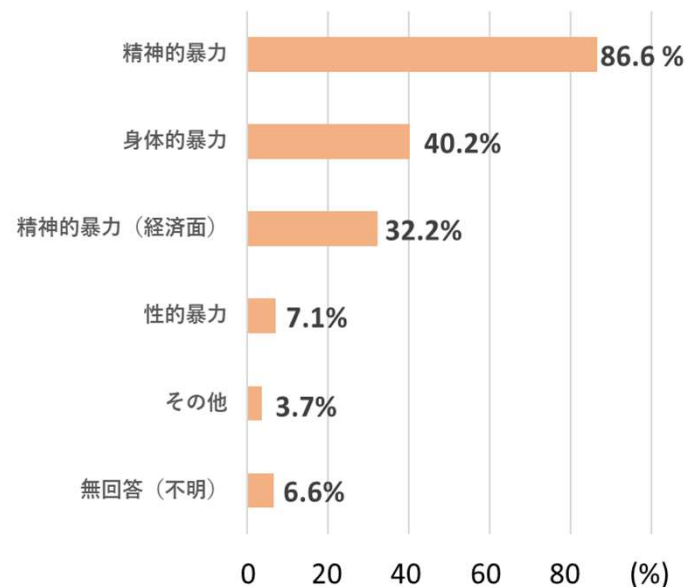
都内の複数の相談機関への相談件数は、コロナ禍の令和2年をピークに減少しているものの、高止まりの状況が続いています。



【出典】東京都生活文化局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移(令和6年度)」より作成

配偶者等から受けた暴力の割合

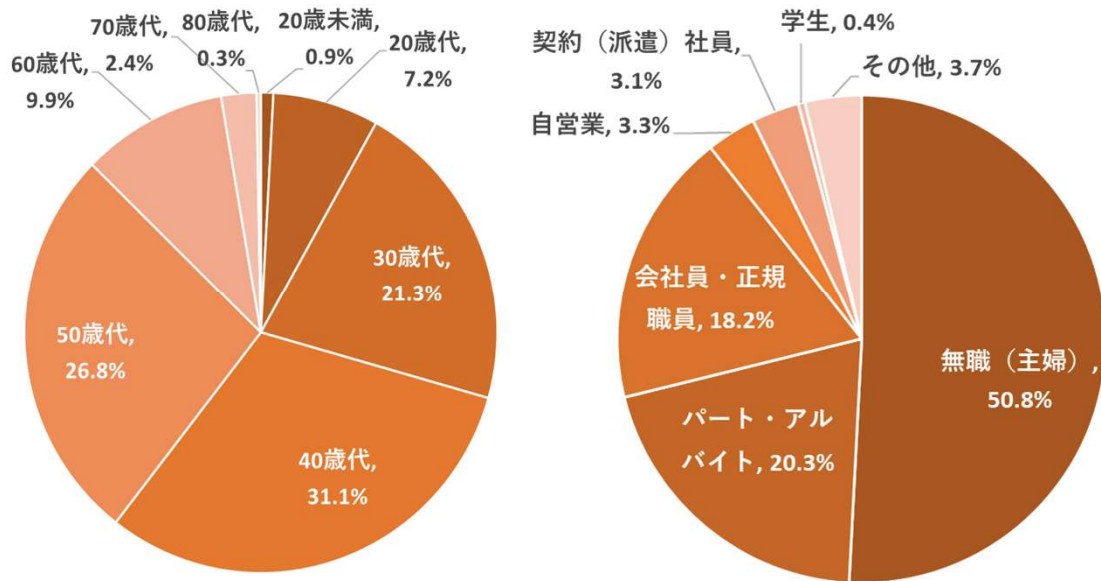
「精神的暴力」が最も多く、「身体的暴力」「精神的暴力(経済面)」の順になっています。



【出典】東京都生活文化局「令和6年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」より作成

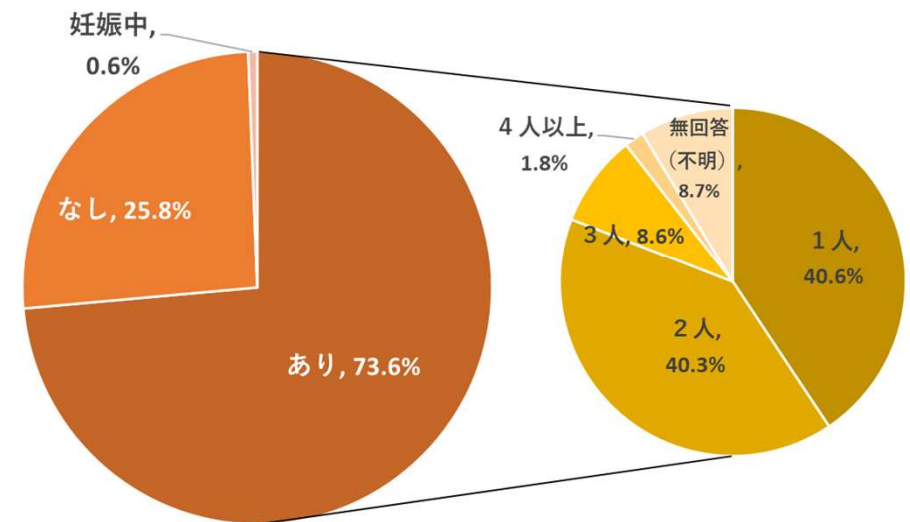
被害者の年代と職業

被害者の年代は、30歳代から50歳代が多く、また、職業は、「無職(主婦)」と「パート・アルバイト」で約7割となっています。



子供への影響

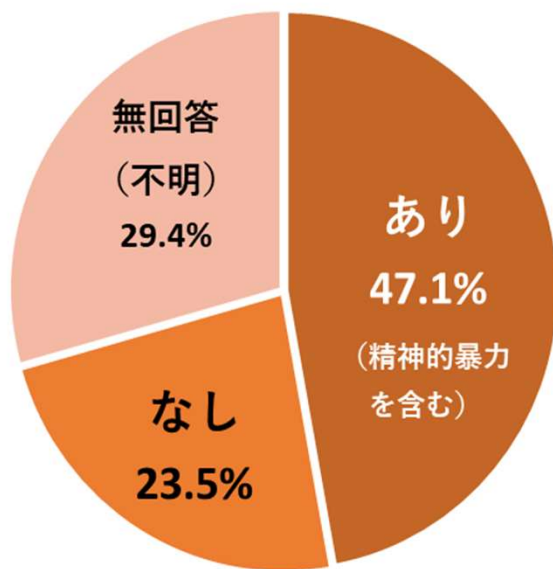
被害者の73.6%に子供がいます。子供の人数は1人が最も多く40.6%、続いて2人が40.3%となっています。



【出典】東京都生活文化局「令和6年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」より作成

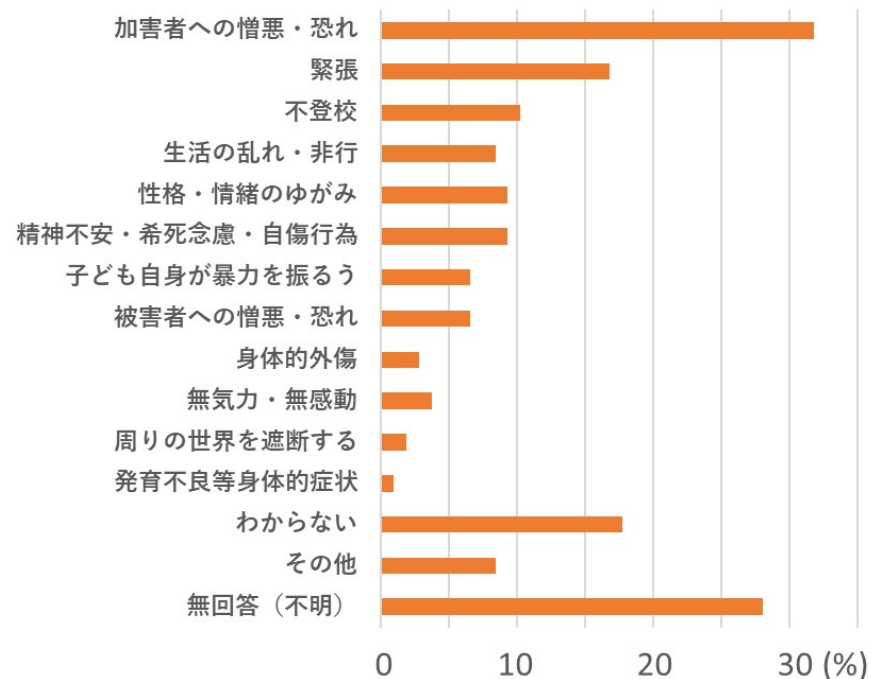
加害者から子供への暴力の有無

47.1%の被害者が、加害者から子供への暴力があったとしています。



配偶者暴力が子供に与える影響

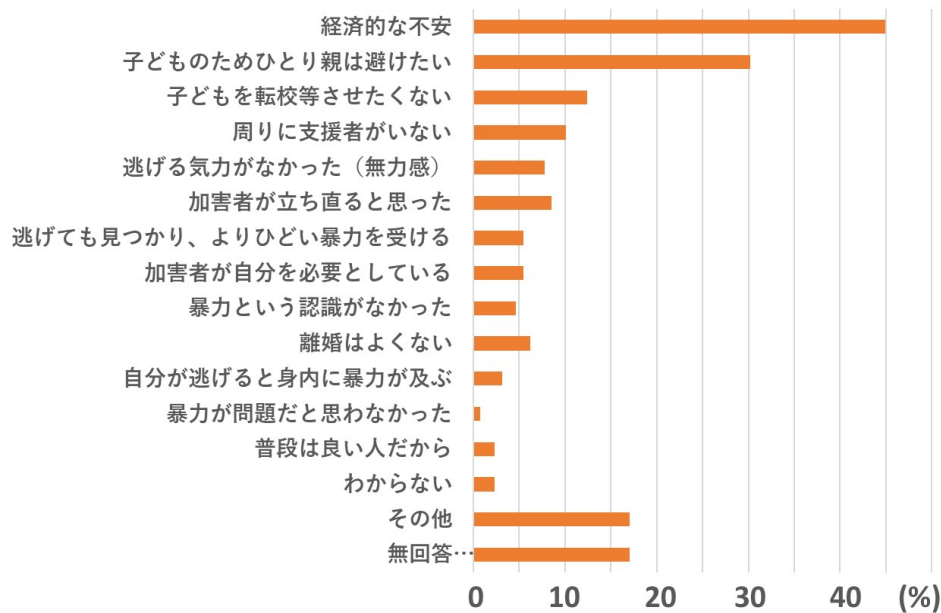
暴力を受けたことによる子供への影響としては、「加害者への憎悪・恐れ」「緊張」などが挙げられています。



【出典】東京都生活文化局「令和6年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」より作成

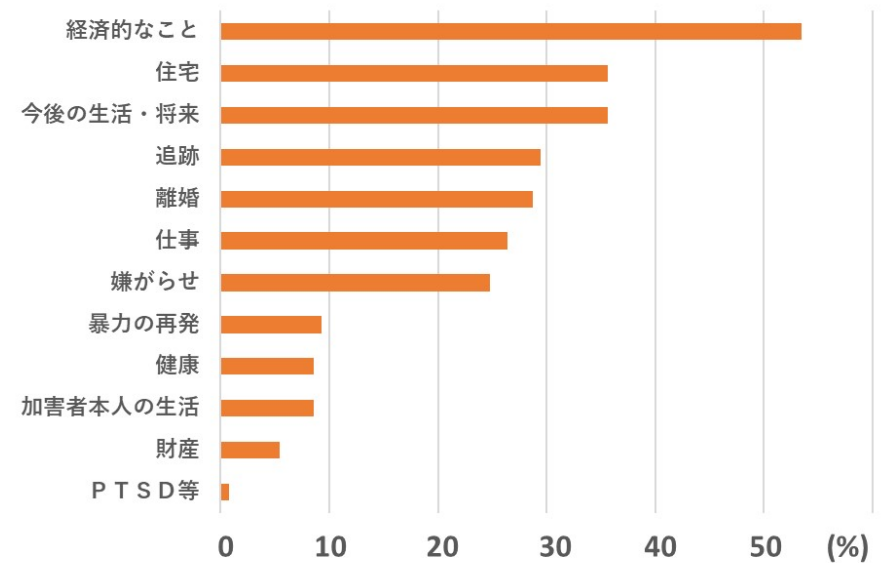
配偶者暴力から逃げられなかった理由

「経済的な不安」が最も多く、45.0%となっています。



被害者本人が不安に思っていること

「経済的なこと」が最も多く53.5%で、「住宅」「今後の生活・将来」の順になっています。



【出典】東京都生活文化局「令和6年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」より作成

施策の方向性

- 被害者の安全確保に向け、相談から保護・自立支援まで切れ目のない支援を行っていきます。
- 関係機関や民間団体と連携し、配偶者暴力の未然防止や相談支援に取り組んでいきます。

柱7

切れ目のない支援体制の整備

主な事業

PICK UP

(生活文化局)

都における普及啓発の実施 (デートDVカードの配布等)



- パンフレットや啓発カード等を活用し、配偶者等暴力防止に向けた普及啓発と都民の理解促進を図ります。

背景

令和7年度に都が実施した調査*1によると、配偶者暴力や交際相手からの暴力を受けたときに相談できる機関があることを知っている割合が、18～29歳では他の年代に比べ低い状況にあります。また、令和5年度に実施した内閣府の調査*2によると、女性のおよそ6人に1人、男性のおよそ9人に1人が交際相手から暴力を受けた経験があることから、若年層も含めた普及啓発が重要です。

実績

「デートDVカード」を毎年都内の高校1年生、約110,000人に配布しています。また、「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか？」を区市町村の関係機関や都内警察署等に約5,000部配布しています。区市町村では、施設内での配架や被害者等からの相談時の案内、イベント・講座での配布等に活用されています。

取組

○デートDVカードの配布
交際相手からの暴力等に関する相談窓口があることを知ってもらうためのカードを配布しています。

○「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか？」の配布
配偶者等暴力に関する概要と相談機関を掲載した啓発資料を配布しています。

○配偶者暴力被害者支援ハンドブックの周知
被害者と接する機会のある関係者が、被害者の早期発見や適切な情報提供・助言を行うことができるよう作成し、関係機関等に周知しています。

*1 配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査(令和6年度)

*2 男女間における暴力に関する調査(令和5年度)



(住宅政策本部)

配偶者暴力被害者等に対する 住宅セーフティネットの充実

- 被害者の居住の安定を確保するため、都営住宅や民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネット機能の強化に取り組めます。

背景

配偶者暴力被害者などの住宅確保要配慮者は、入居制限を受けやすいことなどから、自力では市場で住宅を円滑に確保することが難しい場合があります。そこで、都営住宅をはじめとする公共住宅等の積極的な活用に加え、民間賃貸住宅を活用した施策等を実施することにより、住宅の確保に配慮を要する都民の安定した居住の確保を図っています。

実績

都営住宅募集における配偶者暴力被害者等世帯への支援 年4回の定期募集等
母子生活支援施設退所者に対する都営住宅の特別割当 2025年度 50戸
住宅確保要配慮者専用住宅の登録戸数 2025年度末 1,148戸

取組

○都営住宅を活用した单身被害者への支援

単身の配偶者暴力被害者に対して、都営住宅への入居を実施

○都営住宅を活用したひとり親世帯等への支援

20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯と見なし、当せん倍率の優遇及びポイント方式による募集を実施

○支援施設の退所者に対する支援

ひとり親等の支援施設の退所者に対して、都営住宅の特別割当を実施

○民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの推進

高齢者、障害者、子育て世帯、配偶者暴力被害者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進

柱7

切れ目のない支援体制の整備

主な事業

(1) 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

- 配偶者等暴力の防止に向けた啓発等を通じて、暴力を許さない社会意識を醸成します。
- 医療機関や保健所、警察等と連携し、被害の早期発見と適切な支援につながる体制整備を進めます。

都における普及啓発の実施(デートDVカードの配布等)

(生活文化局)

- パンフレットや啓発カード等を活用し、様々な機会でも広く啓発することにより、配偶者等暴力の防止を推進します。



医療機関における適切な対応

(生活文化局)

- 「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」の改訂や周知を通じて、医療機関におけるさらなる適切な対応を推進します。



配偶者暴力防止講演会

(生活文化局)

- 配偶者暴力の実態を正しく知ることで早期に被害に気づき支援につなげるとともに、暴力を許さない地域社会づくりを目指した講演会を実施します。



パープルライトアップ

(生活文化局)

- 女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、都有施設等を紫色にライトアップし、配偶者等からの暴力や性犯罪等を根絶するという意思と、被害者に寄り添うメッセージを発信します。

保健所や保健センターにおける適切な支援

(保健医療局)

- 子供の健診や母子保健相談、精神保健福祉相談等の日常業務を通じて、配偶者暴力の早期発見と適切な対応につなげます。

警察における通報への対応

(警視庁)

- 通報時に迅速かつ適切な対応を行うため、警察職員への研修の充実・強化を図り、被害者保護と被害防止を推進します。



柱7

切れ目のない支援体制の整備

主な事業

(2) 多様な相談体制の整備

- 配偶者等暴力の被害者が安心して相談できるよう、多様な相談者に対し、電話・LINE等による相談体制を整備します。
- 情報提供や関係機関との連携を通じて適切な支援につなげます。

東京ウィメンズプラザ DV相談

(生活文化局)

- 配偶者等暴力やデートDV等に関する相談を電話・LINE等で受け付け、相談者の状況に応じた支援につなげます。

東京ウィメンズプラザ 男性相談

(生活文化局)

- 男性が抱える悩みに対する電話相談等を実施し、問題解決や適切な支援につなげます。

AIテキストマイニングツールの導入

(生活文化局)

- 相談情報をAIを活用してより詳細に多角的な分析を行い、都民である相談者のニーズや相談業務に対する課題等を考察し、施策立案につなげます。

警察における通報への対応(相談体制の強化)

(警視庁)

- 保護命令制度や被害届等の必要な情報提供や助言等を適切に実施し、被害者の意思決定を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。



柱7

切れ目のない支援体制の整備

主な事業

(3) 安全な保護のための体制整備

- 配偶者等暴力の被害者の安全確保に向け、相談や支援、一時保護等に対応します。

女性相談支援センターの運営

(福祉局)

- 困難な問題を抱える女性および同伴する児童等に対する相談や支援を実施します。また、悪質ホストクラブ対策等のため、相談体制を確保します。

警察における通報への対応(援助申し出、保護命令後)

(警視庁)

- 平素から、関係機関との連携体制の充実・強化に向けた取組を一層推進させ、援助を受けたい旨の申出への対応や保護命令後の安全確保等、各種法令に基づき検挙等厳正な対応により、更なる加害行為の未然防止を図るなど、被害者や親族等の安全を確保します。

柱7

切れ目のない支援体制の整備

主な事業

(4) 自立生活再建のための総合的な支援体制整備

- 被害者が生活を再建し、自立できるようになるまで、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

被害者自立支援講座

(生活文化局)

- 配偶者等暴力の被害体験のある女性に対して、その影響から回復し「自分らしさ」を取り戻すことができるように、様々な知識や情報を伝える講座を実施します。

被害を克服し、安心できる母子関係を育むための子供広場

(生活文化局)

- 親の暴力により大きな影響を受けた子供たちに、遊びを通じたプログラムを実施し、心に受けたダメージの早期回復を図り、安心できる母子関係を育めるようにします。

福祉事務所等との連携強化

(福祉局)

- 被害者からの生活保護の相談対応や申請時の調査等において、安全確保に配慮するとともに、適切に保護を実施するよう福祉事務所に働きかけます。

配偶者暴力被害者等に対する住宅セーフティネットの充実

(住宅政策本部)

- 被害者の居住の安定を確保するため、都営住宅や民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネット機能の強化に取り組みます。

柱8

関係機関の連携
人材育成

現状

- 配偶者等暴力への支援に関わる機関や民間支援団体は、都や区市町村の男女センター・女性センターなどの一層の連携強化や情報共有が重要と考えています。

配偶者暴力被害者支援関係機関及び支援団体が連携を強化したい機関等

各機関が連携を強化したいと希望している相手先として、病院と警察は「区・市の男女センター・女性センター」を、児童相談所・子ども家庭支援センターは「東京都女性相談支援センター」を最も多く挙げています。

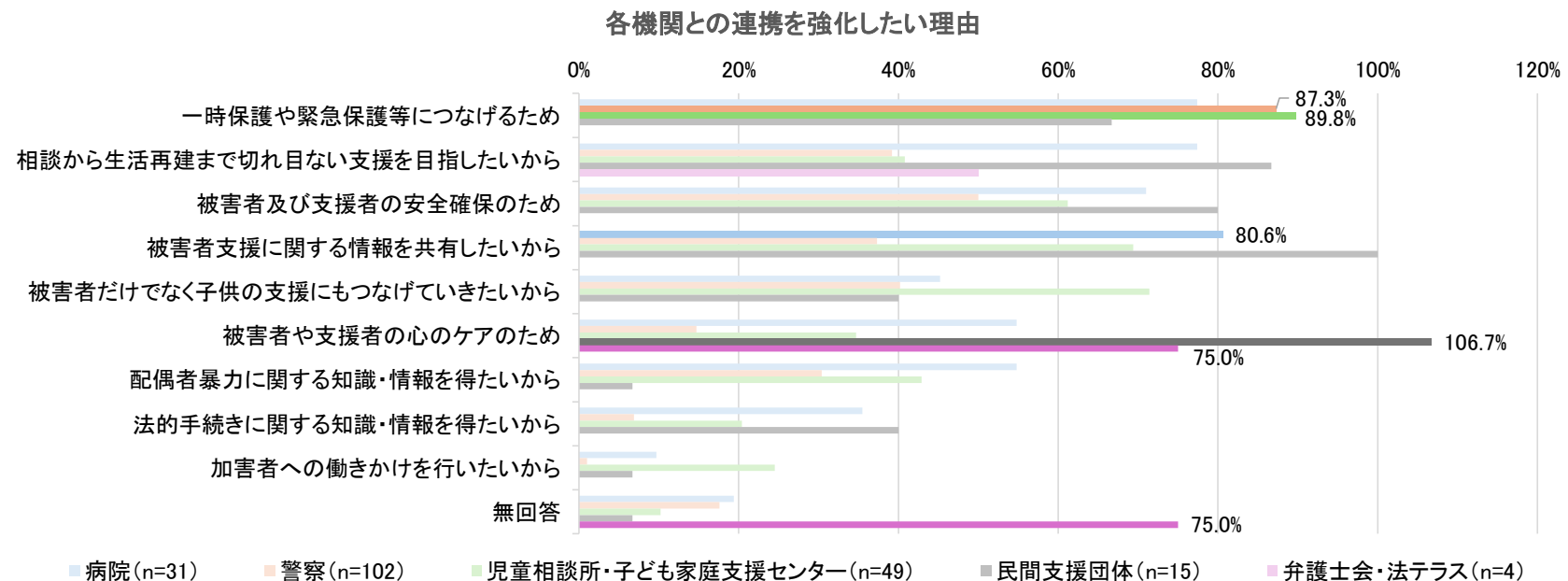
連携を強化したい機関等(3つまで回答)

	連携を強化したい相手先		
	1位	2位	3位
病 院	区・市の男女センター・女性センター	東京都女性相談支援センター 警察 児童相談所 東京ウィメンズプラザ	
警 察	区・市の男女センター・女性センター	児童相談所	子供家庭支援センター 区・市の配偶者暴力相談支援センター
児童相談所 ・子ども家庭支援センター	東京都女性相談支援センター	区・市の男女センター・女性センター 児童相談所	福祉事務所 弁護士
民間支援団体	医療機関 民間相談機関	福祉事務所 東京都女性相談支援センター 東京ウィメンズプラザ	区・市の男女センター・女性センター 子供家庭支援センター 警察 児童相談所 弁護士

【出典】東京都生活文化局「令和6年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査報告書」より作成

配偶者暴力被害者支援関係機関及び支援団体が連携を強化したい理由

各機関と連携を強化したい理由として、病院では「被害者支援に関する情報を共有したいから」、警察と児童相談所・子ども家庭支援センターでは「一時保護や緊急保護等につなげるため」、民間支援団体では「被害者や支援者の心のケアのため」が最も多く挙げられています。

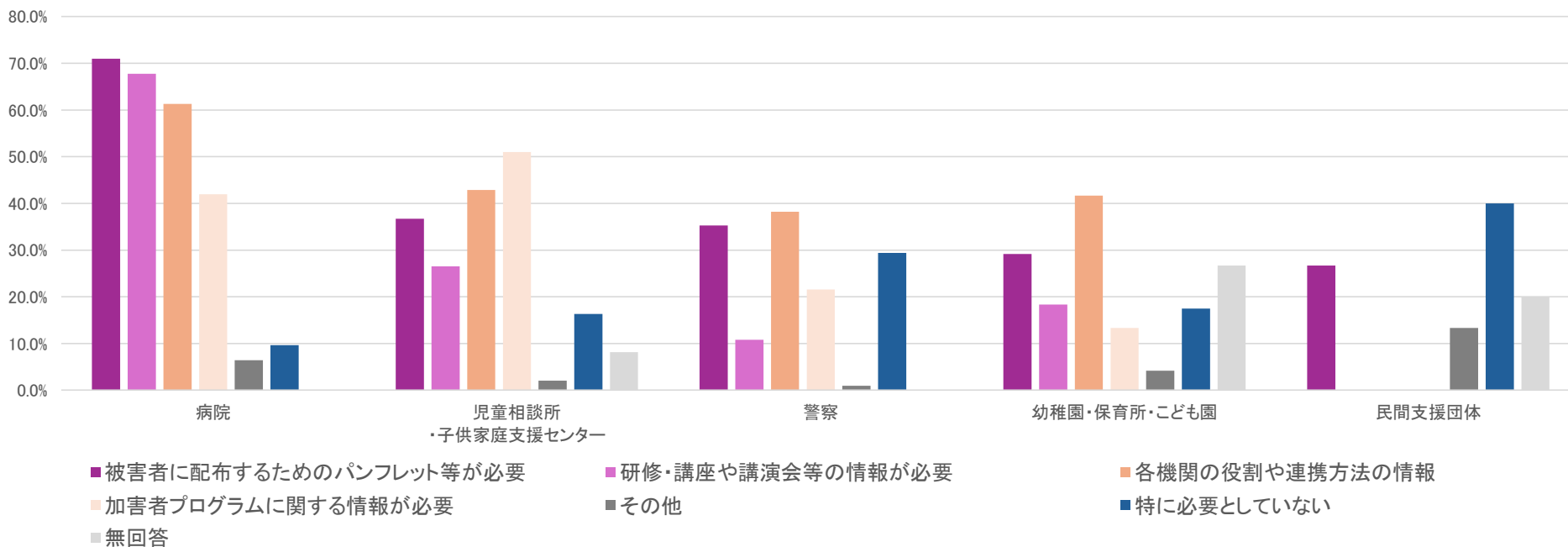


【出典】東京都生活文化局「令和6年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査報告書」より作成

配偶者等暴力の被害者支援に関わる団体が必要と感じている情報

病院は、「被害者に配布するためのパンフレット等が必要」「研修・講座や講演会等の情報が必要」「各機関の役割や連携方法の情報」の回答が多くなっています。また、警察や幼稚園・保育園・こども園は、「各機関の役割や連携方法の情報」が多くなっています。

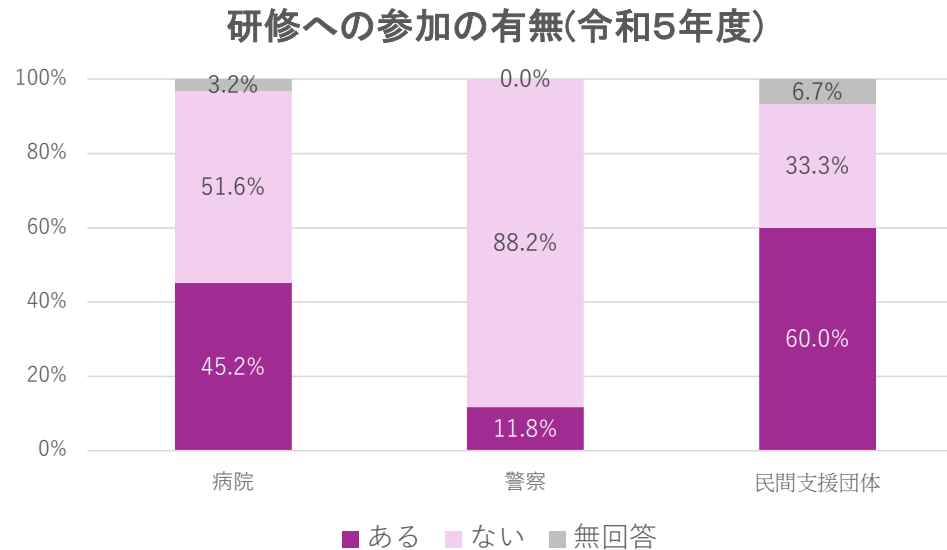
必要な情報(複数回答)



【出典】東京都生活文化局「令和6年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査報告書」より作成

都・区市町村実施の研修への参加の有無

令和5年度に都・区市町村が実施した研修に参加した機関等は、「病院」で45.2%、「警察」で11.8%、「民間支援団体」で、60.0%となっています。



【出典】東京都生活文化局「令和6年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査報告書」より作成

施策の 方向性

- 被害者に対し切れ目のない支援を行うため、関係機関が共通認識を持ち、支援の様々な段階において、緊密に連携して取組を進めていきます。
- 区市町村や民間団体等に向け、人材育成等の質の向上に資する取組を行っていきます。

柱8

関係機関の連携
人材育成

主な事業



(生活文化局)

配偶者暴力防止等民間活動支援事業



- 民間団体が行う活動に対して助成するとともに、専門的な知識や経験を持つアドバイザーを派遣します。

背景

配偶者暴力の防止等については、柔軟で迅速な対応ができる民間団体が重要な役割を担っており、その取組を支援することで、東京都の配偶者暴力被害者に対し、国・都・区市町村・民間団体が連携した切れ目のない支援を行っています。

実績

令和7年度:助成9団体	アドバイザー派遣:8団体
令和6年度:助成7団体	アドバイザー派遣:7団体
令和5年度:助成10団体	アドバイザー派遣:9団体

取組

○ 民間団体の支援活動に助成
民間団体等が自主的に行う多様な相談体制の整備、研修・人材育成の推進等、様々な配偶者暴力被害者支援事業に対して助成

○ アドバイザー派遣
配偶者暴力防止や被害者支援等に関する活動に対し、専門的な知識や経験を持つアドバイザーを派遣

PICK UP

(生活文化局)

職務関係者研修

- 配偶者等暴力対策に係る区市町村担当者や職務関係者への研修を行います。

背景

区市町村担当者や職務関係者には、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解したうえでの対応が求められていることから、資質の向上を図るために様々な研修を実施している。

実績

令和7年度:研修回数6回 受講者数 延べ816名

令和6年度:研修回数5回 受講者数 延べ837名

令和5年度:研修回数5回 受講者数 延べ820名

取組

○ 基礎研修

新任の職務関係者を対象に、基礎的知識、二次被害防止、トラウマ体験を理解した支援(トラウマインフォームドケア)の理解、被害者の情報保護等の知識を提供

○ 分野別研修

教育関係者等の職種別に実施。各機関の支援における対応のポイント・役割等に関する知識を提供

○ テーマ別研修

配偶者暴力を目撃した子供の心理や高齢者間の配偶者暴力等、支援を行う上で重要なテーマを切り口とした知識を提供

○ 応用研修

配偶者からの暴力に関する実践的な知識や考え方を提供し、スキルアップを図る

柱8

関係機関の連携 人材育成

主な事業

(1) 関係機関・団体の連携推進

- 区市町村や関係機関・民間団体等との連携強化のため、都が主体となって会議を開催するなど、情報共有や関係強化、活動支援等を行います。

配偶者暴力対策ネットワーク会議の充実

(生活文化局)

- 都・区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な支援や地域によって差が生じない支援のための体制強化を図ります。

配偶者暴力防止等民間活動支援

(生活文化局)

- 民間団体が行う配偶者暴力被害者支援等に係る活動に対して助成します。また、専門的な知識や経験を持つアドバイザーを派遣し、活動を支援します。

民間シェルター等被害者支援団体への支援

(生活文化局)

- 民間シェルター等の先進的取組のための経費や区市町村が民間シェルター等と連携し行う先進的取組に要した経費を助成し、活動を支援します。

被害者支援基本プログラムの活用

(生活文化局)

- 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、支援の実情や新たな制度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を実施します。

柱8

関係機関の連携
人材育成

主な事業

(2) 人材育成・調査研究の推進

- 専門的な知識や技能の習得に向けて、支援従事者のニーズも踏まえながら、区市町村や民間団体等に対し、研修を実施します。

職務関係者研修

(生活文化局)

- 職務関係者が配偶者等暴力被害への知識や理解を深め、被害の早期発見や適切な支援ができるよう研修を実施します。

配偶者暴力被害者自立支援民間人養成事業

(生活文化局)

- 配偶者等暴力の被害者支援を行う民間団体が、支援に役立つ知識や支援に必要なスキル習得のための研修を実施します。

配偶者暴力対策区市町村支援事業

(生活文化局)

- 配偶者等暴力の被害者支援の調整役を担う職員が、被害者支援に必要な総合的知識や関係部署との連携方法の習得などスキル向上のための研修を行います。

民生委員・児童委員への研修の実施

(福祉局)

- 地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、配偶者等暴力に関する情報を提供し、配偶者等暴力についての社会的関心を高めます。

男女平等参画のための都市間ネットワーク(CHANGE)への参加

(生活文化局)

- 世界17都市が加盟している都市間ネットワークに参加し、男女差別や女性蔑視、ジェンダーに基づく不公平に対する取組の共有を加盟都市間で行います。



ミンジー
(民生委員・児童委員を多くの方に
知っていただくためのキャラクター)

CHANGE
CITY HUB AND NETWORK FOR GENDER EQUITY

主な数値目標・KPI

柱 7

切れ目のない支援体制の整備

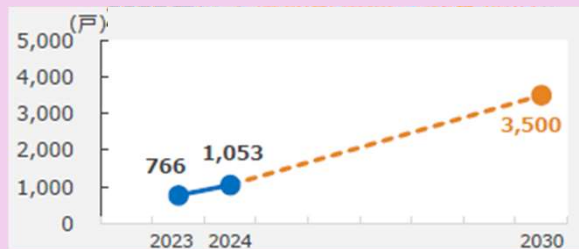
「デートDV」という
言葉の認知度

60%以上
(2030年度末まで)

配偶者や交際相手から暴力を受けたときに、相談できる機関があることを知っている方の割合

63.5% (2025年度時点) から
70%に向上
(2030年度末までに)

東京ささエール住宅の
専用住宅の供給
2030年度：3,500戸
2035年度：適切な
供給戸数を確保※



※東京都住宅政策審議会において検討予定

主な数値目標・KPI

柱 8

関係機関の連携・人材育成

配偶者暴力相談
支援センター機能
整備を実施する区
市町村数

28区市町村
(2030年度末まで)

配偶者暴力被害
者支援に関して、
都と連携する民間
団体数

毎年度40団体と連携

区市町村担当者
や職務関係者等
を対象とした研修
受講者数
(累計)

5,500人
(2030年度末まで)

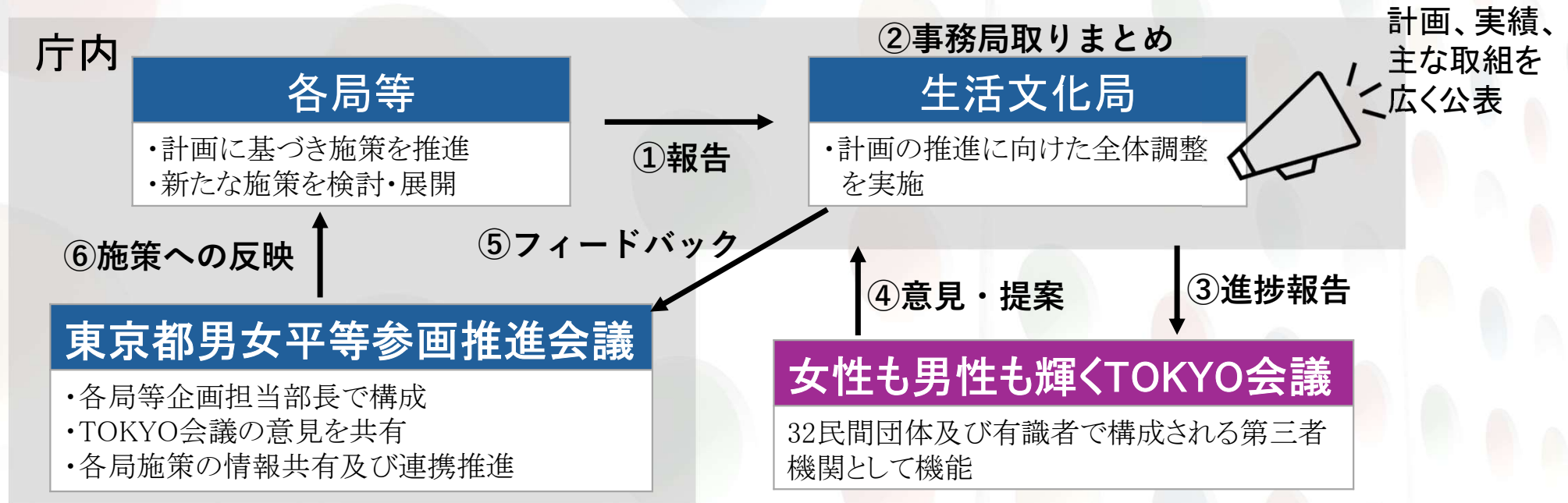
第2章

計画の着実な推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の着実な推進と改善
3. 計画を一層推進するための広報・啓発
4. 配偶者暴力対策の推進

1. 計画の推進体制

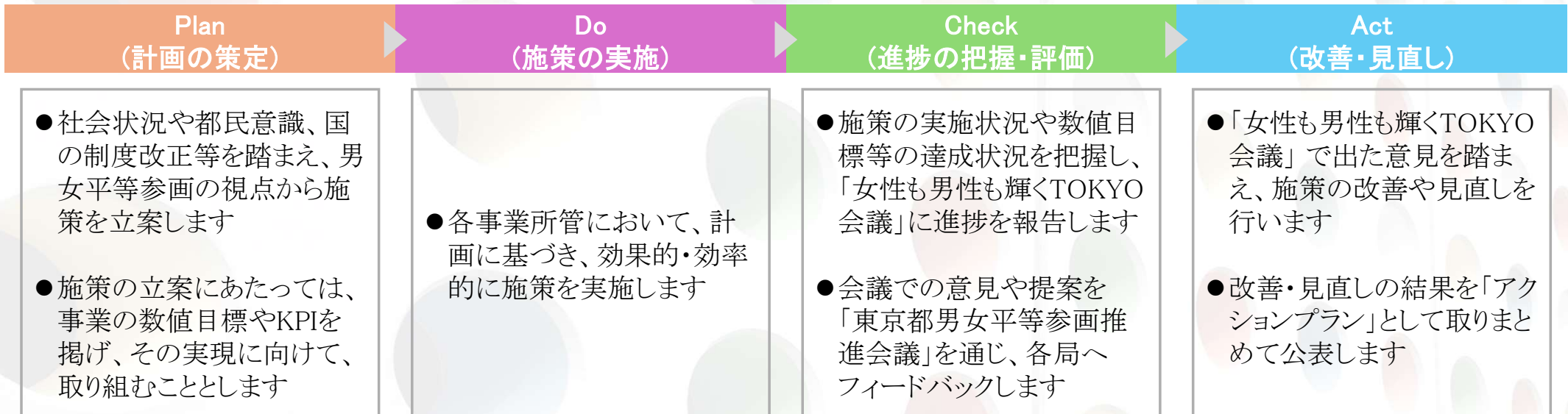
- 庁内各局等の男女平等参画施策や取組について、その達成状況を集約し、分析しています。
- 民間団体及び有識者で構成される「女性も男性も輝くTOKYO会議」にそれらを報告し、いただいた意見、提案については、庁内横断会議である「東京都男女平等参画推進会議」で各局等にフィードバックし、都庁全体で新たな施策の検討等に活用しています。



2. 計画の着実な推進と改善

(1) PDCAサイクル

- 計画記載の事業を通じて、総合計画の基本理念を実現していきます。
- 施策の実施にあたっては、計画の策定(P)、施策の実施(D)、進捗の把握・評価(C)、改善・見直し(A)を行うことにより、施策の実施と検証、見直しを重ね、より実効性の高い施策を作り上げていきます。
- アクションプラン(別紙)として、3年ごとの目標と、目標に向けた年次計画を作成し、毎年度見直ししていきます。



(2) 国への提案要求

選択的夫婦別姓や配偶者暴力対策など、都では変えることが難しい社会制度については、積極的に国に提案することを検討していきます。

3. 計画を一層推進するための広報・啓発

(1)「伝わる」ための広報活動

- 都は、基本条例第10条により、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとしています。
- デジタル技術が社会に浸透し、SNS等のプラットフォームやクラウドサービス等を含め、社会生活や企業活動等において、人々の情報収集、コミュニケーション、消費行動や企業の経済活動に大きな変化が生じつつあります。個人が受け取る情報量は飛躍的に増加し、誰もが膨大な情報にアクセスできる一方、SNSやWeb検索におけるフィルターバブル(※)現象により、個人の興味・関心に偏った情報が選別され、行政情報など多様な情報に触れにくくなる状況も発生しています。
- 価値観やライフスタイルも幅広いものになっています。個人の趣味嗜好や働き方、家族のあり方、多様なルーツを持つ方々の増加など、社会のあらゆる面で多様化が進んでおり、それぞれの立場で欲しい情報や効果的に伝わる手段、タイミングが異なっています。
- このような状況を踏まえると、一律なメッセージを画一的な手法で発信するだけでは、その情報は埋もれてしまい、必要とする人に届きません。施策を着実に届けるためには、これまで以上に、「誰に」「何を」「どのように」伝えるかをきめ細かく意識した対応が必要です。

(※)「フィルターバブル」 アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザーにとっては望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル(泡)」の中に孤立するという情報環境を指す

(2)幅広い層へのアプローチ

- 都では、総合計画の改定に向けて、都民の意見や課題認識を把握するため、世論調査に加え、対話や参加を重視した意見聴取を実施し、学校や大学、イベント、講座等の多様な機会を活用し、若年層から働く世代、高齢者まで幅広い層の施策に対する期待や課題認識の把握を行ってきました。
- また、性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」や男性の家事・育児促進、女性のキャリア形成、配偶者暴力対策等、多様なテーマについて意見を収集するとともに、ワークショップ等を通じて、都民とともに考え議論する機会を創出しており、今後もこういった取組を継続していきます。
- 女性、男性、若年層など、「伝える」対象に応じてオウンドメディア(HP、チラシなど)やアードメディア(取材、ロコミなど)を活用するなど、広報や啓発の手法を工夫し、積極的な情報発信に取り組んでいきます。

都が取り組む多様な意見聴取のイメージ

幅広い都民の
意識の把握

- 幅広い都民を対象として世論調査を実施し、男女平等参画の理解の浸透や課題認識等、都民全体の意識や傾向を把握

対象に応じた
意見収集

- 学校や大学、イベント、講座等の場を活用し、ワークショップやアンケートを実施し、日常生活で感じる課題や行政に期待する事項など、当事者視点の意見を収集



都の施策等
に反映

(3)令和7年度 of 取組

取組① 中学・高校でのワークショップ開催

将来の進路選択や価値観形成に大きな影響を受ける中高生を対象に、性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」や男性の家事・育児促進をテーマとしたワークショップを実施し、若年層の視点から意見聴取を実施しました。

ワークショップ概要

品川女子学院において、「特別講座」の形式による全2回のワークショップを実施

第1回(令和7年11月11日)

テーマ 性別に関する「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」

参加者 27名(中学2年生～高校2年生)

第2回(令和7年11月28日)

テーマ 男性の家事・育児促進

参加者 16名(中学2年生～高校2年生)

アンコンシャス・バイアスへの意見(要約)

子供から大人まで幅広い世代への意識啓発が必要

教育や日常の言葉が価値観の形成に影響していると思う

若年層による発信や対話の機会がとっても重要

男性の家事・育児促進への意見(要約)

家事・育児分担が見える化すれば気づくためのきっかけになる

そもそも社会全体の長時間労働が、家事・育児参画の課題

家事や育児を大変なものではなく、楽しみながら参加できる工夫や対話が重要

取組② 大学でのアンケート実施

将来を担う学生世代の男女平等参画に対する意識や課題認識を把握するため、東京都立大学の学生を対象に男女平等参画に関するアンケートを実施し、若年層の意識や行政に期待する取組等について意見聴取を実施しました。

アンケート概要

東京都立大学において、男女平等参画に関する意識や行政に期待する取組等についてWebアンケートを実施

実施概要

期間 令和8年1月5日～16日
方法 eラーニングシステムにアンケートフォームを掲載
対象 大学生・大学院生

回答者概要

回答者数 296名
性別 男性(127名)、女性(152名)、
 その他・回答しない(17名)

女性の働き方支援への意見(要約)

出産・育児後も働き続けられる環境の整備が必要

賃金格差の是正や柔軟な働き方の推進が必要

女性のキャリア形成や再就職の支援が必要

意識改革・教育への意見(要約)

固定的性別役割分担意識の見直しが必要

教育現場での啓発やロールモデルの発信が重要

男性の家事・育児の促進が必要

平等観への意見(要約)

機会の平等を重視すべき

男性支援や女性優遇に対しても検討が必要

LGBTQ等を含めた多様性への配慮が必要

取組③ 東京ウィメンズプラザフォーラムでのアンケート実施

男女平等参画や女性活躍に関心を持つ都民や民間団体等の意見を把握するため、東京ウィメンズプラザフォーラムの参加者を対象に、総合計画や東京ウィメンズプラザに期待する取組等について、意見聴取を実施しました。

アンケート概要

フォーラム参加者を対象に、男女平等参画施策や広報等に関するアンケートを実施

フォーラムの実施概要

- 都や民間団体主催イベント、ブース出展等
- 男女平等意識の醸成や民間団体活動の周知を実施

アンケートの概要

回答件数 481件

内容 総合計画や東京ウィメンズプラザに期待する取組等

広報・情報発信への意見(要約)

都の取組や施策をもっと広くPRして欲しい

SNS等を活用した発信を強化すべき

若年層への周知拡大が必要

学びの充実への意見(要約)

ジェンダーや性教育に関する講座・イベントを充実すべき

学校や若年層向けの企画を拡充することが必要

ワークショップやトークイベントを充実すべき

男性を含めた取組への意見(要約)

男性向け育児・家事参画に対する支援を充実すべき

男性も参加しやすい企画づくりが重要

男女双方が参加できる意見交換の場が必要

取組④ 消費者問題に関する講座でのアンケート実施

地域や社会課題に関心を持つ層の意識や課題認識等を把握するため、消費者問題マスター講座受講生を対象にアンケートを実施し、総合計画において重点的に取り組むべき施策等について、意見聴取を実施しました。

アンケート概要

計画の改定に向けて、行政に期待する取組等について、Webアンケートを実施

実施概要

期間 令和7年9月8日～12月28日
方法 オンラインフォーム
内容 消費者問題について学ぶ都民向け講座

回答者概要

回答者数 49名
性別 男性(29名)、女性(20名)

性別に関する無意識の思い込みへの意見(要約)

教職員や親世代も含めた意識改革が必要

固定的性別役割分担意識の見直しへの注力が必要

無意識の思い込みを解消する取組を強化すべき

広報・普及啓発への意見(要約)

都の事業内容を知ってもらうため、広報を強化すべき

取組や東京ウィメンズプラザの認知度向上が必要

全体的に広報や情報発信を強化すべき

女性活躍と配偶者暴力対策への意見(要約)

女性が意思決定に参画する支援が必要

男女間賃金格差の是正が重要

配偶者暴力対策の強化が必要

意見聴取のまとめ

令和7年6月以降、前記①～④のほか、様々なイベントや講座等においてワークショップやアンケートを実施し、10代～70代まで幅広い方々から延べ1,090件の意見を聴取しました。今後の施策立案や広報・普及啓発に活かします。

【品川女子学院での特別講座】



【UP NEXT KOMAZAWA】



行政に求める取組等

社会の固定観念や偏見の是正、教育現場での啓発活動

子育てや介護に関する支援の充実、男女ともに家庭と仕事を両立できる環境整備、家庭への経済的支援

女性向けの施策が進む一方で、男性への支援の不足

トイレの整備や生理用品の配置、パパ向けのベビーベッドの設置

法制度の整備や行政の優先した取組、現行制度の見直しや充実、定量的指標の導入

女性のキャリア形成、男女間賃金格差の是正、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正

性別による登用・採用への疑問

SNS等を活用した若年層へのアプローチ、幅広い層に向けた交通広告の活用、広報の強化

今後も都が主催する様々なイベントや講座等を活用し、広報や意見聴取を実施していきます。

4. 配偶者暴力対策の推進

Ⅰ 都の役割や取組状況

- 都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談支援センター※が、配偶者暴力防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担っています。
※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により設置
- また、警視庁は、被害者の安全を確保するうえで、重要な役割を担っています。

東京都配偶者暴力相談支援センター

◎ 東京ウィメンズプラザ

- 弁護士・精神科医による専門相談を含め、総合的な相談を実施しています。男性からの相談にも対応しています。相談の一環として、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等も行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。
- 被害者の自立を支援する講座を開催し、自助グループ※等の活動を支援しています。
- 配偶者等暴力対策に係る区市町村担当者や職務関係者への研修を行っています。
- 都内配偶者暴力相談支援センターの中核として、センター間の連携を図るとともに、区市町村のセンター整備に向けて技術的支援を行っています。

◎ 東京都女性相談支援センター

- 電話相談、面接相談を実施し、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等を実施しています。
- 加害者の暴力から一時的に避難するための一時保護に関する業務を行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助、証明書の発行業務を行っています。

※ 同じ心の悩みを抱えた人々が集まり、互いに語り合い励まし合うためのグループ

警視庁

- 警視庁総合相談センターや各警察署の生活安全課等で被害の通報、相談に対応し、必要に応じて一時保護へつなぎます。
- 保護命令違反行為の取締り、本人からの申出に応じた警察本部長等（警視庁は警視総監又は警察署長）による援助※等の支援を行っています。
- 元交際相手等からのつきまとい等に対しては、ストーカー規制法による対応を行っています。
- 他の機関では対応が困難な緊急時には、被害者等の安全確保を行います。

※配偶者暴力防止法第8条の2により、被害者から、被害を自ら防止するため警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合、警察は、その申出が相当であると認めるときは、状況に応じて避難その他の措置を教示する等、被害の発生を防止するために必要な援助を行うこととされています。

庁内関係局

- 生活文化局及び福祉局が中心となり、配偶者等暴力対策に関する総合的な取組を行っています。
- 被害者の早期発見から保護、生活再建の各段階において、福祉、保健・医療、就労や住宅等の施策を所管する各局が、組織横断的に被害者の状況に応じた取組を行っています。

■ 区市町村や地方裁判所、民間団体等の役割や取組状況

- 区市町村は、被害者とその家族が生活する身近な地域であり、被害者の発見や相談への対応、被害者の自立支援において重要な役割を担っています。
- また、地方裁判所や民間団体等、多様な関係者が都における配偶者等暴力対策における重要な役割を担っています。

区市町村

- 配偶者暴力相談支援センターや男女平等参画センター、福祉事務所を中心に、関係機関と連携して相談やサービスの提供を行っています。
- 一時保護を要する被害者については、東京都配偶者暴力相談支援センターと連携して保護を行うほか、独自に緊急一時保護事業を実施している区市町村もあり、令和6年(2024年)度時点では49区市町村に及んでいます。
- 住民登録、保険、年金、子供の就学等生活全般にわたる支援を継続的に行っています。
- 令和6年(2024年)度には、44区市で配偶者等暴力に関する情報交換や被害者支援体制の強化等について検討する連絡会議が設置されています。
- 区市町村における基本計画については、令和7年(2025年)11月時点で50区市町が策定済みです。
- 令和8年(2026年)5月時点で、23区全てに配偶者暴力相談支援センター機能を整備しています。
- 都の調査(令和7年度)では、配偶者暴力相談支援センターの機能整備について、7市1町2村が今後検討するとしています。また、機能整備にあたり、困難だと思える点について、半数以上の区市町村が、人員・予算の問題と相談体制及び対応への不安を挙げています。

地方裁判所

- 配偶者暴力防止法は、被害者の申し立てにより、被害者の生命又は身体に重大な危害が及ぶおそれがあるときに、裁判所が加害者に対して被害者やその関係者に近寄らないよう命ずる「保護命令」について定めています。
- 保護命令が出された場合は、発令した裁判所は速やかに配偶者暴力相談支援センターや警察等に通知することとなっており、被害者の生命、身体の保護のための連携を図っています。
- 配偶者暴力防止法やストーカー規制法で対応のできない被害者や関係者への接近や暴力脅迫等を防ぐため、民事保全法に基づく仮処分命令の制度があり、これも被害者の申し立てにより裁判所が決定を行っています。仮処分命令が出された場合は、間接強制の手続きにより、加害者に心理的な圧迫を加えることで、仮処分命令で定められた義務の履行を促すことができます。

民間団体等

- 被害者支援のための豊富なノウハウを持ち、積極的に被害者支援に取り組む民間団体では、相談、民間シェルターやステップハウス※の運営、被害者の同行支援、就労のための講座開催、自助グループ活動等被害者の立場に立った幅広い活動を実施しています。
- 近年、民間支援団体の中には、国や自治体からの委託や助成を受けて被害者支援を行う団体もあり、連携した取組が進んでいます。
- 弁護士会、医師会、民生・児童委員協議会等、それぞれ専門性の高い団体は、活動の一環として、配偶者等暴力の早期発見や被害者の自立支援に関わる普及啓発など、行政との連携を図っています。

※ 一時保護施設等を退所した後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間施設

■ 都における被害者支援に係る関係機関・団体との連携

- 都は、配偶者等暴力対策の関係機関を構成員とした会議を設置・運営しています。

東京都配偶者暴力対策 ネットワーク会議

- 庁内関係各局、警視庁、区市町村の男女平等参画及び福祉・児童等関係部署、地方裁判所、弁護士会、民間支援団体等、配偶者暴力対策に係る幅広い関係機関・団体を構成員とした会議です。
- 本会議では、施策を着実に推進するための協議や中長期的な課題の検討を行い、関係機関・団体がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで、切れ目のない被害者支援を目指しています。
- 「推進部会」と「連携部会」を設け、施策の推進を図るとともに、連携した取組のための課題の検討等を行っています。

東京都配偶者暴力相談 支援センター連携会議

- 東京ウィメンズプラザにおいて、都と区市町村の配偶者暴力相談支援センター等が一堂に会する、連携会議を設置・運営しています。
- 都内の支援センター同士が、課題を共有し、検討することにより、広域連携を図っています。

配偶者暴力対策に係る 民間支援団体との連携会議

- 東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力被害者の支援を行う民間団体との連携会議を設置・運営しています。
- 各団体の支援情報の情報交換等を行うことにより、東京都と民間団体の連携のみならず、民間団体相互の連携を図っています。

配偶者暴力被害者支援体系図

